

寒河江市文化財保存活用地域計画



2022. 7. 22

寒河江市教育委員会

序

寒河江市は、史跡慈恩寺旧境内や慈恩寺本堂・仏像群をはじめとして、国縣市指定等文化財を数多く有する、豊かな風土や歴史、文化が薫るまちです。令和3年度を初年度に本市が策定した「新第6次寒河江市振興計画」は、将来都市像として「さくらんぼと笑顔かがやく 安全・安心なまち 寒河江」を掲げ、本市の歴史教育では、将来を担う子どもたちに慈恩寺をはじめ、先人の功績など地域の歴史を学び、ふるさと寒河江の理解を深め、後世に伝えながら新たな歴史を育むまちを目指しております。

慈恩寺旧境内は、平成26年10月に国史跡指定を受け、平成29年3月に史跡を良好な状態で後世に残し、活用を図るために「史跡慈恩寺旧境内保存活用計画」を策定し、市民の理解をいただきながら市を挙げて史跡の保存と活用、整備に向けた取り組みを進めてまいりました。

一方、市全域の文化財を将来にわたり適正に保存・活用し、本市の歴史文化振興に資するためには、総合的な計画を作成する必要がある、このたび文化財保存活用地域計画を作成するものです。

今後は、この計画に基づき、市が誇る文化財の適切な保存・活用に努めてまいります。

最後に、計画の作成にあたり、文化庁をはじめ山形県、寒河江市歴史文化振興検討委員会の皆さまにご指導、ご鞭撻を賜りましたことをここに深く感謝申しあげ、あいさついたします。

令和4年7月

寒河江市教育委員会
教育長 佐藤 志津男

目 次

序 章	1
1. 計画作成の背景と目的	2
2. 関連計画における位置づけ	3
(1)上位計画	4
(2)関連計画	6
(3)山形県文化財保存活用大綱(令和4年3月策定)	6
3. 計画期間	6
4. 計画の進捗管理	7
5. 文化財の定義	7
第1章 寒河江市の概要	11
1. 自然的環境	12
(1)位 置	12
(2)地 理	12
(3)気 候	15
(4)災 害	16
2. 社会的状況	18
(1)人 口	18
(2)産 業	19
(3)交 通	20
3. 歴史的背景	22
(1)歴 史	22
(2)伝統行事・祭り	27
4. 地区区分の設定と町の変遷	28
(1)地区区分の設定	28
(2)集落・町の変遷	28
(3)地区の概要	31
第2章 寒河江市の文化財の概要と特徴	37
1. 文化財の概要と特徴	38
(1)指定等文化財の概要	38
(2)指定等文化財一覧	39

(3)指定文化財の特徴	39
2. 埋蔵文化財	44
3. 未指定文化財の概要と特徴	45
(1)旧町村行政文書	45
(2)郷土館と郷土館資料室資料	45
(3)各地区所在の資料・未指定文化財	45
第3章 寒河江市の歴史文化の特徴	47
1. 歴史文化の特徴	47
(1)最上川中流域に発展した原始時代の集落	48
(2)時の為政者に守られ伝わってきた仏教文化	48
(3)大江氏の支配から幕府直轄領へ	48
(4)雪国の風土にアレンジされた上方の雅	49
(5)村山盆地に形づくられた田園景観	50
第4章 文化財の把握調査	51
1. 文化財の把握調査の概要	52
2. 文化財の把握調査の課題	54
3. 文化財の把握調査実施の方針	55
4. 文化財の把握調査実施の体制	55
第5章 文化財の保存・活用に関する将来像・基本的な方向性	57
1. 文化財の保存・活用の将来像	58
2. 文化財の保存・活用の課題	58
3. 文化財の保存・活用の方針	62
4. 文化財の保存・活用の措置	66
第6章 関連文化財群による文化財の保存・活用	75
1. 関連文化財群	76
(1) 関連文化財群の目的	76
(2) 関連文化財群の設定と考え方	76
(3) 関連文化財群の概要	78
第7章 関連文化財群における文化財の保存・活用に関する方向性	93

1. 関連文化財群における保存・活用	94
第8章 文化財の防災・防犯	109
1. 文化財の防災に関する課題	110
2. 文化財の防災に関する方針	110
(1)水害対策	110
(2)地震対策	111
(3)防火対策	111
(4)推進体制	111
3. 文化財の防災に関する措置	113
(1)取組内容	113
4. 文化財の防犯に関する課題・方針・措置	114
(1)文化財の防犯に関する課題	114
(2)文化財の防犯に関する方針	114
(3)文化財の防犯に関する措置	114
第9章 文化財の保存・活用の推進体制	115
1. 文化財の保存・活用の推進体制	116
2. 文化財の保存・活用の推進体制の課題・方針	117
(1)推進体制の課題	117
(2)推進体制の方針	118
付載 計画作成の体制	119
1. 寒河江市歴史文化振興検討委員会設置要綱	120
2. 体 制	121
3. 経 過	122
(1)作成に至る経過	122
(2)協議の経過	122

表紙写真：二の堰から葉山を望む

序 章

1. 計画作成の背景と目的

寒河江市（以下本市という）は、山形県の母なる川「最上川」と日本有数の清流「寒河江川」が、市街地を包むように流れ、月山と葉山、遠くに蔵王・朝日連峰を望み、四季の変化に富んだ美しい景観と豊かな自然環境に恵まれたまちです。また、史跡慈恩寺旧境内や慈恩寺本堂・仏像群をはじめとして、国・県・市指定等文化財を数多く有し、豊かな風土と歴史、文化が調和するまちが形づくられています。

特に、本市では平成 29 年 3 月に、史跡を良好な状態で後世に残し、活用を図るための基本計画である「史跡慈恩寺旧境内保存活用計画」を作成するとともに、4 月には慈恩寺振興課を新設し、市民の理解をいただきながら市を挙げて史跡の保存・活用や整備、観光客の誘致、全国的な認知度の向上に取り組んでいます。

一方、本市における文化財を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化や人口の減少、生活様式の変化のなかで、存続の危機に瀕している文化財も少なくはありません。また、市民の歴史文化に対する興味関心も低下しています。さらには、伝統的な建造物の茅葺などの修理技術の継承なども困難になっています。そうした中、近年、地域活性化に文化財の活用を求める声も市民から聞かれるようになっていきます。

これらを背景として、市全域の文化財の保存と活用が、本市の大きな課題となっており、課題解決のためには、本市の文化財を将来にわたり適正に保存・活用し、本市の歴史文化振興に資する総合的な計画を作成する必要性が生じてきており、「寒河江市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）を作成する運びとなりました。

本市は、現市を構成する合併前の町村を基礎とする 8 地区それぞれが、固有の歴史文化を有しており、各地区の歴史が相互に影響しあうことで多彩で味わい深い「寒河江」特有のものとして人々の目に映ります。そのため、8 地区が主体となってそれぞれに特徴を持った各地区の歴史文化を適切に保存・活用し、後世につないでいくことが住民から求められています。

文化財は未来に伝える地域の宝であり、地区ごとに文化財を保存・活用を行うことが特色ある地域づくりにつながり、文化財所有者等関係者との連携も円滑に行うことが可能となり、ひいては保存と活用の循環にもつながっていきます。

国においては、平成 30 年 6 月に文化財保護法の一部が改正され、平成 31 年 4 月より施行されました。これにより、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制を整備することを目的とした文化財保存活用地域計画を市町村が法律に基づき作成できるようになりました。これらを背景に地域計画は、上記の 8 つの地区の特色を生かしながら、本市の歴史文化を活かしたまちづくりを一層推進することを目的として作成するものです。

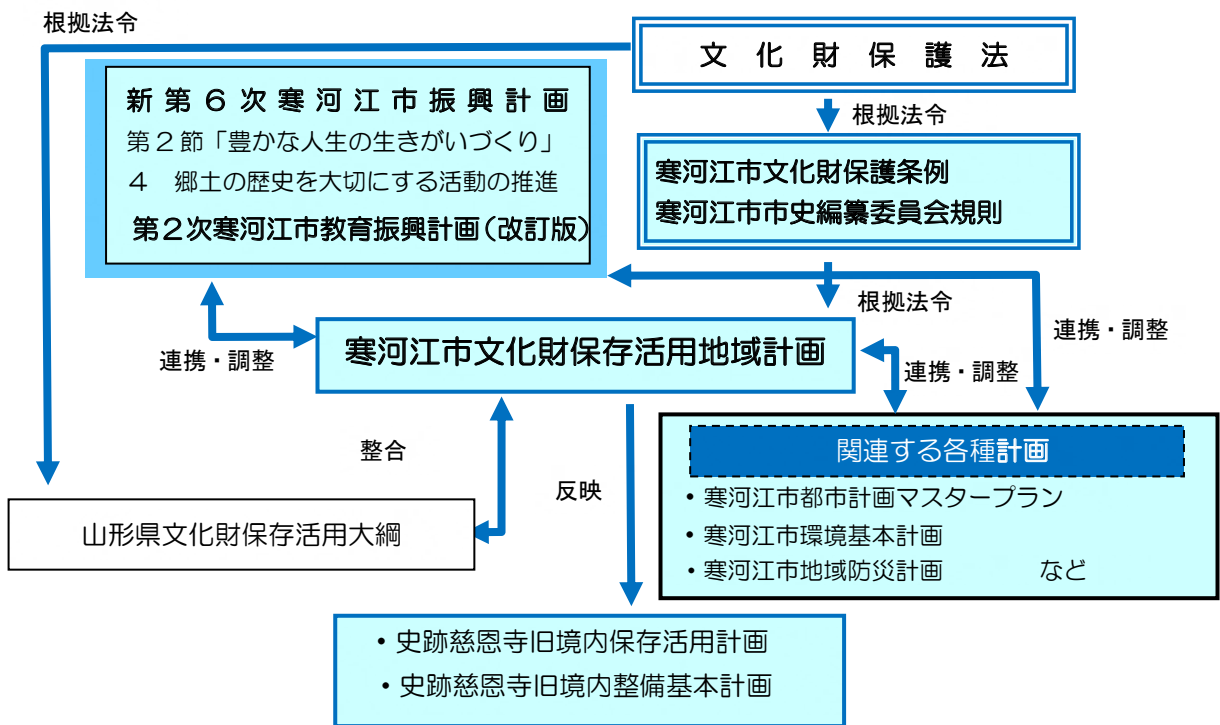
文化財は、行政による保護措置が図られていない未指定文化財であっても、地域住民の歴

史を語るうえで重要な先人の遺産であり、文化的な生活を営むために必要な資料となっています。そのため地域計画では、本市全域の指定・未指定に関わらず全ての文化財を対象とし、本市の上位計画である「新第6次寒河江市振興計画」や「第2次寒河江市教育振興計画（改定版）」と連携し、文化財の適正な保存・活用の推進を図っていきます。

地域計画は、市内の文化財の総合的な保存・活用に係るマスタープラン兼アクションプランとするものです。各地区に存在する文化財の保存・活用について課題を明らかにし、それぞれ方針と措置を示していきます。特に、今期の計画では、本市の主要な史跡である慈恩寺については、慈恩寺旧境内保存活用計画に定められた上の寺遺跡周辺の国指定史跡の調査を進めることと、史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設（慈恩寺テラス）を活用した史跡の価値の啓発と観光客の誘致、全国的な認知度の向上を図っていきます。また、熊野信仰の中心的な役割を担ってきた平塩地区の史跡や、寒河江を400年間治めた大江氏の各城跡などをはじめとする本市の文化財を将来にわたり適正に保存・活用し、本市の歴史文化を継承していくために、市内各地区それぞれの歴史文化について把握し、それらを地域住民と共有し、磨きをかけ、活かしていくことを方針とし、本市の歴史文化振興に資していくことに重点をおきます。

2. 関連計画における位置づけ

地域計画は文化財保護法第183条の3に基づき作成するものです。また、令和4年3月に山形県が策定した「山形県文化財保存活用大綱」を勘案します。本市の地域計画は本市の上位計画にあたる「新第6次寒河江市振興計画」、それと連動する「第2次寒河江市教育振興計画」、その他の関連計画である「寒河江市地域防災計画」、「寒河江市都市計画マスタープラン」、「寒河江市環境基本計画」などと整合をとりながら作成するものです。



序-1 地域計画に関する法令・各種計画

(1) 上位計画

① 「新第6次寒河江市振興計画」

〈令和3年3月策定、計画期間 令和3年度～令和7年度〉

令和3年3月策定の「新第6次寒河江市振興計画 さくらんぼと笑顔かがやく 安全・安心なまち 寒河江」には、「第4章第2節豊かな人生の生きがいきづくり」の施策として「4 郷土の歴史を大切に活動の推進」に次の5項目が明記されました。

- 市史などの発刊や歴史資料の調査研究の成果を積極的に情報発信し、郷土を学ぶ学習に活用します。
- 重要な文化遺産を本市の文化財に指定し保護するとともに、指定要件を満たさなくても地域にとって大切な文化遺産を保護するため、文化財の登録制度を創設します。
- 地域の民俗芸能が後世に引き継がれるよう、伝承活動を支援します。
- 「史跡慈恩寺旧境内保存活用計画」と「整備基本計画」に基づき、史跡の整備を計画的に推進します。
- 文化財等を後世に伝え活用していくため、「文化財保存活用地域計画」を作成します。

また、主な取組として、次の6項目が明記されています。

- 歴史資料の調査収集と市史等の編集、発刊
- 文化財の調査研究並びに「文化財保存活用地域計画」の作成による文化財等の保存・活用の推進
- 本市独自の文化財登録制度の創設
- 映像化等による民俗芸能伝承活動の支援
- 国史跡慈恩寺旧境内の追加指定と保存整備の推進
- 慈恩寺ガイダンス施設の活用及び郷土の歴史と文化の市内外への発信

②「第2次寒河江市教育振興計画」

〈平成28年3月策定、令和3年3月改定、計画期間 平成28年度～令和7年度〉

平成28年3月策定、令和3年3月改定の『第2次寒河江市教育振興計画』には、基本方針4に「ふるさとに誇りを持ち、郷土の歴史と文化を大切にする心を養う」が明記され、その主要施策に「郷土の歴史と文化を大切にする活動の推進」が記され、具体的な施策として次の3項目が記され、その実現に向けた取り組みが市を挙げて進められています。

- ふるさとの歴史の啓発・普及と文化財の保護
- 民俗芸能や伝統行事の保護と伝承
- 史跡「慈恩寺旧境内」の保存と活用

史跡慈恩寺旧境内についての取り組みは、保存活用計画等の策定やガイダンス施設等整備の推進など着実な進展が図られています。また、映像化等による民俗芸能伝承活動の支援についても、保存団体の協力のもと芸能のデジタル映像化が進められています。

(2) 関連計画

地域計画は、本市の関連計画と連携を密に図りながら進められています。下記に文化財に関連する計画内容を記載します。

序-2 関連計画等における文化財についての考え方

計画名	計画期間等	文化財に関する内容
寒河江市都市計画マスタープラン	平成 29 年度～ 令和 7 年度	「自然・景観」と「歴史・文化」の調和のとれた都市づくり
寒河江市環境基本計画	平成 26 年度～ 令和 5 年度	歴史文化遺産の保全と活用
寒河江市地域防災計画	定め無し	文化財の被害調査及び応急対策
史跡慈恩寺旧境内保存活用計画	第 2 期実施期間(現行) 平成 31 年度～ 令和 5 年度	文化財保護法に基づきながら、史跡の保存と活用を適切に図る。
史跡慈恩寺旧境内整備基本計画	第 1 期整備年次計画期間(現行) 平成 30 年度～ 令和 4 年度	史跡慈恩寺旧境内保存活用計画に基づき、史跡慈恩寺旧境内を良好な状態で残しながら利活用を図る。

(3) 山形県文化財保存活用大綱〈令和 4 年 3 月策定〉

山形県文化財保存活用大綱(以下大綱という。)は、「文化財は未来に伝える地域の宝」を全体理念として「みんなで文化財を守り伝えるための基盤の強化」「文化財の確実な保存の推進」「文化財の効果的な活用の促進」「災害への対応力の強化」を基本方針に令和 4 年 3 月に策定されました。大綱は山形県の文化財の保存と活用の方向性を示すものです。文化財が確実に継承されるためには、市町村が大綱を勘案した上で地域計画を作成し、地域の実情に応じた取組みを展開することが望まれています。

3. 計画期間

地域計画の期間は、令和 3 年度(2021) から令和 7 年度(2025) までの 5 か年の計画期間で進捗している「新第 6 次寒河江市振興計画」と連携し、当該振興計画の終期となる令和 7 年度までの 4 年間と、次期振興計画が改定されるまでの 5 年間とを合わせて、令和 4 年度(2022) から令和 12 年度(2030) までの 9 年間とします。また概ね 5 年後の次期寒河江市振興計画の策定の時期に合わせ中間見直しを行います。

当該振興計画の内容と齟齬が無いよう、地域計画の着実な実施のため適切に進捗管理し、

必要に応じた見直しを行うとともに、自己評価を行い、その結果を次期地域計画に反映させてまいります。

なお、地域計画の変更（計画期間の変更、市内の文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更及び地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更）が生じる場合は、文化庁長官へ変更の認定を申請することとします。それ以外の軽微な変更については、山形県を経由し、文化庁へ情報提供をすることとします。

序-3 計画期間

令和3～7年度 (2021～2025年度)	令和8～12年度 (2026～2030年度)	令和13～17年度 (2031～2035年度)
新第6次振興計画 令和2年度改定	次期振興計画 令和8年度～	改定版次期振興計画 令和13年度～
寒河江市文化財保存活用 地域計画（令和4年度～）	寒河江市文化財保存活用 地域計画中間見直し版 （令和8年度～令和12年度）	次期寒河江市文化財保存活用 地域計画（予定：令和13年度～）

4. 計画の進捗管理

地域計画の適切な進捗を図るため、点検・評価のための体制を整える必要があります。進捗管理は、本市教育委員会を中心とし、文化庁、山形県観光文化スポーツ部文化財活用課の指導・助言のもとに、地域や有識者と行政が連携した組織において、後述の「課題」「方針」「措置」について検証し、客観的な点検・評価を行います。

また、計画に沿った施策等の実施状況の結果を踏まえて、取り組みの見直しを行っていきます。

5. 文化財の定義

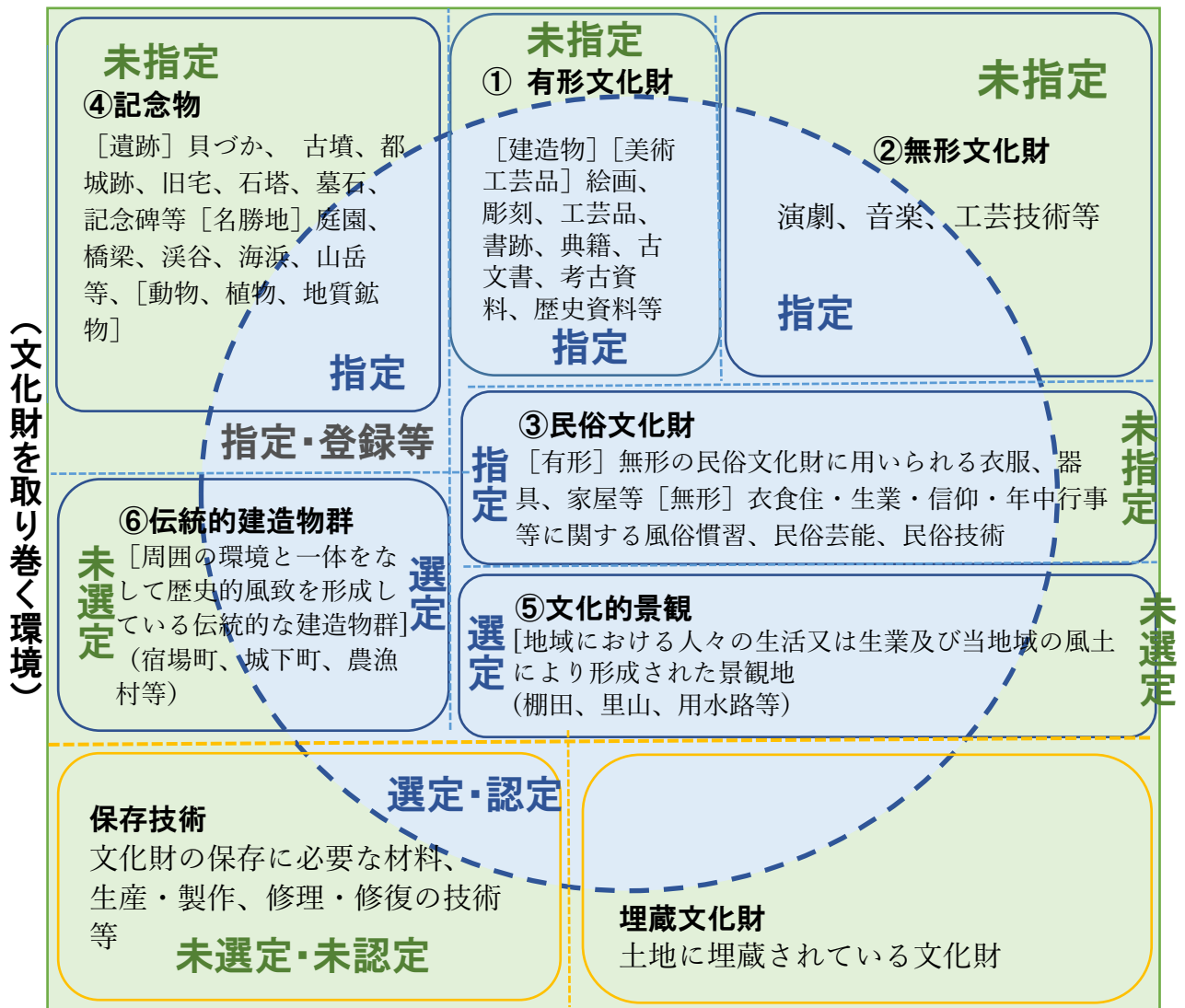
地域計画において、文化財を次のとおり定義します。

文化財とは、文化財保護法第2条に定められた文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）及び第92条に定める埋蔵文化財、第147条に定める文化財の選定保存技術とします。狭義的には、本市に所在する指定等文化財をいいます。

すが、地域にとって重要な国・県や市に指定等されていない未指定文化財を含みます。

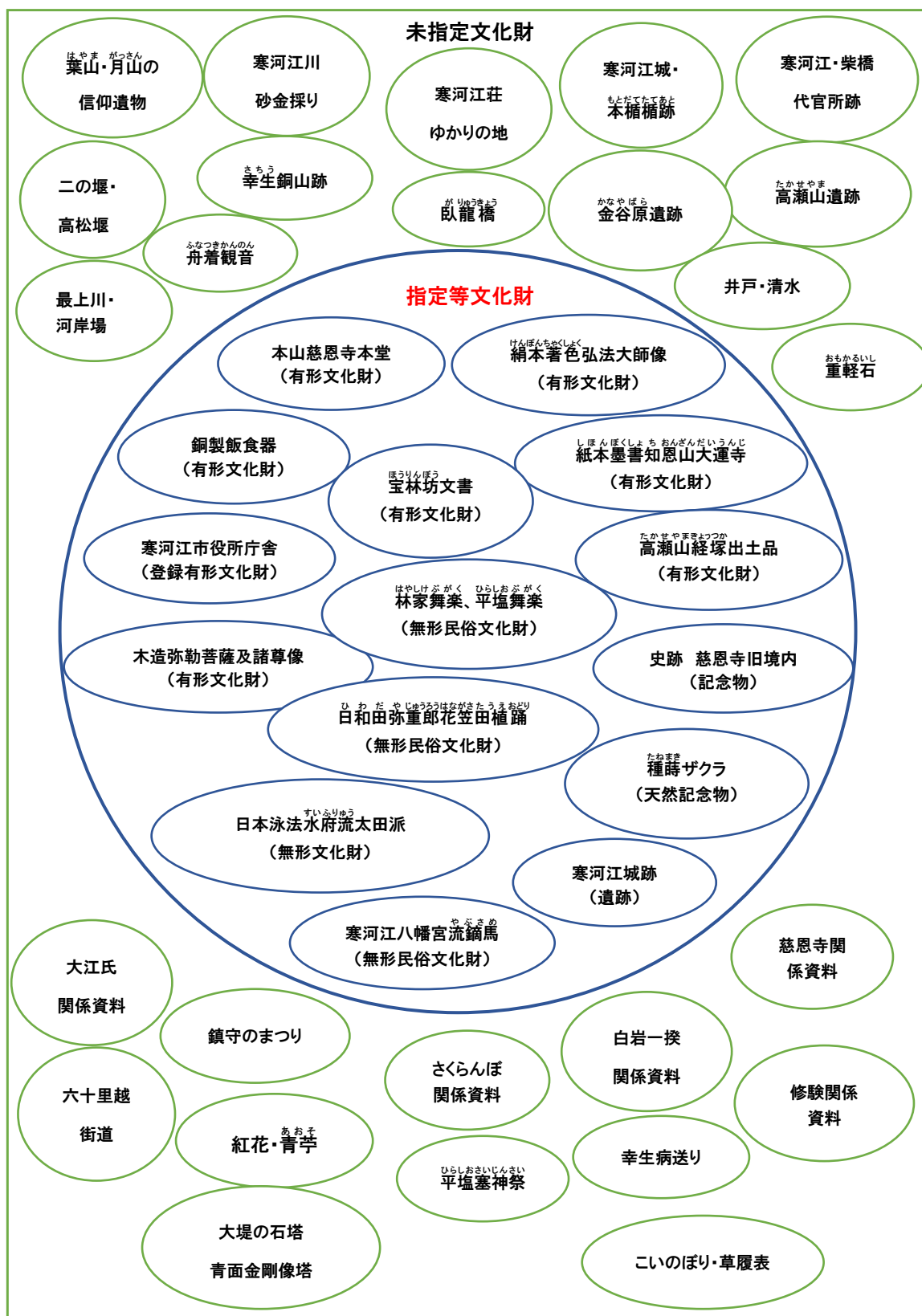
地域計画では、指定（選定）・登録になっているものを指定等文化財、指定（選定）・登録されていないものを未指定文化財と記述し、指定等文化財・未指定文化財の両者を指す場合は、文化財と記述することとします。

また本市においては石塔や記念碑、市史に関連する人物の墓石等を価値ある文化財と捉え調査研究を進めてきました。文化財保護法第2条には、記念物における遺跡の定義を「貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡」としており、これら石造の文化財については法律上詳細な規定がありませんが、本市ではこれら石造の文化財も重要な記念物であると考えます。またこの他、市史における事蹟を示す建造物や工作物、跡形等を遺跡として整理することとします。



序-4 文化財の範囲

前ページの図で示した「文化財の範囲」を本市に当てはめると、以下のとおりとなります。



序-5 寒河江市の文化財



春の二の堰



寒河江市役所庁舎(国登録有形文化財)内的大江氏家紋(壁面中央)

第1章 寒河江市の概要

1. 自然的環境

(1) 位置

本市は、山形県のほぼ中央部に位置し、東に蔵王・奥羽山脈、北に葉山、西に霊峰月山・朝日連峰などの山並みを背景とし、南・東に山形県の母なる川である最上川、市街地北部を東西に寒河江川が流れる扇状地に形づくられたまちです。

総面積は139.03km²で、東側は村山市、河北町、天童市、西側は西川町、大江町、北側は大蔵村、南側は中山町に隣接しており、県都山形市からは20km圏内にあります。

本市は、山形市を含む山形盆地・尾花沢盆地周辺の7市7町で村山地域を構成しています。また村山地域はその一部地域である東南村山地域、西村山地域、北村山地域から構成されており、本市は村山地域西部の、旧西村山郡に属する河北町、西川町、朝日町、大江町の4町とともに西村山地域を構成しています。

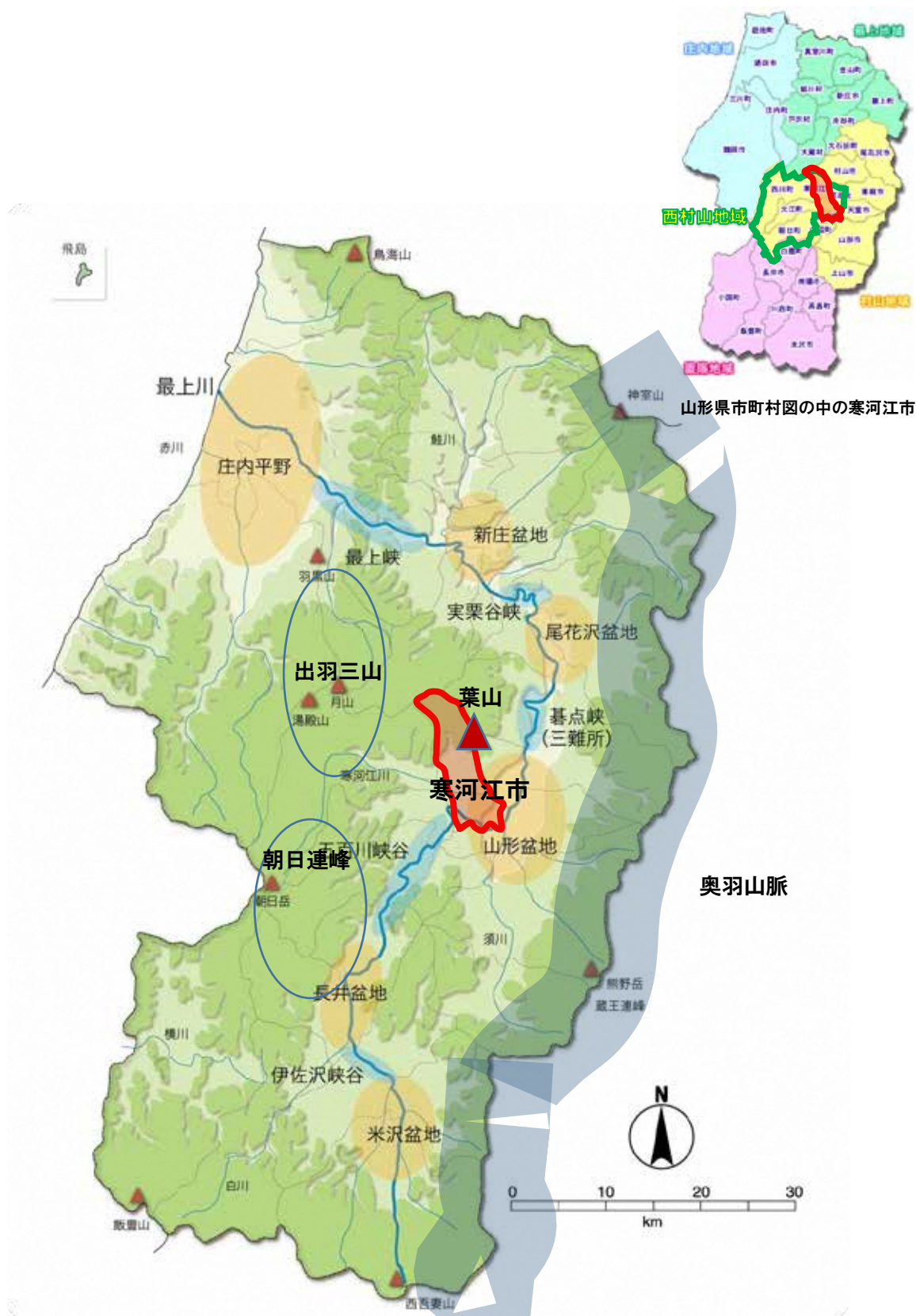
(2) 地理

本市周囲の地理的状況としては、本市の西部から流れる日本有数の清流寒河江川が、市域の東で最上川と合流しており、この2つの川が形成する扇状地に市街地が位置しています。本市の北部は葉山の南麓を中心とする山地で、東部には最上川の沖積低地が広がっています。

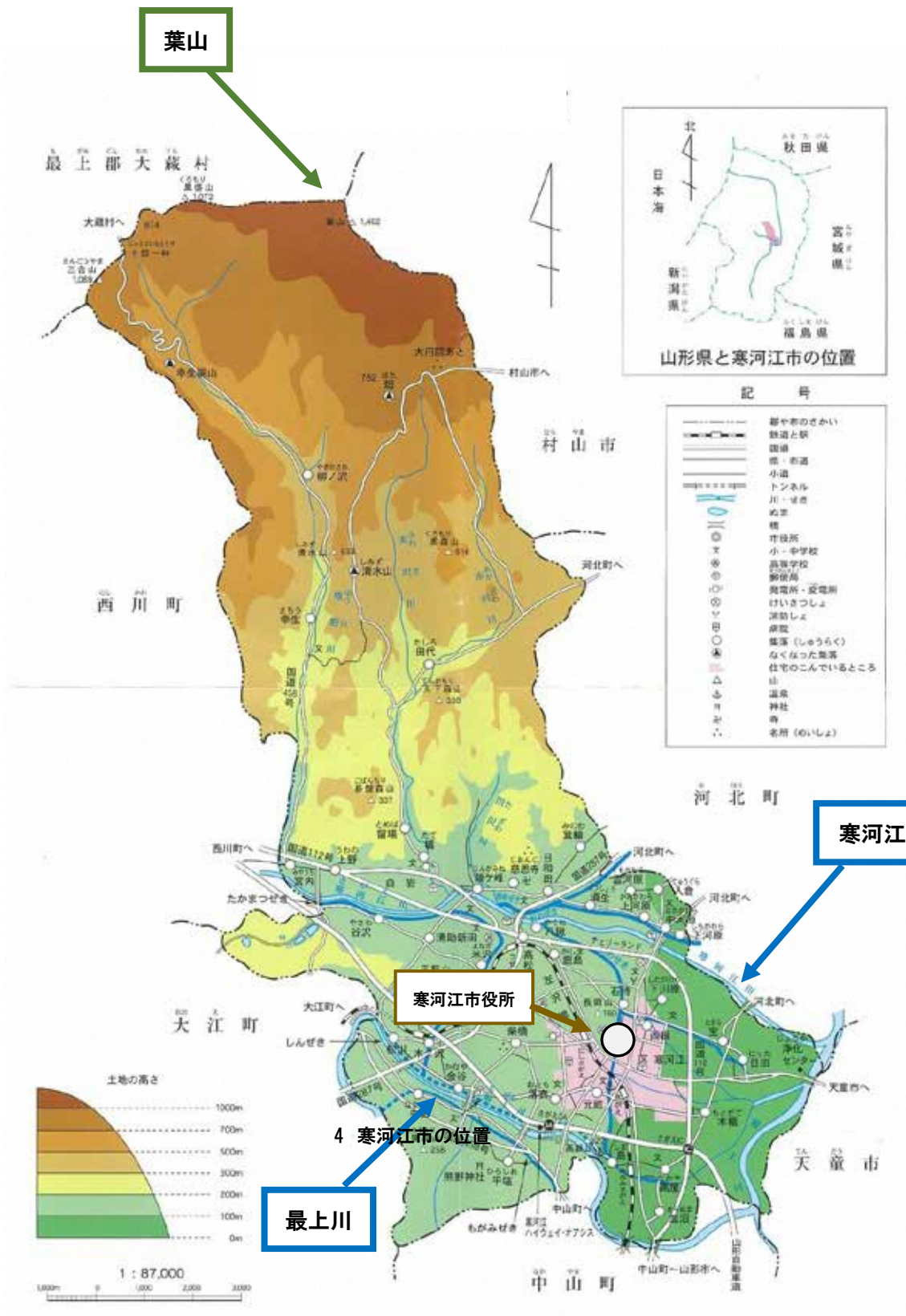
地勢上、市は最上川中流に位置し、山形盆地の中部西縁からその西側の山地にかけて広がっています。最上川と最上川の支流である寒河江川に沿った段丘・低地に中心市街地があり、市域の大部分は市街地の北西側の葉山山地の南斜面となっています。葉山・大高根の第四紀火山の部分が突出しており、一段低くてゆるやかに続く山並みは、第三紀の地層からできている山地です。

山形盆地底の河岸段丘面のうち、本市の西に位置する平野山は10万年単位の古さ、中位段丘とした南の高瀬山は数万年前、低位段丘面は約2万年前以降、沖積面は約1万年前以降に形成されました。

河岸段丘面は、2系統の活断層の西側の隆起側で発達しています。それぞれの隆起側（慈恩寺以西、高瀬山以西）では寒河江川や最上川が切り込むことになり、沖積世（または完新世。1万年前以降）の氾濫原面は狭く段々を形成しています。一方、断層より東側の沈降側では堆積がおきて、慈恩寺以東の寒河江川沿いの氾濫原では河北町溝延や同町谷地まで広大な扇状地となっています。この地下に活断層が走っていますが、旺盛な堆積作用によって覆われて地表では検出できません。



1-1 寒河江市周囲の地理的状況



1-2 寒河江市と隣接市町村

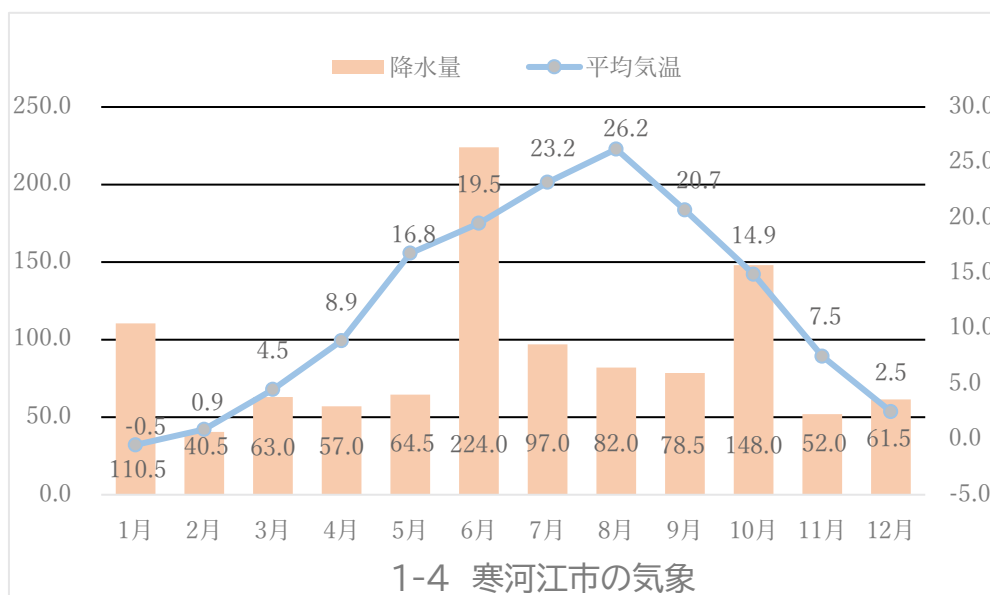
(3) 気 候

本市は山形県の村山盆地に位置するため、盆地特有の内陸型気候で寒暖の差が大きく、夏は暑く冬は寒い日が続きます。また、一日の温度変化も大きいため、果物など農作物の栽培に適しています。比較的雨量が少なく、年間を通じて極端な強風が吹くことは、台風などの影響を除いて稀となっています。夏はフェーン現象の影響で連日30度を越す真夏日になることも多いですが、熱帯夜は多くありません。

冬は季節風の影響で積雪量が多い地方に属しますが、同じく内陸部に位置する^{もがみ}最上地方や^{おきたま}置賜地方と比べると、西部に位置する出羽三山の影響で、山形県内にあっては、積雪量が比較的少ない状況です。しかし、山間部と平地では著しく降雪状況が異なり本市北部の葉山に近い地域では多雪地帯となっています。

1-3 寒河江市の気温・降水量・降雪量

年次	気温(℃)			平均風速 (m/s)	降水量 (mm)	降雪量 (cm)
	平均	最高	最低			
平成23年	11.3	36.7	-9.9	1.1	欠測	629
平成24年	11.3	35.5	-9.7	1.0	欠測	635
平成25年	11.5	36.3	-9.1	0.9	1260	412
平成26年	11.2	37.8	-9.1	0.9	1435	483
平成27年	12.1	38.1	-8.8	0.9	1129	240
平成28年	12.1	35.5	-7.4	1.0	1123	246
平成29年	11.2	36.0	-9.6	0.9	1365	379
平成30年	11.9	37.2	-11.7	0.9	1262	204
平成31年/令和元年	12.1	36.4	-6.6	0.9	1079	115



出典：寒河江市の統計 2020

(4) 災 害

市の災害は、歴史的に多いのは豪雨と洪水、地すべり、山崩れです。地震については、近現代において他県、他地域と比較すると大きな被害の記録はありません。

① 豪雨災害

近年の主な豪雨災害は以下のとおりです。大雨による洪水は、市史の史料の中に慶安4年(1651)の慶安の大洪水から記録が残っており、元禄14年(1701)から昭和27年(1952)までの約250年の間に151回の洪水が起きていることがわかっており、本市における主要な災害被害となっています。

1-5 寒河江市の豪雨災害

No.	発災時期	概 要
1	昭和44年(1969) 8月7日・8日	350mmの大雨で葉山山系、月山山系の河川が氾濫し、白岩麓地区で崖崩れが発生し、死者1名。家屋全半壊9、流失1、床上下浸水368、道路決壊32、橋流失3、河川決壊52、土砂崩れ17、田畑の流失埋没58ha、水稻の冠水46haなどで被害総額は4億6千万円。
2	昭和51年(1976) 8月6日	沼川が氾濫し、寒河江駅前が洪水となった。
3	平成25年(2013) 7月17日・18日	梅雨前線性の強雨にみまわれ、本市・西村山各地で、崩壊・地すべり・河川氾濫が起きた。左沢では観測開始以来の過去最大雨量となり、最大時間雨量25mm弱、累積150mm超となった。慈恩寺では3カ所で斜面崩壊が起きた
4	令和2年(2020) 7月27日・28日	梅雨前線が東北地方に停滞、日本海に発生した前線上の低気圧が東北地方を通過し、大気の状態が非常に不安定となり、雷を伴う非常に激しい大雨になった。本市では24時間最大雨量180mm、1時間に26.5mmの猛烈な雨を観測した。この大雨により、本市では各地で浸水等の被害が発生するなど、甚大な被害が発生した。

②地 震

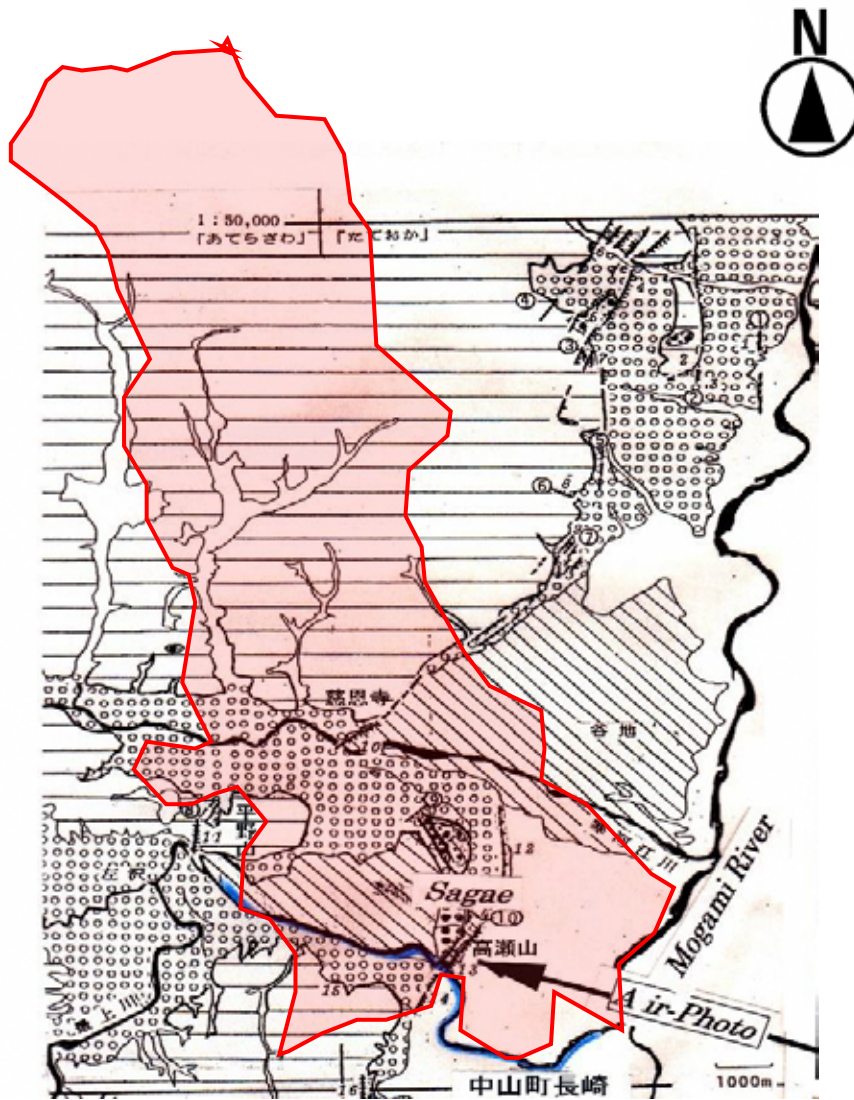
近代以降の過去に起きた大地震については、以下のとおりです。いずれも震源地は本市から離れているものの大きな影響がありました。平成23年(2011)東日本大震災では、大津波によって東京電力福島原子力発電所が被災し、福島県双葉町や大熊町等から多くの福島県民が本市に避難してきました。

1-6 寒河江市を襲った大地震

No.	発災時期	概 要
1	昭和39年(1964)	新潟地震
2	昭和53年(1978)	宮城県沖地震
3	昭和58年(1983)	日本海中部地震
4	平成15年(2003)	宮城県北部地震
5	平成16年(2004)	新潟中越地震
6	平成23年(2011)	東日本大震災とその余震

<活断層>

本市を通る活断層は2系統が知られています。ひとつは村山市樽石たるいし～河北町沢畑さげた～寒河江市慈恩寺ひらのやま～寒河江市平野山あてらざわ～大江町左沢みやじゆく～朝日町宮宿おおくぼの線と、村山市大久保(北山)～河北町～寒河江市高瀬山の東～中山町小塩こしお～中山町岡おか～山辺町やまのべまちの線で、両者は河北町付近で交差しています。

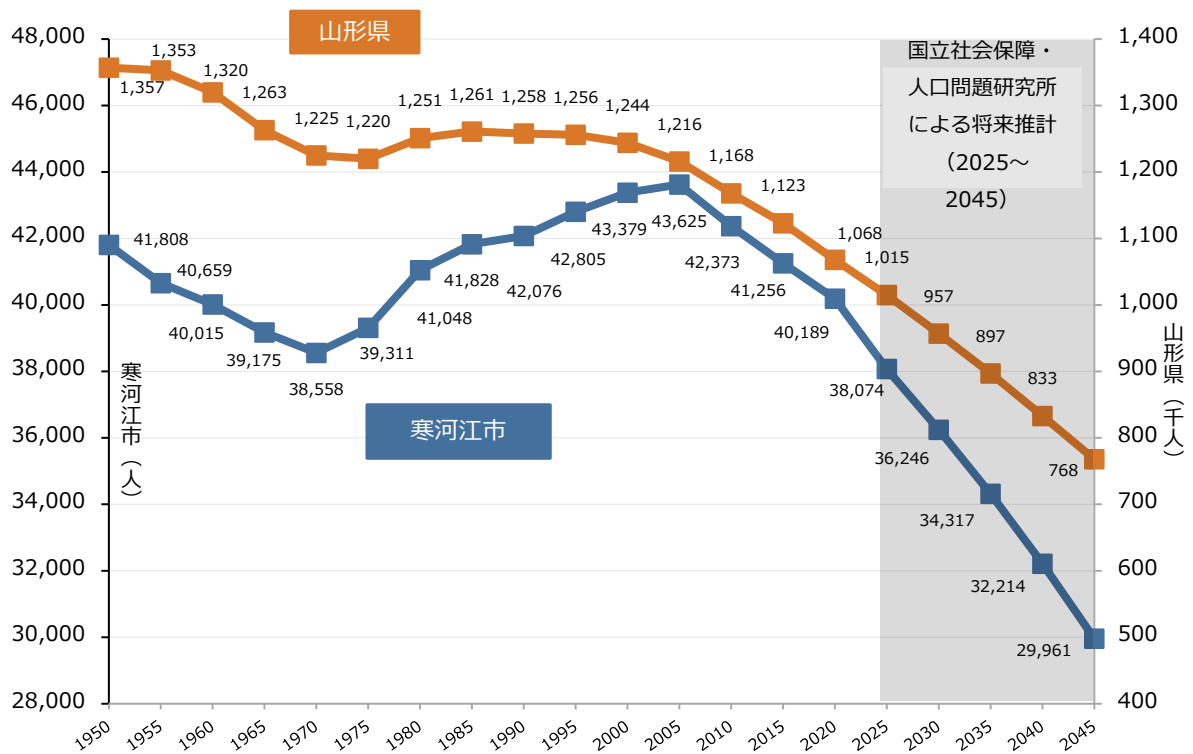


1-7 寒河江市とその周辺の河岸段丘面・沖積面・活断層 (阿子島 1985)

2. 社会的状況

(1) 人口

本市の人口は、昭和29年の町村合併により本市が誕生した翌年の昭和30年（1955）10月では41,414人でした。昭和45年（1970）に38,558人に減少したものの、その後増加を続け、平成17年（2005）に43,625人のピークを迎えました。その後は減少の一途となり、令和2年時点での人口は40,189人です。国立社会保障・人口問題研究所は2045年には、29,961人と推定しています。



1-8 総人口の推移

(2) 産 業

本市の基幹産業は農業であり、米・果樹を中心に、野菜、花き、畜産を組み合わせた複合経営が進展し、山形県内でも有数の高品位農産物生産地域としての地位を確立しています。特に果樹・花きが農業の中核となっており、なかでも、さくらんぼ・バラは日本有数の産地として全国に知られています。工業は県内有数の規模を誇る寒河江中央工業団地の企業と、飲食料品、繊維ニットなどの地場産業が共生するバランスの取れた産業構造を形成しています。本市の中心商業地は、本市と周辺4町(河北町、西川町、朝日町、大江町)により構成される西村山商圏の拠点として重要な役割を担っています。



寒河江中央工業団地



寒河江市のさくらんぼ



寒河江市の市街地

(3) 交通

本市の交通状況は、近年高速交通網が発達し、空港や新幹線・自動車道が整備されています。本市へは東京から飛行機で山形空港へ55分、空港から車で15分です。JRでは、山形新幹線で東京駅から山形駅まで2時間半、左沢線に乗り換え、山形駅から寒河江駅までは30分です。車では、東北自動車道や山形自動車道の利用により寒河江ICや寒河江SAスマートICまで、東京から4時間半、仙台からは1時間、庄内からは1時間半です。また国道112号で県都山形市と30分で結ばれ、交通アクセスに恵まれています。

公共交通機関は寒河江駅を經由して山形駅と左沢駅を結ぶJR左沢線、山形交通の市内と山形市内及び河北町内、朝日町内を結ぶ路線バス、山形交通、宮城交通共同運行の市内を經由して酒田・鶴岡市内と仙台市内間や山形交通の新庄市内と東京都内を結ぶ都市間バスなどのほか、天童市内と市内を結ぶ天童市営バス、西川町内と市内を結ぶ西川町営バスなどのバス路線がありますが、都市間バス以外は利用客の減少が続いており、運行本数の減少、運賃の値上がりなど採算面での課題を抱えています。



1-9 寒河江市の交通網



1-10 西村山地域公共交通マップ 出典:西村山地域広域連携協議会



山形自動車道



JR 左沢線寒河江駅

3. 歴史的背景

(1) 歴史

① 原始

本市の歴史は旧石器時代に遡ります。^{かなやぼらいせき}金谷原遺跡や^{たかせやまいせき}高瀬山遺跡から約1万2千年以前とみられる石槍やナイフ形石器及び多量の石器剥片が発掘されています。最上川中流域が石器の原石である^{けつがん}頁岩の原産地でした。石器製作が盛んに行われていたことが伺えます。縄文時代になると高瀬山遺跡群をはじめ市内各地に早期から晩期までの遺跡がみられ、縄文早期に^{たしるみずかみ}田代水上遺跡、前期に^{じおんじたるう}慈恩寺太郎遺跡、中期から後期にかけて^{しばはし}柴橋遺跡や^{やさわ}谷沢遺跡・^{ひわだ}日和田遺跡、晩期に^{いしだ}石田遺跡などが営まれました。弥生時代になると^{たかせやま}高瀬山の東麓に位置する石田遺跡が縄文晩期から引き続き営まれ、一度埋葬した遺骸を白骨化するのを待ち遺骨を壺に収納して改葬するという手順を^{さいそうぼ}ふむ再葬墓が造られました。次いで高瀬山や^{みのわ}箕輪には古墳が造営されました。^{みのわ}箕輪古墳からは^{わらびてとう}蕨手刀が出土しています。



高瀬山遺跡出土品

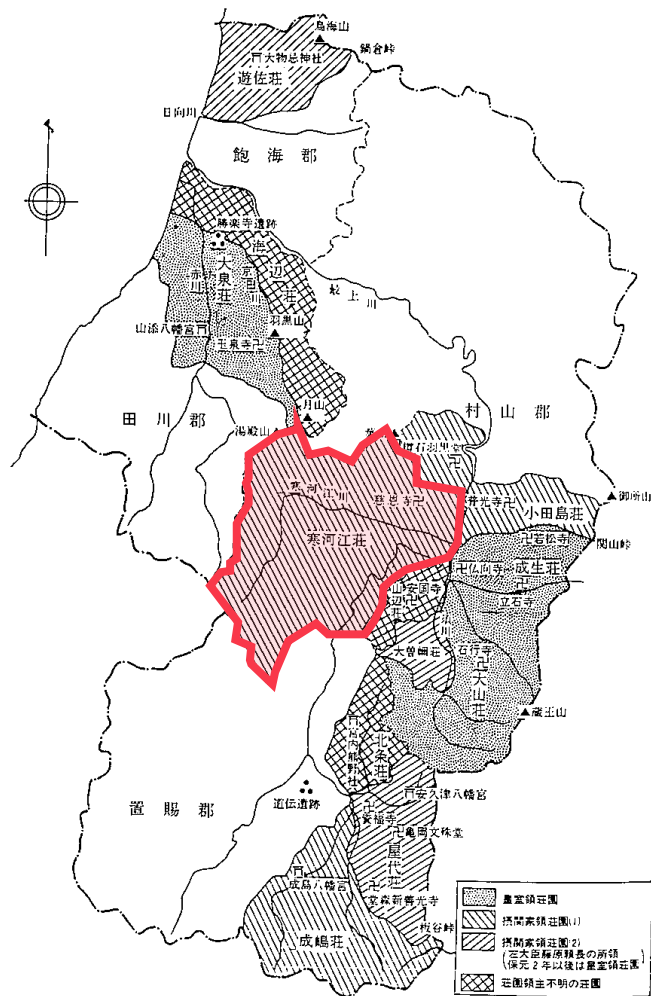


金谷原遺跡出土品

② 古代

和銅5年(712)出羽国が設けられ、この地方は最上郡に属し律令制度のもと条里制が行われたことが大字箕輪地内にある「一ノ坪」や大字寒河江字「^{さんじょう}三条」の地名から推測されています。

平安時代、藤原摂関家の荘園として寒河江荘が初めて歴史に登場します。慈恩寺の創建はこのころとみられ、寒河江荘の荘寺ではなかったかと考えられています。天仁元年(1108)鳥羽帝の勅宣で一山造営すると慈恩寺古記録にあります。



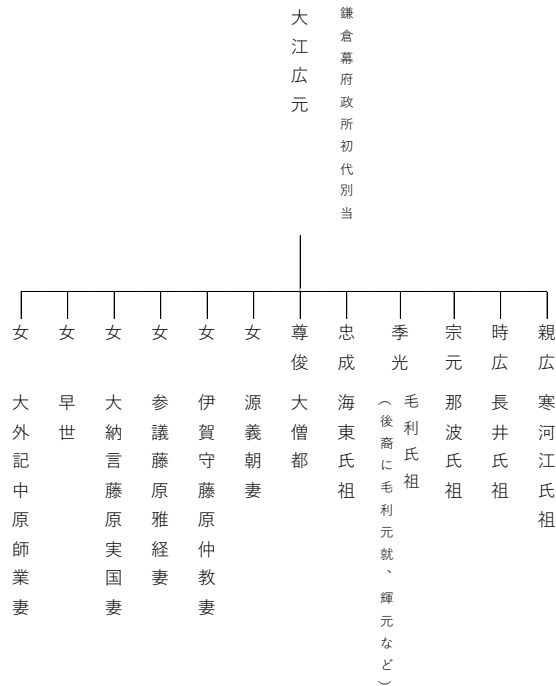
1-11 荘園分布図(『山形県史第一巻』を一部加工)

③中世

文治5年(1189)源頼朝と奥州藤原氏との合戦後、大江広元おおえのひろもとは寒河江荘地頭に任ぜられ、以後、大江氏(寒河江荘に移った後、寒河江領、左沢領、溝延領に分かれ、寒河江領主時氏ときうじから寒河江氏と名乗るようになる)は戦国時代末まで400年にわたり寒河江を統治します。その間、弘安5年(1285)大江氏5代元頭もとあきは一族とともに鎌倉から寒河江に移り直接支配を始め、永仁4年(1296)の慈恩寺本堂・本尊焼失の復興に尽くしました。正平23年(1368)南朝方の大江氏は北朝方斯波氏しばしと戦いに敗れて北朝方に降ります。地頭大江氏は領内に一族を配し、8代目で慈恩寺は寒河江氏から溝延氏、ついで白岩氏の影響下に入ります。永正元年(1504)最上郡内で発生した兵乱により慈恩寺は兵火にかかり、本尊は守られましたが一山の仏閣・坊舎ことごと悉く焼失します。天正12年(1584)寒河江高基き が え た か も と(大江親広から数えて18代目)は山形城主最上義光もがみよしあきに敗れ、寒河江は最上氏の支配下に入ります。最上氏は、慈恩寺三重塔創建、本堂再建など慈恩寺の復興に尽くしました。

寒河江に大江氏が入ってくると、寒河江川から用水を引いて稲作が行われるようになりまし
 した。大字谷沢あたりの寒河江川から高松堰を引いて寒河江の西側の水田を灌漑しました。
 最初に大江氏の家臣高松左門たかまつきもんが開いたので「高松堰たかまつせき」と呼んでいます。

二の堰にせきは大字八鍬地内から水を上げ、現在は寒河江市街の東南部を灌漑します。もとは
 八鍬堰やくわぜきと呼ばれており、寒河江城のお堀に水を入れるために拡張整備したものです。



1-12 大江広元の子孫(大江系図より抜粋)

④近世

最上家の支配の後、寒河江は幕府直轄領となり代官所が設置されました。白岩さかいながとは酒井長門守ののみ支配地となりますが、寛永 10・15 年 (1633・38) 領民一揆により収公されました。慈恩寺は、寺領 2,812 石 3 斗余の御朱印が与えられ、江戸時代においても格式ある寺院として幕府から認められていました。代官所の置かれた寒河江は、行政の中心地として発展、月々に市が開かれ、大江公が入部した鎌倉時代から形成された町場が発展しました。宝暦 3 年 (1753) 大火に見舞われ代官所が焼失。以後、寒河江と柴橋に代官所が設置され、2 領合わせて約 6 万石の支配にあたりました。紅花・青苧あおぞが特産品として作られ、米とともに最上川を利用し、酒田さかたみなと湊から京・大坂に運ばれました。また、この上方への物流と引きかえに、雛人形など上方文化が庶民にもたらされました。

江戸時代になると、幕府は東海道などの五街道と主な街道に宿駅を置きました。江戸と寒河江を結ぶ街道は、江戸から奥州街道を桑折こおり (福島県) まで下り、そこから羽州街道に分かれて上山かみのやままでを結びました。上山から山形、秋田を経て弘前、青森に至る羽州街道を山形から分かれて庄内鶴岡に至る街道は六十里越街道ろくじゅうりごえかいどうと称されるようになりました。この街道は

羽黒山、月山、湯殿山を登拝する道者の参詣道として利用されました。

毎年7月から9月にかけて関東・奥州・羽州の道者は村々の山伏法印に案内され講を組んで登拝口に集まりました。江戸期には寒河江上町に3軒の宿屋、白岩新町に11軒の宿屋、土産物屋は22軒もあり、福島、仙台、米沢、山形などから訪れた道者が宿泊し三山の掛軸・饅頭・笠・硯・淡雪（白岩発祥の菓子）・五色あられが飛ぶように売れたといひます。

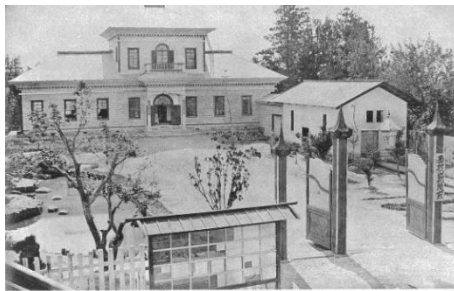


「柴橋代官所あと」説明板

⑤近代

明治維新後、寒河江は幕領から明治政府の支配下に代わり、酒田県から明治3年（1870）に山形県となりました。郡制施行後、西村山郡役所・郡会議事堂が設置され、消防隊・郵便局・裁判所・警察署などの近代施設が整備されました。郡立農事試験場が柴橋に設置され、さくらんぼの栽培が始まりました。明治22年（1889）に市町村制が施行され、寒河江・西根・柴橋・高松・白岩・醍醐・三泉の7か村に統合されました。慈恩寺は、明治になると境内地等以外の寺領が没収され、神仏分離令もあって一山は窮乏に陥りました。明治41年（1908）慈恩寺本堂が国特別保護建造物に指定され、これ以後国宝保存法や文化財保護法による指定によって慈恩寺にある文化財の保護が図られていきました。大正4年（1915）3月には慈恩寺の仏像群の内、釈迦如来像が国宝に指定されました（当時の指定名称は「木造阿弥陀如来坐像」、昭和25年重文に変更、平成30年に「木造釈迦如来」に名称変更）。

大正11年（1922）左沢線が開通し、県立寒河江中学校が落成するなど、寒河江は郡政の中心地だけでなく、西村山郡（現在は本市のほか河北町、大江町、西川町、朝日町の1市4町により構成される西村山地域に相当する。）の経済の要として、また幅広い人材を育成する文教都市としての役割を担うようになりました。



西村山郡役所(明治13年)



左沢線寒河江駅(大正10年頃)

⑥現 代

第2次世界大戦後の昭和29年（1954）、市制が施行され、^{さがえまち}寒河江町、^{しらいわまち}白岩町と5か村が合併して寒河江市が誕生し、農業を基盤とした諸産業の振興が図られるようになりました。この年まで、慈恩寺本堂の全面解体修理が実施されました。

農業では、明治7年（1874）に井上勘兵衛が寒河江に持ち込み普及したさくらんぼが、昭和40年代に生食用品種である^{さとうにしき}佐藤錦が導入されてから、昭和45年（1970）に始まった減反政策とも相まって飛躍的に生産量、栽培面積を拡大させました。

現在本市のさくらんぼは^{べにしゅうほう}佐藤錦や紅秀峰などの生食用の品種が主力であり、関東や関西などの大消費地に高級果物として出荷されています。本市では「日本一さくらんぼの里さがえ」をキャッチフレーズに、観光さくらんぼ園やその他の果物の観光施設との組み合わせによる年間を通じた^{しゅうわんかんこう}「周年観光」や「さくらんぼの種吹き飛ばし大会」「さくらんぼマラソン大会」など様々なイベントの開催、平成4年（1992）にオープンした道の駅チェリーランドさがえによる観光客の集客など、さくらんぼをテーマにした観光振興、地域振興が行われています。

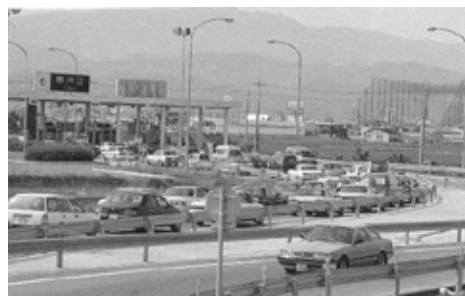
また、平成3年（1991）には寒河江・仙台間の高速道路が開通し、昭和49年（1974）に始まった中央工業団地の造成が順次拡張を続け、現在は平成18年（2006）から始まった第4次造成事業が行われており、令和元年（2019）には製造業等の事業所数が102に達するなど、充実した交通アクセス環境を活かした新しいまちづくりが行われています。



昭和29年町村合併による
寒河江市誕生当時の様子



市政施行直後昭和30年代の
寒河江駅前通り



山形自動車道が仙台まで全線開通
(平成3年)

(2) 伝統行事・祭り

市内外から多くの人が集まる伝統行事として以下の祭りがあります。

1-13 寒河江市の伝統行事

No.	開催時期	伝統行事内容
1	1月	本町初市
2	2月	平塩御塞神祭
3	3月	幸生病送り
4	3月～5月	寒河江雛祭り
5	4月	平塩舞楽（県指定無形民俗文化財）
6	5月	林家舞楽（重要無形民俗文化財）
7	9月	寒河江まつり（奴町めぐり・流鏝馬・八幡神社の放生会・ふるさと芸能まつり・御輿の祭典）

このうち、疾駆する馬上から3つの的を弓で射る古式流鏝馬は県内では、本市と高島町でのみ行われています。男根をかたどった御神体を参拝者が争奪する「平塩御塞神祭」、幸生地区の災いをミズキで払い、地区を流れる熊野川に流してやる「幸生病送り」、三頭の馬の先着から豊作を占う作試し流鏝馬は、山形県内では本市のみで行われている行事です。林家舞楽は、河北町谷地八幡宮林家が一子相伝で伝えている国指定重要無形民俗文化財で、慈恩寺では5月5日に奉奏され、楽人及び太平楽や二の舞の舞人を慈恩寺一山の人たちがつとめます。このほか田植踊や大黒舞などの県・市指定の無形民俗文化財は、集落の鎮守社の祭礼や、ふるさと芸能まつり、総合文化祭などで演じられています。



林家舞楽(太平楽)



平塩御塞神祭



寒河江八幡宮流鏝馬



幸生病送り

4. 地区区分の設定と町の変遷

(1) 地区区分の設定

地域計画では、文化財の保存と活用を本市の行政サービスや教育等、市民の生活と密接に関係する**寒河江、南部、西根、柴橋、高松、醍醐、白岩、三泉**の8つの地区ごとに整理します。これら8つの地区は現寒河江市が町村合併により誕生する昭和29年以前の2町5村（寒河江と南部で1町）を基礎としており、小中学校の学区や、ごみ収集、地区公民館の担当エリアなど、本市のあらゆる行政サービスのアプローチの基礎となっています。

同じ学区で育ち、地区民運動会等行事を共にする8地区の住民同士は仲間意識、地元への帰属意識が強く、深い結びつきがあります。

この2町5村の枠組みは、明治22年以降昭和28年までの長期間にわたり各地区の共同体意識の醸成に、深く影響を与えてきたと言えます。

8地区ごとに、文化財の保存・活用を行うことは、地区民にとって守っていくもの、語り継いでいくもの、身近な文化財を、「おらほの町（わが町）のおらだ（私たち）の宝物」という当事者意識を持って取り組む契機となります。住民同士の結びつきが強く、地区民の帰属意識が強いことから、以下の重要性に留意して文化財の保存・活用を行っていきます。

○**地元の文化財を地元民が、自らの手で保存し活用していくというような、当事者意識の醸成に大きな効果が期待できる。**

○**地元開催の歴史関係の講演会を地元民が主体となって開催し学習することで、地域の歴史の理解がより深まる。**

○**文化財の価値や活用法の掘り起こしにもつながるため、地区ごとに当事者である地区民が文化財の保存・活用を行うことが重要である。**

(2) 集落・町の変遷

古代・中世の寒河江荘時代、古文書に高瀬郷たかせづや醍醐だいご・日和田ひわだ・箕輪みのわ・八楯やくわなどいくつか郷名が見られますが、集落のあり様についてはほとんどわかっていません。本市を構成する集落（村）は、江戸時代から明確となり、江戸末期には36村が存在していました。一部私藩領地となっている村もありましたが、ほとんどが幕領で寒河江・柴橋の2幕府代官所支配となっており、それぞれおよそ3万石ずつ合わせて6万石の支配地でした。

明治22年（1889）に市制・町村制施行により、寒河江村、西根村、柴橋村、高松村、醍醐村、白岩村、三泉村の7村に統合されます。寒河江村は明治26年（1893）、白岩村は明治33年（1900）にそれぞれ町になります。戦後の昭和29年（1954）8月1日、寒河江町と白岩町と三泉村を除く4カ村が合併して寒河江市が誕生しました。さらに同年11月1日、寒河江市に白岩町、三泉村が合併しました。しかし、12月31日に旧三泉村の造山つくりやまと畑中はたけなかが寒河江市から分かれて河北町に編入し、現在にいたっています。次表に明治期以降の町村合併と各地区との関連性について記載します（1-14 寒河江市における明治期以降の自治体変遷、1-15 寒河江市地区図）。

地区	～明治初期	明治 6 年/7 年～	明治 14 年～	明治 22 年～	明治 26 年～	明治 33 年～	昭和 29 年～	昭和 30 年～					
寒河江	楯西村		寒河江村	寒河江村	寒河江町		寒河江市	寒河江市					
	楯南村												
	楯北村												
	本楯村												
南部	高屋村		島村	西根村	柴橋村	高松村			醍醐村				
	島村												
西根	君田町村	西根村								日田村	柴橋村	高松村	醍醐村
	石川村												
	仁田村		新田村			柴橋村			高松村				
	新田村												
柴橋	柴橋村		柴橋村				高松村	柴橋村		醍醐村			
	松川村（江戸期：雨池村・丸竹村）												
	平塩村												
	中郷村												
高松	米沢村		高松村	高松村	高松村	醍醐村							
	八鍬村												
	谷沢村												
	清助新田村												
醍醐	慈恩寺村		醍醐村	醍醐村	醍醐村	醍醐村							
	日和田村												
	箕輪村												
白岩	白岩村		白岩村	白岩村	白岩村	白岩町							
	留場村												
	田代村												
	宮内村												
	幸生村												
三泉	上小泉村	小泉村	三泉村	三泉村	三泉村	三泉村							
	下小泉村												
	小泉村	泉村					三泉村	三泉村	三泉村				
河北町 造山・畑中													

1-14 寒河江市における明治期以降の自治体変遷と地区との関係



1-15 寒河江市地区图

(3) 地区の概要

寒河江、南部、西根、柴橋、高松、醍醐、白岩、三泉各地区の概要を、世帯・人口、町会数、児童・生徒が通う小・中学校、地区公民館、地区の位置、地区の成り立ち、江戸期の村石高、主な寺社、主な歴史文化調査団体などについて、一覧表にして次ページ以降に掲載します。

ア. 世帯・人口・町会数・小中学校の概要

世帯・人口・町会数は地区のマンパワーの基礎となる数字です。小・中学校は文化財を受け継ぐ子どもたちの学び舎です。小・中学校は地区と連携して文化財保存・活用の伝承の場の一つとなることが考えられます。地区の位置、地区の成り立ち、江戸期の村石高は、各地区が成立してきた歴史や地区の性格を示すものです。特に江戸期の村石高は、江戸期における地区の経済的実力を把握するのに役立ちます。



イ. 主な寺社

かつて神社や寺院は地区民の冠婚葬祭の場であり、様々な機会における地区民の会合の場であり、祭られた神仏は地区民の精神的支柱となっていました。寺社は地区の拠点施設でした。また、寺社には地区民が絵馬や祭具などを奉納するなど、地区文化の拠点ともなっていました。特に寺社で行われる祭礼では、流鏝馬や田植踊などの民俗芸能が奉納されるなど芸能の拠点ともなっていました。寺社は地区の文化財保存・活用を計画するうえで重要な存在です。

ウ. 歴史文化調査団体等

歴史文化調査団体等の歴史文化活動推進員は、市内の歴史や文化財の調査を目的に本市教育委員会が委嘱しているものです。その他の団体については、地域計画作成後、地区において歴史や文化財の保存・活用を主体となって取り組むことが見込まれます。このほか地区の歴史文化を子どもたちに伝える主体となりうる老人クラブが、寒河江に5、南部に3、高松に5、醍醐・白岩・三泉に各2あります。

地区名		寒河江					
世帯／人口		6,698 世帯				18,671 人	
町会数	100	小学校	寒河江 寒河江中部	中学校	陵東 陵南	地区 公民館	東部地区
概要		旧寒河江町の南部地区除く地区					
成り立ち		市の中心部、米沢から新庄への南北路と仙台から月山を越えて庄内へ至る東西路との結節点に位置します。寒河江代官所がおかれた行政の中心地であり、市や商店がある町場でもあります。本楯村は最上川水運の河岸場でした。					
江戸期の村石高		楯西村（村高 3,720 石）・楯南村（同 1,920 石）・楯北村（同 4,150 石）・本楯村（同 260 石）の 4 村からなり、村高合計 10,050 万石。					
主な寺社		神社	寒河江八幡宮 七日町熊野神社				
		寺院	澄江寺 大江氏ゆかりの寺 惣持寺 寒河江城の鬼門を守護、廃寺。				
主な文化財		寒河江城跡、澄江寺山門、旧街道（六十里越街道）、桑名藩土埋葬地、二の堰、旧西村山郡役所など					
歴史文化調査団体等		市歴史文化活動推進員 5 名 「西村山地域史研究会」「寒河江地域史研究会」「歴史センターを実現する会」					
							
		寒河江市郷土館			二の堰		

地区名		南部					
世帯／人口		1,693 世帯				4,902 人	
町会数	17	小学校	南部	中学校	陵南	地区 公民館	南部地区
概要		現市成立前の寒河江町の南部にあった地区。市南東部に位置し、最上川を挟んで中山町と接している。					
成り立ち		寒河江の南端、最上川沿いに位置し町場に農産物を供給する在郷村であり、最上川水害にたびたび見舞われていました。豪雪地となっている出羽山地から市内で最も遠く、最上川に面する地理的環境から、市内では最も積雪量の少ない地区となっています。					
江戸期の村石高		高屋村（村高 580 石）・島村（同 300 石）・皿沼村（島村枝郷）の 3 村で、村高合計 880 石。					
主な寺社		神社	島御嶽小森両所神社、高屋熊野神社、天神社、皿沼白山神社、羽黒山神社				
		寺院	島泉蓮寺、高屋極楽寺・光明寺・千手観音堂				
主な文化財		高屋熊野神社の大杉、御嶽小森神社の大杉、高瀬山遺跡、高屋氏家臣武田家の墓など					
歴史文化調査団体等		市歴史文化活動推進員 4 名					
							
		高屋熊野神社			高瀬山御嶽神社		

地区名		西根					
世帯／人口		1,526 世帯				4,683 人	
町会数	17	小学校	西根	中学校	陵東	地区 公民館	東部地区
概要		旧西根村。本市東部に位置し、天童市や河北町と接している。					
成り立ち		市の東部、寒河江川沿いに位置し、町場と在郷村とで構成されていました。たびたび寒河江川水害に見舞われていました。旧寒河江町と旧西根村の町場は連続しており、現在は一体化した市街地を形成しています。					
江戸期の村 石高		君田町村（村高 200 石）・石川村（同 800 石）・仁田村（同 510 石）・新田村（同 1,700 石）の 4 村で、村高合計 3,210 石。					
主な寺社		神社		西根鹿島月山両所神社、日田白山神社			
		寺院		西根長松寺ほか 3 寺、高音寺、福正寺			
主な文化財		新田橋跡、日田白山神社ケヤキの古木など					
歴史文化調査団体等		市歴史文化活動推進員 3 名					
							
		西根新道			新田橋跡		

地区名		柴橋					
世帯／人口		1,564 世帯				4,862 人	
町会数	33	小学校	柴橋	中学校	陵南	地区 公民館	柴橋地区
概要		旧柴橋村。本市南西部に位置し、大江町や中山町と接している。					
成り立ち		本市の西部、最上川両岸に沿って村落が位置し、江戸時代の柴橋村は代官所がおかれた陣屋町であり、この地区の村々は湯殿山参詣路にあたり、交通量の多い開けた地区でした。木の沢村と松川村は左沢藩の支配下にありました。					
江戸期の村 石高		柴橋村（村高 860 石）・木の沢村（雨池村、同 200 石）・松川村（丸竹村、同 90 石）・金谷村（同 320 石）・落衣村（同 110 石）・平塩村（同 630 石）・中郷村（同 700 石）の 7 村で、村高合計 2,910 石。					
主な寺社		神社		平塩熊野神社、柴橋伊豆神社、八坂神社、金谷上、下稲荷神社、松川白山神社、高松神社、木ノ沢羽黒神社、中郷八幡神社			
		寺院		柴橋寺、金谷円福寺、中郷洞光寺、平塩寺、落衣観音寺、松川光徳寺			
主な文化財		平塩熊野神社、伝・十王像、木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍菩薩像、平塩舞楽、金谷原遺跡、牛前の河岸、柴橋代官所跡、三宅鑑作の墓など					
歴史文化調査団体等		市歴史文化活動推進員 4 名 「熊野ラインを進める会」					
							
		柴橋代官所跡			平塩熊野神社		

地区名		高松					
世帯／人口		836 世帯			2,725 人		
町会数	11	小学校	高松	中学校	陵西	地区 公民館	西部地区
概要		旧高松村。本市西部に位置し、西川町や大江町と接している。					
成り立ち		本市の西部、寒河江川右岸に沿って村落が展開し、いずれも郷村です。清助新田村は江戸時代初期に上杉家浪人らが開墾した新しい村でした。地区内にある羽前高松駅が大正 15 年開業の三山電気鉄道の始発駅となっており、左沢線の乗り換えターミナル駅として賑わっていました。					
江戸期の村石高		米沢村（村高 790 石）・八鍬村（幕領村高 270 石、慈恩寺領同 1,350 石）・谷沢村（同 1,060 石）・清助新田村（同 240 石）の 4 村で、村高合計 3,710 石。					
主な寺社		神社	米沢三島神社、日吉神社、八鍬鹿島神社、清助新田稲荷神社、谷沢白山神社、天神社、米沢若宮八幡神社				
		寺院	八鍬長泉寺、清助新田龍泉寺、谷沢長福寺				
主な文化財		江目右京進貞繁筆羅漢図、谷沢田植踊、清助新田大黒舞、西覚寺田植踊、旧街道（六十里越街道）など					
歴史文化調査団体等		市歴史文化活動推進員 6 人 「八鍬区」、「八鍬歴史研究会」、「谷沢の歴史を語る会」					
							
		高松堰と日吉神社			八鍬長泉寺		

地区名		醍醐					
世帯／人口		361 世帯			1,141 人		
町会数	13	小学校	醍醐	中学校	陵西	地区 公民館	西部地区
概要		旧醍醐村。本市北東部に位置し、河北町と接している。					
成り立ち		寒河江川左岸の葉山裾部に位置し、慈恩寺と深い結びつきがある地区です。					
江戸期の村石高		慈恩寺領高 380 石・日和田村（村高 880 石）・箕輪村（同 220 石）の 3 村で 1,480 石、そのほか、慈恩寺が地区内外に東北最大の寺領 2,800 石余を有していました。					
主な寺社		神社	慈恩寺熊野神社、日和田八幡神社、箕輪熊野神社				
		寺院	本山慈恩寺、宝徳寺、日和田清水寺				
主な文化財		本山慈恩寺本堂、本山慈恩寺山門、本山慈恩寺三重塔、慈恩寺所蔵仏像、慈恩寺舞楽、慈恩寺旧境内など					
歴史文化調査団体等		市歴史文化活動推進員 3 人 「慈恩寺観光振興会」、「悠久の里慈恩寺運営委員会」、「さくらんぼの里観光ボランティアガイド」					
							
		本山慈恩寺本堂			慈恩寺山王台公園より市街地を望む		

地区名		白岩					
世帯／人口		946 世帯				2,608 人	
町会数	13	小学校	白岩	中学校	陵西	地区 公民館	西部地区
概要		旧白岩町。本市北部に位置し、河北町、村山市、大蔵村、西川町と接している。					
成り立ち		本市の北西部、寒河江川左岸に沿った集落と葉山山内に大きく展開する集落からなっています。湯殿山参詣者の宿場町と幸生銅山などの鉱山業で栄えた地区でした。この地区は、江戸初期に白岩領8千石の内にあって、領主酒井長門守の苛政に対して白岩一揆を起こしたことで有名です。					
江戸期の村石高		白岩村（村高2,490石）・留場村（同240石）・田代村（同280石）・宮内村（同90石）・幸生村（同710石）の5村で、村高合計3,810石です。					
主な寺社		神社		白岩八幡神社、三日月不動堂、留場稻荷神社、宮内日枝神社、田代山神社、白磐神社、幸生三島神社			
		寺院		誓願寺、洞興寺、永源寺、龍華寺、長寿寺			
主な文化財		白岩城跡、白岩陣屋跡、白岩義民の墓、六十里越街道跡、種蒔ザクラなど					
歴史文化調査団体等		市歴史文化活動推進員4人 「白岩史話会」、「新町地区桜と花の会」、「白岩地区幟旗保存会」					
							
		白岩地区と葉山			種蒔ザクラ		

地区名		三泉					
世帯／人口		531 世帯				1,440 人	
町会数	7	小学校	三泉	中学校	陵東	地区 公民館	東部地区
概要		現河北町造山、現河北町畑中を除く旧三泉村。本市東部に位置し、河北町と接している。					
成り立ち		本市の東部、寒河江川左岸の寒河江川扇状地に展開する村落です。昭和20年代後半～30年代前半の町村合併推進の時期に、本市と隣接する河北町との間で、どちらの自治体に加わるかについて旧三泉村内で対立が生じ、造山、畑中地区が河北町に編入された経緯があります。市内では特にさくらんぼの栽培が盛んな地区として知られています。					
江戸期の村石高		小泉村（村高940石）・上小泉村（同730石）・下小泉村（同670石）・道生村（上下小泉村枝郷）・雲河原村（上下小泉村枝郷）・入倉村（上下小泉村枝郷）の6村で、村高合計2,340石です。このうち造山と畑中は、昭和30年11月に河北町に編入しています。					
主な寺社		神社		上河原熊野神社			
		寺院		上河原龍洞寺、中河原長泉寺			
主な文化財		寒河江・ギレスン姉妹都市締結の地、土田華岳・巨海院鉄船関係資料、上山御用絵師丸野清耕関係資料、鼻欠け地蔵尊など					
歴史文化調査団体等		市歴史文化活動推進員2人					
							
		中河原長泉寺			三泉地区の景観		



平塩舞楽(稚児舞)

第2章 寒河江市の文化財の概要と 特徴

1. 文化財の概要と特徴

(1) 指定等文化財の概要

悠久の時の流れの中で、史跡慈恩寺旧境内を始め多くの文化財が生み出されてきました。寒河江を愛する先人たちによりこれらの文化財は脈々と受け継がれ、生活の中で育まれてきた人々の営み、祭礼、習俗といった文化財も人々の心のよりどころとして継承されています。

①指定等件数

文化財保護法の規定による国指定等文化財、山形県文化財保護条例の規定による県指定文化財、市文化財保護条例による市指定文化財の合計は 204 件（令和 2 年 9 月現在）を数えます。このほか国登録文化財が 3 件加わり、指定等文化財の件数は総計 207 件になります。

②指定別内訳

国・県・市の指定別内訳は、国指定が 8 件で 34、県指定が 38 件で員数 86、市指定が 158 件で員数 308、国登録が 3 件で員数 3、合計 207 件で員数 431 です（2-1 指定等文化財件数）。このほか、国指定特別天然記念物カモシカが市内に生息していますが、山形県の生息域に本市は指定されていません。



木造釈迦如来及諸尊像(慈恩寺)

(2) 指定等文化財一覧

本市の文化財保護法の規定による国指定等文化財、国登録文化財、山形県文化財保護条例の規定による山形県指定文化財、市文化財保護条例による市指定文化財は下記の表のとおりです。

※員数とは文化財の指定や登録に係る構成要素の実数（例：仏像8体で文化財の指定を受けたとすれば件数は1、員数は8）

2-1 指定等文化財件数(員数)

令和2年9月25日現在

類 型		国指定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	1 (1)	6 (6)	8 (10)	3(3)	18 (20)
	絵画	0	4 (4)	22 (67)	—	26 (71)
	彫刻	5(31)	16(26)	27 (65)	—	48(122)
	工芸品	0	5 (5)	16 (29)	—	21 (34)
	書跡	0	1 (2)	7 (7)	—	8 (9)
	古文書	0	1(38)	4 (17)	—	5 (55)
	考古資料	0	0	13 (17)	—	13 (17)
	歴史資料	0	0	34 (68)	—	34 (68)
無形文化財		0	0	1 (1)	—	1 (1)
民俗文化財	無形	1 (1)	3 (3)	7 (7)	—	11(11)
記念物	遺跡、史跡	1 (1)	1 (1)	5 (5)	—	7 (7)
	天然記念物	0	1 (1)	14 (15)	—	15 (16)
文化的景観		0	0	0	—	0 (0)
伝統的建造物群		0	0	0	—	0 (0)
文化財の保存技術		0	0	0	—	0 (0)
合 計		8(34)	38(86)	158(308)	3(3)	207(431)

(3) 指定等文化財の特徴

本市の指定等文化財の特徴は、文化財保護法の類型に示されているほとんどの分野にわたっているとあります。しかし、有形文化財の典籍、有形民俗文化財、記念物の名勝は現在のところ指定がありません。

①地区別の文化財指定状況

地区別の状況は次のとおりです(2-2地区別指定等文化財数)。件数をカウントするにあたり、所蔵者や所在地を中心としました。白岩一揆を示す「流布本白岩目安^{るふほんしろいわめやす}」は白岩地区ではなく、本市所蔵なので寒河江地区に入れています。

※員数とは文化財の指定や登録に係る構成要素の実数

2-2 地区別指定等文化財数

令和2年9月25日現在

区分 地区	国指定（員数）	県指定（員数）	市指定（員数）	国登録（員数）	合計（員数）
寒河江	0	8（9）	71（137）	3（3）	82（149）
南部	0	0	4（5）	0	4（5）
西根	0	0	1（1）	0	1（1）
柴橋	0	3（6）	16（31）	0	19（37）
高松	0	0	10（12）	0	10（12）
醍醐	8（34）	26（70）	42（103）	0	76（207）
白岩	0	1（1）	13（18）	0	14（19）
三泉	0	0	1（1）	0	1（1）
合計	8（34）	38（86）	158（308）	3（3）	207（431）

寒河江地区は、県指定8件、市指定71件、国登録3件、合計82件と指定市内で最も多い件数を有します。行政の中心地として、「寒河江市役所」や「旧西村山郡役所」「旧西村山郡会議事堂」等の行政に関する建造物が指定・登録になっていることが特徴的です。考古資料や大江氏関係資料及び町場に係る人々の営みを知る文化財が多く指定されています。

南部地区は、市指定4件で全て天然記念物です。

西根地区は、市指定1件のみで、天然記念物です。

柴橋地区は、県指定3件あり、全て平塩熊野神社に関係するものです。市指定は16件で、平塩熊野神社に関係するもののほか、江戸文化と関係のある南総里見八犬伝の「絵馬」などの有形文化財や「田植踊」などの地域に伝承されている無形民俗文化財があります。

高松地区は、市指定10件であり、史跡慈恩寺旧境内かしまじんじやに関係する鹿島神社の文化財と「田植踊」や「大黒舞」など無形民俗文化財が特徴的です。

醍醐地区は、慈恩寺の所在が大きく、国指定8件、県指定26件、市指定42件にのぼります。件数は寒河江地区に次いで多く、員数は207と市内で最も多くなっています。慈恩寺に関係するものでは、古代・中世の仏像やそれらを安置する堂社、活動を伝える古文書などが残り、これらを含む慈恩寺一山僧侶の活動の場が史跡慈恩寺旧境内として平成26年10月に指定されています。県内において最大の文化財の宝庫と言えるでしょう。慈恩寺以外では無形民俗文化財の田植踊が伝承されています。

白岩地区は、県指定1件あり、天然記念物です。市指定は13件で、仏像彫刻や幸生村の中世生活様相を伝える「鉦かね」、江戸時代町場の商取引を示す「市神」などがあり、特に過酷な領主に対する領民の抵抗・犠牲を記念・供養する「白岩義民しらいわぎみんの墓」が貴重な文化財となっています。

三泉地区は、市指定1件で、「市神」です。

②類型別の特徴

本市の指定等文化財の特徴として、国の重要文化財に指定されているもの全てが慈恩寺に関するものであるということです。そのなかでも仏像彫刻が5件31軀と他の類型と比較して突出して多いことが最大の特徴となっており、また山形県内の重文指定仏像彫刻数の半数以上が慈恩寺で所蔵しているものです。市内全域での国・県・市指定等文化財件数の内、仏像彫刻総数が40件（員数120）あり、約20%（員数にして28%）を占めます。仏像彫刻が多数にのぼること、平安時代までさかのぼる作品が慈恩寺のみならず平塩熊野神社など慈恩寺以外にも存在することがもう一つの特徴にあげられます。

多数の仏像彫刻や鎌倉・室町期の文化財が本市に存在している背景として、鎌倉期以降、寒河江領主大江氏が慈恩寺や寒河江八幡宮、澄江寺などの大江氏菩提寺に対して庇護を加えたことが挙げられます。江戸期には、慈恩寺一山においては2,800石余の御朱印によって維持管理の経費が賄われてきました。

仏像彫刻のほか、慈恩寺修験に係る柴燈護摩供板札など、慈恩寺の宗教活動に係る文化財も多数にのぼります。

これらのことから、慈恩寺が仏教に関する文化の中心であり、また、寒河江八幡宮と平塩熊野神社が神仏習合に関する文化の中心となっていたことがわかります。

白岩地区では江戸初期は私領でしたが、後に幕府領となり、また、江戸期を通じて湯殿山参詣者の宿場町として、幟旗など独自の町場文化を形成してきました。以下に指定等文化財の類型ごとの特徴を示します。

ア.有形文化財

（ア）建造物

本山慈恩寺本堂が国指定です。元和4年(1618)の建築で、入母屋造の屋根は重厚な茅葺となっています。明治41年(1908)に旧国宝に指定。昭和25年(1950)に重要文化財に再指定されています。また、本山慈恩寺山門及び本山慈恩寺三重塔の2棟が江戸時代の建築で県指定を受けています。県指定の西村山郡役所、郡会議事堂は明治初期の建造物として指定されています。また、市役所庁舎・佐藤繊維旧紡績工場東棟と西棟の計3棟が国登録されています。

（イ）絵画

国指定はありません。県指定のうち3幅が本山慈恩寺やその院の所有です。そのうちの1幅は14世紀頃の作といわれ、平成30年(2018)に指定されました。2幅は鎌倉時代後期のものです。六曲一双の屏風は江戸時代の作品です。市指定は郷目右京進貞繁筆の5幅や阿部會岳筆の絵も指定されています。市内の寺社の所有が多いです。

（ウ）彫刻

国指定の員数は31軀です。平安時代後期の作が15軀、鎌倉時代の作が16軀となっています。全て本山慈恩寺の所有です。平成30年(2018)に木造聖徳太子立像が指定を受けました。県指定は26軀その内19軀が本山慈恩寺所有です。

(エ) 工芸品

国指定はありません。県指定は銅製飯食器等5件で3件が本山慈恩寺所有となっています。太刀「銘月山」は個人所有、短刀「銘出羽寒河江月山」は寒河江八幡宮所有です。

(オ) 書跡

国指定はありません。県指定は江戸時代の紙本墨書2幅で本市の所有です。市指定として3幅、2枚、2冊の7件となっています。

(カ) 古文書

国指定はありません。県指定として慈恩寺宝林坊に伝存する延元2年(1337)の充行状をはじめ30通に及ぶ中世文書とそれ以外8通が共に指定されています。市指定では澄江寺文書5通や元和4年(1618)の慈恩寺落成書状等が指定されています。

(キ) 考古資料

国指定・県指定はありません。高瀬山古墳出土の鉄剣や直刀・石田出土の弥生式土器等17件が市指定されています。

(ク) 歴史資料

国指定県指定はありません。市指定は分野が広く絵馬・板額・古文書・絵図・大江系図・市神・石碑など68件となっています。

イ. 無形文化財

市指定の無形文化財として、寒河江で伝え守り継がれてきた独特の泳法があります。江戸時代に水戸で始まった日本泳法一派「水府流太田派」です。現在も寒河江西村山水泳連盟・寒河江水交會が泳法を守っています。

ウ. 民俗文化財

林家舞楽は大阪四天王寺系の舞楽で谷地の林家及び慈恩寺一山衆が舞います。曲目は8番ありますが、うち太平楽と二ノ舞が慈恩寺一山衆によって舞われています。平塩舞楽・日和田弥重郎花笠田植踊・寒河江八幡宮流鏝馬が県指定になっています。田植踊は5件あり、内楯獅子踊・清助新田大黒舞などが市指定となっています。

エ. 記念物

(ア) 遺跡

平成26年(2014)に慈恩寺旧境内が国の指定を受けました。広大な面積の所有者は本山慈恩寺ほか129人にのぼります。平成26年(2014)年発刊の『慈恩寺総合調査報告書』に文化財の詳細な記載があります。県指定の史跡は高瀬山古墳があり、古墳時代後期、形態は円墳です。市指定は墓地4基と花買場跡があります。

(イ) 動物、植物、地質鉱物

国指定はありません。県指定は白岩地区の種蒔ザクラがあります。種類はエドヒガンザク

ラです。樹齢は800年と伝わっており、^{みなもとのよしいえ}源義家と^{あべのさだとう}安倍貞任の戦いの伝説があります。市指定は15件で個人所有7件、寺社所有7件となっています。



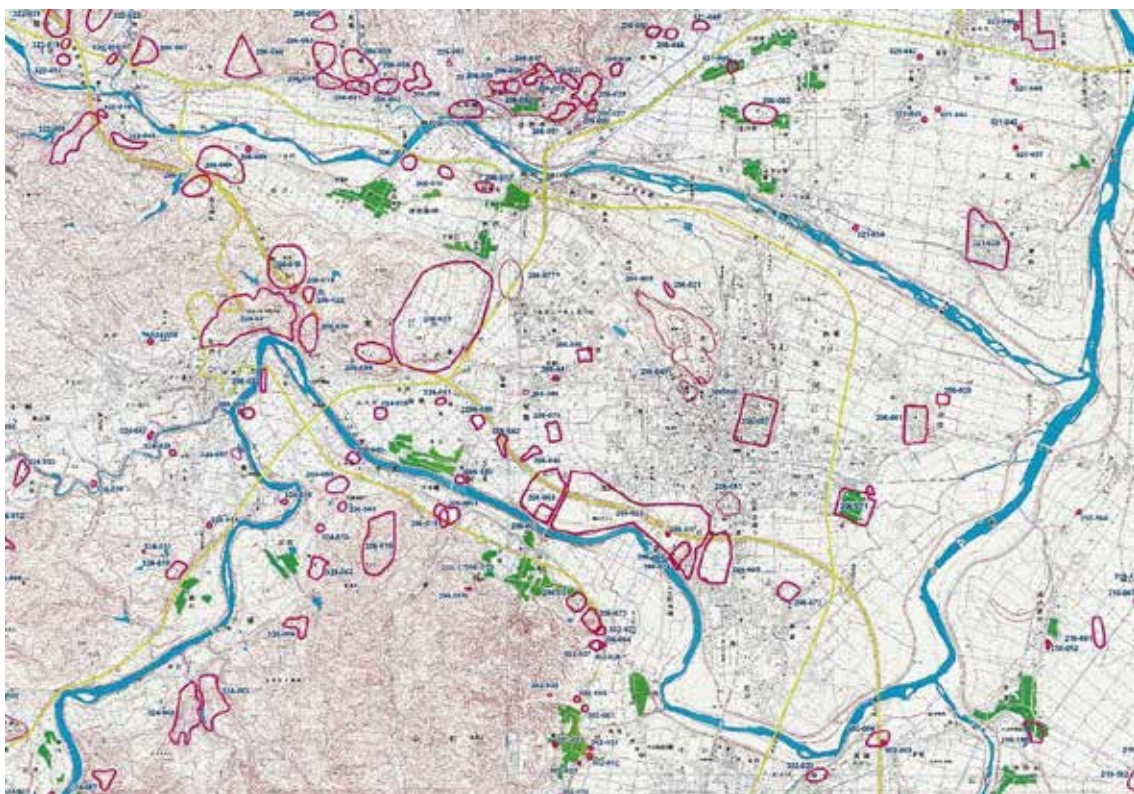
慈恩寺木造十二神将立像(卯神、午神)



流鏝馬絵馬(寒河江八幡宮)

2. 埋蔵文化財

市内では、複合遺跡を各時代1遺跡と数えると、旧石器5か所、縄文時代33ヶ所、弥生時代4ヶ所、古墳時代6ヶ所、古代24ヶ所、中世54ヶ所、近世11ヶ所、合計137ヶ所の遺跡が現在把握されています。なかでも、本市の旧石器時代5遺跡のうち、金谷原遺跡、高瀬山遺跡は石刃技法の遺跡で後期旧石器時代以後に位置づけられるもので、最上川中流域の石器原産地遺跡群として全国的に名前が知られています。



2-3 寒河江市の遺跡地図



金谷原遺跡の旧石器



高瀬山遺跡の旧石器

3. 未指定文化財の概要と特徴

未指定文化財には有形、無形、民俗など、ほとんどは文化財保護法に定めている文化財区分に準じ整理することができます。これまでの調査で令和4年2月28日現在、785の未指定文化財が把握されています。

未指定文化財のうち、市所有の資料として教育委員会所蔵の旧町村行政文書、郷土館展示資料、郷土館資料室収蔵資料があります。郷土館展示資料の内、考古資料に市指定文化財が含まれています。

(1) 旧町村行政文書

市教育委員会所蔵の旧町村行政文書は、①寒河江町役場文書、②西根村役場文書、③柴橋村文書、④高松村文書、⑤醍醐村文書、⑥白岩町文書、⑦三泉村文書があり、所在目録化を終えていますが、資料を解読編集して研究者や一般市民に供する編纂叢書としての刊行はこれからになります。これらの文書は、図書館に保管されています。

(2) 郷土館と郷土館資料室資料

郷土館は旧西村山郡役所と旧西村山郡会議事堂の2つの建物からなっています。市教育委員会所蔵の郷土館資料には考古資料があり、郷土館旧西村山郡役所には①西村山郡政資料と②民俗資料が展示され、旧西村山郡会議事堂には③考古資料と「寒河江のあゆみ写真展」が展示されています。

郷土館資料室には、主に市教育委員会がこれまで収集してきた民俗資料と市民寄贈の資料が保管されています。さらに、長期間にわたって寒河江西村山地方の歴史発掘に取り組まれた著名な郷土史家であり、寒河江市名誉市民である故阿部酉喜夫^{あべゆうきお}氏が収集した書跡や古文書等の資料が一括保管されています。

(3) 各地区所在の資料・未指定文化財

各地区所在の資料は、市史編纂室で市内全域の調査にあたっており、大略を把握しています。これに基づき、市歴史文化活動推進員が調査を進めているところです。

これまで調査・把握されている本市の未指定文化財を、指定等文化財区分を参考に地域ごとに分け、相当する分野の資料の有無を示すと表2-4になります(分類にあたっては「寒河江市指定等文化財指定基準」による)。分野別にみると、有形文化財の古文書や歴史資料が多く、考古資料には全国に誇れる金谷原遺跡の旧石器資料や高瀬山遺跡の縄文時代資料などがあります。民俗文化財は衣食住に関するもののほか、信仰に関するものが市内全地域にわたり多く残されています。記念物では遺跡が多く、大江氏関係遺跡や幸生銅山^{さちうどうざん}が特徴的です。

2-4 各地区の未指定文化財

令和4年2月28日現在

区分	地区	寒河江	南部	西根	柴橋	高松	醍醐	白岩	三泉	計
有形文化財	建造物	12	1	0	1	0	6	20	7	47
	絵画	5	3	1	1	0	1	5	0	16
	彫刻	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	工芸品	2	0	1	0	0	0	0	1	4
	書跡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	典籍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	古文書	19	1	0	15	2	35	4	1	77
	考古資料	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	歴史資料	132	17	15	29	25	14	56	9	297
無形文化財	音楽	2	0	0	0	0	0	1	1	4
	演劇	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工芸技術	1	0	0	1	0	1	0	0	3
有形民俗文化財	無形の民俗文化財に用いられる衣装・器具・家屋等	32	0	2	9	3	39	25	6	116
無形民俗文化財	衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習	0	0	6	7	10	7	16	2	48
	民俗芸能	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	民俗技術	0	0	0	0	0	0	1	0	1
記念物	遺跡	38	4	10	18	8	18	48	4	148
	名勝地	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	動物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	植物	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	地質鉱物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化的景観		4	0	0	3	0	1	1	0	9
伝統的建造物群		1	0	0	0	0	0	1	0	2
その他（音や記憶等）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		258	26	35	84	48	122	181	31	785

第3章

寒河江市の歴史文化の特徴

1. 歴史文化の特徴

これまで第1章、第2章で述べてきたように、本市は東北地方の日本海側にあつて冷涼多雪かつ、山形盆地の寒暖の差の大きな地理的条件のもと、大江氏などの為政者の支配を背景に、鎌倉や江戸、上方の文化を取り入れて、豊かな自然と融合した独自の文化を醸成して来ました。こうしたことから、以下のことがらを歴史文化の特徴としてまとめることができます。

(1) 最上川中流域に発展した原始時代の集落

原始時代の特徴として、豊富な石器資源による他に例を見ない石器生産遺跡があることがあげられます。最上川中流域が石器の原石である頁岩の原産地でした。寒河江の旧石器時代の人たちは、これらの原石を用いて石器製作を盛んにおこないました。金谷原遺跡や高瀬山遺跡から、約1万2千年以前とみられる石槍やナイフ形石器及び多量の石器剥片が出土しています。これらは日本有数の石器生産遺跡でした。

(2) 時の為政者に守られ伝わってきた仏教文化

本市には多くのすぐれた信仰に関する文化財があります。慈恩寺には優美な平安仏が多数残されています。その背景には、寒河江・慈恩寺の人々は伝統をできるだけ変えることなく守り伝えていこうとする意識が強かったことを指摘することができます。

平安時代院政期に慈恩寺の整備が図られ、中央から優れた仏教美術品などがもたらされました。現在、国重文指定となっている仏像群などです。それとともに、堂社が建造され、僧侶が組織され、法会などの儀式が定まったものと見られます。慈恩寺やそれを支える地域の保守的な維持力が、その後の度重なる火災から守り伝えてきました。戦国期に戦乱で一山が焼失するものの、本尊を火災から守り、江戸初期に本堂を再興するなど、仏教文化が現代に慈恩寺の姿を伝承してきたものとみられます。

慈恩寺以外にも、中世や近世に作成された地域の文化財が多数伝わっており、郷村には古文書や歴史資料、信仰に関係する資料、石造文化財などが多く残されています。その背景には、政治的安定が地域の歴史文化を育んだこと、慈恩寺などの大寺社が文化サロンとして機能していたことを指摘することができます。

(3) 大江氏の支配から幕府直轄領へ

中世、近世の特徴として、京都・鎌倉・江戸など中央からの為政者が寒河江を支配してきたことがあげられます。平安期における藤原摂関家による寒河江荘支配の後、鎌倉期から約400年にわたり地頭大江氏が寒河江荘の支配者となります。戦国期に大江氏から最上氏に支配が変わり、最上氏三代での改易のあと、寒河江領は江戸期を通じて幕府直轄領として代官所支配となります。白岩領は一時酒井氏の支配となりますが、その後は幕府領となります。

古代は藤原摂関家、中世は大江氏、近世は江戸幕府代官とそれぞれ当時にあつては格式の高い支配者が、領内の人々の心に安定と誇りをもたらしてきたとみられます。

鎌倉時代に大江氏がつくった寒河江のまちは、寒河江城を東に、寒河江八幡宮を西に配し、それを結ぶ通りに町場を形成する計画であったとみられます。この計画は鎌倉をモデルにしたものとみられ「小鎌倉」と呼ぶ研究者もいます。小鎌倉寒河江には、本場の鎌倉から流鏝馬などの文化がもたらされ、本楯を拠点とする最上川舟運による物資の流通と貨幣経済の浸透が図られました。

町場に市が開かれ、地場産品を供給するは郷村が形成されていきます。在郷集落の形成は室町期以降に成立し、江戸期に大きく発展していったものとみられます。郷村をまとめる役割を担う人々が成長し、名主などから豪農に発展する者もあらわれ、地域文化の担い手となっていきました。寒河江には大江氏歴代の菩提寺が創建されて仏教寺院が多く立ち並ぶまちとなり、寒河江八幡宮を中心に郷村には寺社が造られ、地域の人々の葬祭を執り行うとともに、俳句会等の文化活動の拠点施設ともなりました。

江戸期には、年貢米を運ぶ最上川河川舟運の整備や西回り航路・東回り航路の成立により、大坂・江戸と結びついた全国規模の経済流通となり、当地方には雛人形など、庶民レベルで上方文化が浸透していきました。

また陸路では、幕府が東海道などの五街道と主な街道に宿駅を置いて整備するようになってから、寒河江、白岩は湯殿山ゆどのさんなど出羽三山でわきんざんを参拝する道者が宿泊する六十里越街道ろくじゅうりごえかいどうの宿場町として賑わうようになりました。寒河江からも伊勢参詣や金毘羅参りなど、各地を旅する人々が多く現れ、全国的な往来が盛んとなっていきました。

(4) 雪国の風土にアレンジされた上方の雅みやび

本市の習俗の特徴として、京や鎌倉、江戸、上方の雅を受け入れて、寒河江の風土に合わせてアレンジしてきたことがあげられます。流鏝馬は、江戸期には馬上から弓矢で的を射る古式流鏝馬のほかに、三頭の馬に稲の早稲・中手なかつて・晩稲おくてを託し、着順によりどの稲の品種が豊作となるかを占う作試し流鏝馬がおこなわれています。

建造物については、京の雅な建物のコピーでは東北の豪雪に耐えられず、柱の太い、部材の厚い堅牢で強固な仕様が慈恩寺本堂などに認められます。それでも茅葺の軒反り跳ね上げた工夫をし、優雅さを追求しています。

中央から伝来した寺院の法会には、食事が伴っています。その御馳走メニューは中央寺院伝来のものを基礎として、当地方の食材をアレンジしたものであること、食膳や器なども中央寺院コピーのものを用いたものであろうことを、その類似性から推定できます。この賄まかないが地域祭礼の御馳走にも反映し、寒河江が雅であるというイメージを醸し出したものとみられます。

(5) 村山盆地に形づくられた美しい田園景観

本市は村山盆地の西端に位置する街です。遠くに蔵王山^{ざおうざん}、奥羽山脈、葉山、月山、朝日連峰などを背景とし、最上川、寒河江川の流りに区切られた盆地の一角に美田が広がる風景は、寒河江の先人たちの営為によって築き上げられた田園景観です。

今見ることができる景観だけでなく、過去の景観も想像することができます。江戸期の夏、寒河江の文化サロンの一つである越井坂大運寺^{こしいざかだいうんじ}からの東方の眺望を思い描いてみましょう。寒河江川扇状地一帯、最上川縁辺の沖積平野一面は、用水堰が縦横に走り、緑なす美田が広がります。その先の最上川縁辺を眺めると、自然堤防上に帯となって紅花畑が展開し、黄金の花ばなが鮮やかに目に飛び込んできます。さらにその先の最上川には、米や産物を載せた小鵜飼舟^{こうかいぶね}が帆を広げて往来しています。もっと遠くに目をやれば、川東の集落が展開し、南に蔵王山を配する奥羽山脈が屏風となってそびえ、陸奥の地を隔てています。一転、西に目を移すと町場の家並みの先に、北は寒河江川の先に慈恩寺の里山が見え、その背後には葉山があり、西に月山、西南に朝日岳と連なり、これも屏風となって庄内と画しています。

この美しい田園風景は、大江氏の時代より、二の堰、高松堰など寒河江川から取水した堰が、寒河江城の堀の水として用いられる一方、用水堰が平野に張り巡らされ、維持されてきた賜物です。寒河江の郷村は、用水堰に支えられた稲田を中心として営まれてきたといえます。

また、楯北村^{たてきたむらうちだて}内楯^{うちだて}（市丸内）の井上勘兵衛^{いのうえかんべゑ}が、明治7年（1874）単身北海道に渡り、ロシア人ガルトネルから、苗木3本を分けてもらって寒河江に持ち帰り自宅の畑に植えたことにより広まったさくらんぼは、その後、主に缶詰等加工用作物として栽培され、昭和15年には日東食品製造株式会社寒河江工場^{にっとうしょくひん}が設立されるなど、本市において栽培がさかんとなりました。

現在「日本一のさくらんぼの里」と呼ばれるまでになったのは、昭和40年代に生食用の佐藤錦が導入されてからで、それまでの酸味が強い加工用品種のナポレオンに代わり昭和45年の減反政策が契機となり主力品種として急速に普及し、関東や関西などの大消費地向けに高級生食用果物として出荷されるようになり、栽培面積が急拡大しました。

現在は春先に白い花を咲かせるさくらんぼの栽培地が、稲田とともにのどかで美しい寒河江の田園風景を作り出しています。



二の堰から葉山を望む

第4章 文化財の把握調査

1. 文化財の把握調査の概要

本市では、地域にとって重要な指定等文化財や、各地の遺跡や開発等によって記録保存を行う必要が生じた埋蔵文化財に対して、調査研究を実施しその成果を公開してきました。

未指定文化財についても寺社や各地区の旧家等が所有する古文書や、農家・商家における衣食住・信仰等無形民俗文化財やそれに用いられる衣装・器具・家屋等の有形民俗文化財については、市史編纂事業等によりその調査を行い、市史やその資料編である市史編纂叢書等に成果をまとめてきました。

また、各地区から選出された歴史文化活動推進員に依頼し、石仏、石塔、記念碑などの調査を行い、その成果を「寒河江市の石造文化財」等の書籍にまとめ頒布、公表しております。

しかしながら、これらの未指定文化財は有形文化財、無形民俗文化財、有形民俗文化財等の一部分野については膨大な調査の成果が残っている反面、無形文化財や伝統的建造物群等ほとんど調査が進んでいない分野も数多く存在しており、調査の進み具合に、大きな偏りがある状況となっております。

市内の文化財の把握の取り組みは、寒河江市教育委員会が主体となって実施しています。その成果は平成6年（1994）から刊行された寒河江市史等にまとめられています。

4-1 寒河江市内の文化財調査に関する文献

令和3年3月31日現在

番号	書籍名	発行者名	発行年 (西暦)	文化財類型
1	西根村史談	佐藤平作	1952	有形文化財・民俗文化財
2	重要文化財慈恩寺本堂修理工事報告書	重要文化財慈恩寺本堂修理委員会	1954	有形文化財
3	町政施行60周年記念寒河江町沿革史	寒河江町町史編纂委員会	1954	有形文化財
4	社会科郷土資料	寒河江市教育研究会	1956	有形文化財・民俗文化財 埋蔵文化財
5	寒河江市の文化財 第2集	寒河江市教育委員会	1965	有形文化財・民俗文化財
6	寒河江市高瀬山縄文時代遺跡調査報告書	寒河江市教育委員会	1966	埋蔵文化財
7	寒河江市の文化財 第3集	寒河江市教育委員会	1968	有形文化財・民俗文化財
8	平野山古窯群	寒河江市教育委員会	1970	埋蔵文化財
9	三泉村誌(一)	三泉村誌編集委員会	1971	有形文化財・民俗文化財
10	最上川流域の自然と人文	長井政太郎先生退官記念事業 実行委員会	1971	記念物・名勝地
11	高松村史	高松村史発刊委員会	1971	有形文化財・民俗文化財
12	寒河江市の文化財解説 テキスト第1集	寒河江市教育委員会・寒河江市 文化財保護委員会	1971	有形文化財・民俗文化財 埋蔵文化財
13	寒河江市の文化財解説 テキスト第2集	寒河江市教育委員会・寒河江市 文化財保護委員会	1972	有形文化財・民俗文化財 埋蔵文化財
14	山形県史 資料編14 慈恩寺史料	山形県	1974	有形文化財
15	寒河江市史年表	寒河江市教育委員会	1975	有形文化財・民俗文化財 埋蔵文化財
16	柴橋村誌	寒河江市農協柴橋支所	1980	有形文化財・民俗文化財
17	慈恩寺資料 原文と訳文 慈恩寺年代集記 慈恩寺縁起 全	寒河江市商工観光課	1981	有形文化財
18	山形県有形文化財旧西村山郡役所修理工事報告書	寒河江市教育委員会	1982	有形文化財
19	寒河江市文化財調査報告書第1集 寒河江市の石造文化財	寒河江市教育委員会	1983	記念物
20	山形県文化財調査報告書第24集 本山慈恩寺の仏像県文化財調査報告書	山形県教育委員会	1983	有形文化財

番号	書籍名	発行者名	発行年 (西暦)	文化財類型
21	山形有形文化財旧西村山郡会議事堂修理工事報告書	寒河江市教育委員会	1984	有形文化財
22	本山慈恩寺文書調査報告書(増刷)	寒河江市教育委員会	1988	有形文化財
23	米沢村誌	三嶋神社再建設委員会	1988	有形文化財・民俗文化財
24	地域史研究の方法と課題 第13輯	東北福祉大学41番研究室	1991	有形文化財・民俗文化財
25	ふるさと文学散歩	寒河江市教育委員会	1991	有形文化財・民俗文化財
26	寒河江市の文化財	寒河江市教育委員会	1991	有形文化財・民俗文化財
27	地域史研究の方法と課題 第14輯 上・下	東北福祉大学41番研究室	1992	有形文化財・民俗文化財
28	寒河江市史 上巻 原始・古代・中世編	寒河江市教育委員会	1994	有形文化財・民俗文化財 埋蔵文化財
29	山形県中世城館遺跡調査報告書 第2集(村山地域)	山形県教育委員会	1996	有形文化財
30	寒河江市史 慈恩寺中世史料(解説版・写真版)	寒河江市教育委員会	1997	有形文化財・民俗文化財
31	慈恩寺舞楽解説	寒河江市・寒河江市教育委員会	1999	民俗文化財
32	寒河江市史 中巻 近世編	寒河江市教育委員会	1999	有形文化財・民俗文化財
33	寒河江市史 大江氏ならびに関係史料	寒河江市教育委員会	2001	有形文化財・民俗文化財 埋蔵文化財
34	寒河江市内巨木・古木調査	寒河江市教育委員会	2002	記念物
35	山形県寒河江市『中郷の民俗』—平成16年度明治大学居駒ゼミ調査報告書—	明治大学経営学部居駒ゼミナール 4年	2005	有形文化財・民俗文化財
36	寒河江市史 下巻 近代編	寒河江市教育委員会	2007	有形文化財・民俗文化財
37	永松銅山 幸生銅山 図録	寒河江市教育委員会	2010	有形文化財・民俗文化財
38	上の寺遺跡第1・2次発掘調査報告書	財団法人山形県埋蔵文化財センター	2010	埋蔵文化財
39	図録 寒河江の清水や井戸	寒河江市教育委員会	2011	記念物・名勝地
40	西村山郡榎西外二ヶ村 村絵図 大久保市右衛門家旧蔵	寒河江市教育委員会	2012	有形文化財
41	慈恩寺 院坊の文化財 図録	寒河江市教育委員会	2012	有形文化財
42	寒河江市史 下巻 現代編	寒河江市教育委員会	2012	有形文化財・民俗文化財
43	図録 慈恩寺修験資料	寒河江市教育委員会	2013	有形文化財・民俗文化財
44	明治32年慈恩寺—山絵図 慈恩寺梅本坊所蔵	寒河江市教育委員会	2013	有形文化財
45	みちのく慈恩寺の歴史	寒河江市教育委員会	2013	有形文化財・民俗文化財 埋蔵文化財
46	西覚寺(高松)の変遷	高松区	2014	有形文化財・民俗文化財
47	慈恩寺総合調査報告書	寒河江市教育委員会	2014	埋蔵文化財
48	寒河江市平塩積石遺跡学術調査概報	平塩積石遺跡学術調査団	2015	埋蔵文化財
49	寒河江市史 民俗・生活編	寒河江市教育委員会	2016	有形文化財・民俗文化財
50	寒河江市平塩積石遺跡第二次学術調査概報	平塩積石遺跡学術調査団	2016	埋蔵文化財
51	史跡慈恩寺旧境内保存活用計画書	寒河江市教育委員会	2017	有形文化財・民俗文化財 埋蔵文化財
52	寒河江市平塩熊野神社境内地経塚2号遺構学術調査概報	平塩熊野神社境内地経塚学術調査団	2017	記念物
53	史跡慈恩寺旧境内整備基本計画書	寒河江市教育委員会	2018	有形文化財・民俗文化財 埋蔵文化財
54	寒河江市平塩熊野神社境内地経塚2号遺構 第二次学術調査概報	平塩熊野神社境内地経塚学術調査団	2018	記念物
55	改訂 寒河江市の石造文化財	寒河江市教育委員会	2021	記念物・民俗文化財

2. 文化財の把握調査の課題

下記表を参考に文化財の把握調査について考察すると、地区別では、南部・西根・高松・三泉地域において調査が他地域と比較して進んでいません。また、分野別で未調査が多いのは、有形文化財の工芸品、書跡、典籍、考古資料、無形文化財全体、有形民俗文化財の民俗芸能、民俗技術、記念物の動物、植物、地質鉱物、伝統的建造物群、その他（音や記憶等）などです。時代的には、近世・近現代の文化財が集落の過疎化や生活様式の変化などにより急激に失われていく状況にあります。

4-2 各地区の文化財把握調査状況(◎調査済、○一部調査、△未調査) 令和4年2月28日現在

区分		地区							
		寒河江	南部	西根	柴橋	高松	醍醐	白岩	三泉
有形文化財	建造物	○	○	○	○	△	○	○	○
	絵画	○	○	○	○	△	○	○	△
	彫刻	○	△	△	○	△	○	○	△
	工芸品	○	△	△	△	△	△	△	△
	書跡	△	△	△	△	△	○	○	△
	典籍	△	△	△	△	△	△	△	△
	古文書	○	○	○	○	○	○	○	○
	考古資料	○	△	△	△	△	△	△	△
	歴史資料	◎	○	○	○	○	○	○	○
無形文化財	音楽	○	△	△	△	△	△	○	○
	演劇	△	△	△	△	△	△	△	△
	工芸技術	○	△	△	○	△	○	△	△
有形民俗文化財	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
無形民俗文化財	衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	民俗芸能	○	△	△	△	△	△	△	△
	民俗技術	△	△	△	△	△	△	△	○
記念物	遺跡	◎	○	◎	○	○	○	◎	○
	名勝地	△	△	△	△	△	△	○	△
	動物	△	△	△	△	△	△	△	△
	植物	○	△	△	△	△	△	△	△
	地質鉱物	△	△	△	△	△	△	△	△
文化的景観	○	△	△	○	△	○	○	○	
伝統的建造物群	○	△	△	△	△	△	○	△	
その他（音や記憶等）	△	△	△	△	△	△	△	△	

3. 文化財の把握調査実施の方針

本市では前述のとおり8つの地区があり、地区の文化財の把握にはそれぞれの地区の事情に精通した地元調査員による調査が不可欠です。文化財の把握調査は、地区ごと分野ごと年次計画をさだめ実施して行きます。

地区別では、他地区より調査の進んでいない南部・西根・高松・三泉地区において調査を進めていきます。また、分野別では特に有形文化財の工芸品・書跡・典籍・考古資料、無形文化財全体、記念物の動物・植物・地質鉱物、伝統的建造物群、その他（音や記憶等）などの分野の調査を進めていきます。

4. 文化財の把握調査実施の体制

文化財の把握調査は、事務局を市教育委員会に置き、教育委員会が委嘱する数名の文化財保護指導員によって各文化財の把握調査を実施するという体制を構築していきます。未指定文化財については、8つの地区から選出された歴史文化活動推進員による^{しつがい}悉皆調査を行い、今後分野ごとによる成果の偏りを是正するよう努めていきます。



慈恩寺大晦日花火大会「雪月華」

第5章

文化財の保存・活用に関する将来像・基本的な方向性

1. 文化財の保存・活用の将来像

本市は、史跡慈恩寺旧境内や慈恩寺本堂・仏像群をはじめとして、文化財を数多く有し、豊かな風土と歴史、文化が調和するまちです。これら地域の宝を未来に伝えていくため、本市が目指す文化財の保存・活用の理想の姿、将来像を次のように規定します。

『市民が主役となり確実に文化財を未来に遺し、

歴史と文化に彩られたまち寒河江を創っていく。』

その具体的な内容は以下の通りとします。

- 文化財は未来に伝える地域の宝であり、保存と活用の循環によって文化財を確実に次世代に継承する。
- 市民一人ひとりが寒河江市の歴史や文化に関心・理解を持てるよう学習の機会を提供し、文化財の保存・活用の機運を高める。
- 市固有の文化財を地区の人びとが主体となって保存し、積極的に活用することにより、特色ある地域づくりに寄与する。

2. 文化財の保存・活用の課題

上記の将来像に向かっていくには、現状として、少子高齢化や社会情勢の急激な変化に伴い、本市の歴史や文化財に対する認知、理解が失われつつあること、地域からの情報発信や公開の機会が少なく、文化財の価値を活かしきれていないこと、また、文化財の調査や研究が足りないために、文化財の新たな価値が見い出される機会が少なくなりつつあることなどが課題として挙げられます。

このため、以下に市全体の文化財の保存・活用に関する課題を6つに整理します。

課題 1 文化財の調査・研究と適切な保存

1-1 未指定文化財の把握調査が不十分である。

○寺社や各地区の旧家等が所有する古文書等有形文化財、信仰・年中行事等の無形民俗文化財や無形民俗文化財に用いられる衣服・器具・家屋等の有形民俗文化財等、把握調査が進んでいる分野もありますが、有形文化財の工芸品・書跡・典籍・考古資料、無形文化財全体、記念物の動物・植物・地質鉱物、伝統的建造物群、その他（音や記憶等）など、ほとんど調査が進んでいない分野もあり、把握調査に偏りがあります。

1-2 文化財の更なる調査の実施が必要である。

○仏像や絵画、工芸品等について専門家による価値の究明が、多くの文化財について不足しています。価値を明らかにするための詳細調査を実施し、重要な文化財については指定等による保護に結び付けることが必要です。

○現在、数名の市史編纂専門員が日常業務において市全体の史資料の調査研究を進めていますが、把握できる文化財の数には限りがありますので、地区ごとに委嘱された歴史文化活動推進員へ協力を得ながら、テーマごとに行う^{しっかい}悉皆的な調査による価値の解明が必要です。

1-3 文化財の状態等を調査し、記録していく必要がある。

○個々の文化財が現在どのような状況にあるのか、定期的に把握しておく必要があります。またそれぞれの文化財の状況によっては、個別にどのように保存していくかを考えていく必要があります。

課題 2 地区民が主体となった文化財の保存と活用

2-1 地区民が主体となった文化財の保存・活用を進めることができていない。

○地区民の信仰の対象となっていたお堂や祠などが、地区内でのお祭りや年中行事の縮小、廃止に伴い、当事者意識の希薄化が進行し、地区民の総意による保存ができなくなっています。また文化財を観光や地域振興に結び付けていくための活用法を地区民が主体となって検討していく必要があります。

2-2 地区民が地区の歴史や文化財について学ぶ機会が不十分である。

- 地区住民が生涯学習において学ぶ内容が特定の文化財やテーマに偏っており、身近なところにある地元の文化財やそれらにまつわる歴史について学ぶ機会がありません。

課題3 文化財の継承

3-1 地域に根付く文化財を引き継ぐ体制が整備されていない。

- 少子高齢化や地域コミュニティへの参加意欲の低下により、地区内で伝承されている民俗芸能の担い手が少なくなってきたり、伝承するための道具や衣装が毀損したり滅失する恐れがあります。
- 無形民俗文化財を伝承するための費用が賄えないなどの理由により、保存が困難となる可能性があります。

3-2 後継者を育成するための学校教育との連携が不十分である。

- 本市では地区ごとに小学校区が設定されており、学校が地区の身近な歴史を学んだり、民俗芸能の伝承を進めるための役割を担うことが期待されますが、各学校と地区との連携が十分にできていません。

3-3 無形民俗文化財の記録が図られていない。

- 無形民俗文化財の映像化、記録保存により少子高齢化や地域コミュニケーション力の低下した現代社会においても、適切な無形民俗文化財の継承を支援していくことが必要です。

課題4 文化財の活用による歴史文化の発信

4-1 定期的な文化財の公開がなされていない。また、観光事業との連携による慈恩寺等の文化財の活用と歴史の発信が不十分である。

- 文化財の公開は、観光客の誘致につながり本市の経済的な振興にも貢献できます。しかしながら、現状では多くの文化財が公開に至っていません。

○観光客を呼びこむためには、文化財の正しい説明と理解を得ることを前提に仏像など文化財の公開事業や文化財のすばらしさを発信できるようなイベント等観光との連携を行う必要がありますが、不十分な状況にあります。

4-2 史跡などの文化財への案内板・説明板、パンフレット、ボランティアガイドが足りず名所や特産物が活かされていない。

○文化財などを説明するための案内板、マップなどの印刷物、ボランティアガイド等が不足しているため、観光客等来訪者や市民の史跡などの文化財の認知度が低い状況にあります。

4-3 市域を超えた広域的な視点からの文化財の活用が十分でない。

○本市にとって重要な大江氏関連の文化財は本市のみならず、寒河江荘に相当する市以外の西村山地域を構成する4町にも存在しますが、個々の自治体レベルでの活用に留まっている現状にあり、その全体像を示して活用するための連携した取り組みができていません。また、大江氏の祖である大江広元公の子孫は山口県の毛利氏など、他県にもゆかりの地があるので、全国規模での連携も検討する必要があります。

課題5 文化財の保存・活用の拠点

5-1 文化財を収容する施設が十分になく保存環境が未整備である。適切な文化財の保存・活用ができなくなるおそれがある。

○現在本市は、古文書や民俗文化財など史資料の収容については、市立図書館の閉架書庫や閉鎖となった児童厚生施設など、本来文化財の保存・活用を想定していなかった施設の限られたスペースを利用しており、十分な収容、保存環境が整えられていません。またその施設は市内に散在しているうえ、収容量にも限りがあり、今後適切な文化財の保存・活用を行うことができなくなるおそれがあります。

5-2 各種文化財の保存を担い、観光客に対して寒河江市の歴史文化や文化財を総合的に紹介し、活用するための適切な施設がない。

○寒河江市における文化財を紹介する既存施設としては市郷土館がありますが、県指定有形文化財であるため様々な制限があり、有形民俗文化財の展示等一部分野の文化財の紹介に

留まっています。文化財を展示するためには、日光や温度の変化による劣化を防ぐことができる空調設備を有する施設が必要ですが、市郷土館はそのような設備を設置することが県指定時の条件により許されていないため、本市には要件を満たす施設がなく別途整備するか市郷土館の利用について県と協議する必要があります。

課題 6 文化財の総合的・一体的な保存と活用

6-1 歴史文化の様々なテーマ・ストーリーが活かされていない。

○本市にはテーマやストーリーであらわされる様々な歴史文化があるにも関わらず、一般に広く周知され、活用されている歴史文化は、慈恩寺や大江氏にまつわるテーマにとどまり、その他のテーマは十分に活かされていません。各々のテーマ・ストーリーの活用により、各地区民が身近な文化財の価値に気づくことができるような歴史文化の発信が必要です。

3. 文化財の保存・活用の方針

市所在の文化財については、適切かつ有効な保存と活用の手立てを図っていく必要があります。

前項に記載した文化財の保存・活用に関する課題をふまえ、本計画では下記の方針により文化財を保存・活用していきます。

方針 1 文化財の全体像把握による適切な保存

1-1 未指定文化財の把握調査に努め適切な文化財の保存を図る。

○有形文化財の工芸品・書跡・典籍・考古資料、無形文化財全体、記念物の動物・植物・地質鉱物、伝統的建造物群、その他（音や記憶等）など、把握が不足している分野の調査について年度ごとの実施計画を策定のうえ、長期的な視野により悉皆的^{しつぱい}に把握調査を行い、文化財の把握調査の偏りを無くしていきます。

○本市独自の文化財登録制度を設け、指定要件を満たさなくても文化財の保護が図られるようにします。所有者の意思を尊重しつつ、所有者による自発的な意思のもと文化財の保護が図られるよう指導助言を行っていきます。

1-2 文化財の更なる調査の実施を進めていく。

- 指定等による保護を前提に文化財の価値を明らかにするため、未指定文化財については専門家に依頼し、詳細調査を進めていきます。
- 市史編纂事業を通じて、古文書や絵画、彫刻等文化財の調査・研究を行い価値を解明していきます。

1-3 文化財の台帳の整備を進めていく。

- 県と協力し、文化財の巡回指導を実施、指定等文化財台帳整備を行うなど指定等文化財の現状把握に努めます。

方針2 8地区を活かした取組の実施

2-1 8地区を活かし、地区民が主体となる文化財の保存・活用を推進する。

- 各地区の文化財の保存・活用は当事者意識の強い地区民が主体となっていくことが理想です。本市や山形県など行政が主体となりながらも、地区民に保存や活用に取り組んでもらえる体制をサポートしていきます。

2-2 8地区を活かした特色のある生涯学習を推進する。

- 地区民が地区の歴史を学ぶことができる講座等の開催について支援を積極的に行い、地域の歴史を知ることにより、文化財の認知度を高め保存・活用に関する意識の醸成を図っていきます。

方針3 文化財を次世代に継承する

3-1 次世代に文化財を確実に継承できる体制を整える。

- 公民館や町会等住民組織や無形民俗文化財保存団体の活動を支援することにより、文化財の次世代への継承を確実にできる体制を整えます。

○地区内で伝承されている民俗芸能について費用を助成し、伝承するための道具や衣装が毀損したり滅失することを防ぎ、次世代への伝承を確実なものとしします。

○市民が価値のある文化財を身近に感じ、保存に関する機運を高めていくため、有識者を講師とした現地学習会等を積極的に実施します。

3-2 学校教育と連携し歴史を次世代を担う子どもたちに伝承していく。

○小中学校と連携を取りながら、子ども向けの学習教材の提供や無形民俗芸能の伝承活動の支援により、地区の歴史を子どもたちに伝承していきます。

3-3 無形民俗文化財の記録を進めていく。

○無形民俗文化財の詳細な映像化、記録保存を行い、次世代への保存継承を図ります。

方針4 文化財を地域振興に活かす

4-1 適切な保存環境のもと文化財の公開を進め、観光客の誘致により地域振興を図る。

○観光事業等と連携して慈恩寺等文化財の活用を行い、本市を訪れる人々に本市の歴史を知ってもらうきっかけとします。また、全国各地の人びとに文化財の価値を発信し、文化財の保存・活用を進めるだけでなく、その地区の地域振興にもつなげていきます。

4-2 史跡や文化財を活用するため、案内板や表示板を適切に設置し、ボランティアガイド等人材の育成に寄与する。

○特定の史跡や文化財に偏ることなく案内板や表示板を設置し、訪れる人にその価値を発信します。また、ボランティアガイド等史跡や文化財の説明を適切にできる人材を育成するため、講座等学習の場を提供します。

4-3 西村山地域の4町や最上川流域市町村などと連携し文化財の活用に取り組む。

○他市町村と広域テーマを設定したシンポジウムや講演会を実施することにより、より多くの人びとに歴史の発信を行うことが可能となります。

方針5 文化財の保存・活用の拠点づくり

5-1 文化財を保存・活用するための拠点づくりの整備を進める。

- 古文書や有形民俗文化財等歴史資料を適切に保存するための用途、市史の編纂や文化財の調査機能を持つ研究発信のための用途を併せ持つ文化財を保存・活用するための拠点づくりの整備を進めていきます

5-2 観光客に寒河江市の文化財を総合的に紹介する施設の検討を進める。

- 観光客に本市の歴史を紹介し、正しく認識してもらうために適切な環境のもと文化財その他の資料を展示できる施設の設置について、上記施設と合わせて検討していきます。
- 今後社会情勢の変化により生じた空き公共施設を転用したり、市郷土館の大規模な改修について県と協議するなど、文化財の保存・活用に最適な環境を創出できるようさまざまな手法により施設整備を検討していきます。



郷土館資料室(民俗資料)



寒川町文化財学習センター(空学校利用事例)

方針6 関連文化財群を活かした取組の実施

6-1 関連文化財群を活かしたテーマ・ストーリーに基づく文化財の保存・活用を進める。

- 関連文化財群を土台に文化財の保存・活用を行っていくことにより、市民の歴史への関心を喚起することにつなげ、ひいては文化財の保存・活用への意識・意欲を高めていきます。
- テーマ・ストーリーに基づく文化財の保存・活用を進めることで、市民に歴史文化を分か

りやすく伝え、歴史文化の普及啓発や理解促進を進め、自発的な学習を啓発していきます。

- 関連文化財群のようなテーマ・ストーリーに基づく文化財の保存・活用を進めることで、市民にとって身近な地区以外の市内全ての地区に関心を持てるようにしていきます。また、様々な歴史関連の学習の機会の創出や、文化財の保存・活用に関する意欲の醸成を図り、市全体の取り組みにつなげていきます。

4. 文化財の保存・活用の措置

前項に記した方針について対応する措置を以下の通り示します。措置の実施にあたっては、市費・県費・国費（文化財補助金・地方創生推進交付金等）を活用しながら進め、民間資金等の活用についても検討していきます。

なお「方針6 関連文化財群を活かした取組の実施」については第6章において関連文化財群の詳細を、第7章においてその課題・方針・措置について記述します。

方針 1 文化財の全体像把握による適切な保存

【取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区民

団体：民間活動団体、協議会等

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

◎：中心になって取り組む

○：協力して取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

保存と活用に関する措置												
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年	
①	未指定文化財の把握調査事業	歴史文化活動推進員などに依頼し、民俗文化財や記念物等未指定文化財の把握調査を実施する。	市費	△	○		◎					
②	未指定文化財の詳細調査事業	仏像等彫刻などの未指定文化財の詳細調査を実施し、指定を進める。	市費	△	△	◎	◎					
③	市民からの情報提供体制整備事業	市民からの情報提供を受け付ける体制を整える。	市費	△	○		◎					
④	地域住民の自主的保存活動のための文化財登録制度創設	市独自の文化財登録制度を設け、文化財の保存・活用に積極的に取り組む。	市費	△	○	○	◎					
⑤	未指定の民俗文化財の記録保存事業	滅失・あるいは消失の恐れのある未指定の民俗文化財を映像その他の方法により記録保存し、後世に文化財の歴史的価値を伝える。	市費	△	○	△	◎					
⑥	地域での未指定の有形文化財保存継承支援事業	地域の宝である未指定の有形文化財の価値を現地視察などで地域住民と共有し、地域での保存継承について指導・助言を行う。	市費	△	○	◎	○					
⑦	未指定文化財の所有権移転事業	所有者の寄附申し出があった場合、歴史的価値が高いと判断される未指定文化財については寄附を受け入れ保存を行う。	市費	△	△	○	◎					
⑧	史資料調査の継続実施	市史編纂事業年次計画に従い調査研究を継続していく。	市費	△	△	○	◎					
⑨	史資料調査についての情報収集事業	史資料調査を実施していることを広く市民に周知し、市民からの情報提供を促す。	市費	△	◎	○	◎					

【取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区民

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

◎：中心になって取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

団体：民間活動団体、協議会等

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

○：協力して取り組む

保存と活用に関する措置												
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年	
⑩	文化財所有者への指導・助言事業	文化財所有者、保存団体と密接に連絡を取り合い、問題点の把握に努め、適切な指導、助言を行う。	市費	△	△	○	◎					
⑪	指定文化財台帳整備・巡回指導事業	指定文化財台帳の整備を行い、指定等文化財の現状把握に努め、県と協力して巡回指導を行う。	市費	△	△	○	○					
⑫	寒河江市の文化財改訂版の作成	指定文化財の調査内容の成果を「寒河江市の文化財改訂版」としてまとめ発刊する	市費	△	△	○	◎					
⑬	文化財防火デー防火訓練事業	文化財防火デーのPRと訓練の実施。	市費	◎	◎		○					

方針 2 8 地区を活かした取組の実施

【取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区民

団体：民間活動団体、協議会等

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

◎：中心になって取り組む

○：協力して取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

保存と活用に関する措置												
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年	
⑭	地域歴史文化活動指導助言事業	各地区の歴史関連団体が行う自主学習会等歴史文化活動の事業に対し、学習内容や講師の選定等進め方について、指導助言を行う。	市費	△	○		◎					
⑮	観光客の誘致に結び付いた寒河江市の歴史文化の活用	仏像の公開展、寺社のライトアップ等文化財を活用したイベントを開催し、市内外に発信することにより観光客の誘致を図る。	市費	○	○	○	◎					
⑯	文化財パンフレット・ガイドマップ作成事業	市全域の文化財を紹介する簡易なパンフレット及びガイドマップを作成する。	市費	△	○	○	◎					
⑰	SNSによる文化財情報発信事業	文化財に関する公開や講座、イベント等について市民の認知度を高めるためSNSにより情報発信を行う。	市費	△	○		◎					
⑱	市民向け講座の開催	市中央公民館主催の市民講座「さくらんぼ大学」の「歴史学部」「大学院」の継続開講を実施する。	市費	○	○	△	◎					
⑲	公民館歴史文化講座支援事業	各地区の地区公民館分館が開催する歴史文化講座の充実を図る。	市費	○	◎	△	◎					
⑳	出前講座充実化	市民団体の要望に応じて出前講座の充実化を図る。	市費	○	◎	△	◎					

方針3 文化財を次世代に継承する

【地域との協働・取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区民

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

◎：中心になって取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

団体：民間活動団体、協議会等

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

○：協力して取り組む

保存と活用に関する措置												
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年	
⑳	無形民俗文化財の保存継承事業	無形民俗文化財の次世代の担い手である子どもたちへの伝承等へ助成を行う。	県費 市費	△	△		◎					
㉑	無形民俗文化財保存団体会員拡充事業	無形民俗文化財保存団体の活動について助成を行い会員の拡大を促す。	市費	△	△		◎					
㉒	有形民俗文化財助成事業	無形民俗文化財に係る衣装・用具等の有形民俗文化財の修理等に助成を行う。	国費 県費 市費		○		◎					
㉓	無形民俗文化財映像化記録事業	無形民俗文化財の詳細な映像化、記録保存を図り、後継者への伝承のための参考資料とする。	市費		◎		◎					
㉔	文化財環境美化活動推進事業	春と秋の年2回行われている市民一斉クリーン作戦の一環として、慈恩寺や二の堰など文化財周辺のごみ拾い、除草等の環境美化活動に取り組む。	市費	◎	◎		○					
㉕	子供たちへの伝承事業	学校教育において副読本等小中学生の社会科（歴史文化）の学びの教材を提供する。	市費	△	△	○	◎					
㉖	各小学校の無形民俗文化財伝承活動への支援	各小学校が課外活動等無形民俗文化財伝承活動の受け皿となるよう助言や働きかけを行う。	市費	△	◎	◎	○					

方針4 文化財を地域振興に活かす

【地域との協働・取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区民

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

◎：中心になって取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

団体：民間活動団体、協議会等

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

○：協力して取り組む

保存と活用に関する措置												
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年	
⑳	指定等文化財公開事業	郷土館旧西村山郡役所や市美術館を活用し、定期的に指定等文化財の公開事業を行う。	市費	△	△	○	◎					
㉑	遺跡などの文化財への案内板・説明板設置事業	遺跡などの文化財への案内板・説明板の設置を行う。	市費	△	△	○	◎					
㉒	文化財案内・説明ツール作成事業	個々の文化財のパンフレットや案内板等を作成する。	市費	△	○	○	◎					
㉓	寒河江市役所公開発信事業	登録有形文化財に指定されている寒河江市役所庁舎について、来訪者に説明し文化財としての価値を発信していく。	市費				◎					
㉔	広域テーマによる連携	紅花・最上川など広域テーマにより、市域を越えて各市町村と関連する文化財の保存・活用の連携を図る。	市費	△	△	○	◎					
㉕	ボランティアガイド向け講座開催	ボランティアガイドの人材育成のため、講座を開催する。	市費	△	◎	○	○					
㉖	他市町村との連携によるシンポジウム開催	共通テーマによるシンポジウムや講演会、展示会を開催し、市民周知を図る。	市費	△	◎	○	◎					

方針5 文化財の保存・活用の拠点づくり

【地域との協働・取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区民

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

◎：中心になって取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

団体：民間活動団体、協議会等

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

○：協力して取り組む

保存と活用に関する措置											
番号 事業項目	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年
③⑤	文化財を保存・活用するための拠点づくり整備検討事業	市費	△	△	○	◎					
③⑥	郷土館の今後の在り方を含めた文化財を総合的に紹介する施設の検討事業	市費	△	△	○	◎					

方針6 関連文化財群を活かした取組の実施

関連文化財群をもとにテーマやストーリーに基づく歴史文化について発信し、それぞれの地区における文化財の保存と活用に関する機運を高めていきます。

関連文化財群の詳細は第6章で、課題・方針・措置については第7章で、それぞれ詳述します。



寒河江川と臥龍橋



春の本山慈恩寺三重塔(県指定文化財)

第6章

関連文化財群による文化財の 保存・活用

1. 関連文化財群

(1) 関連文化財群の目的

本市における関連文化財群は、地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿ってまとまりとして捉えたものです。関連文化財群設定の目的と効果は次のように示すことができます。

1. 市民が本市の「宝もの」である文化財について、テーマ、ストーリーに沿ってその魅力に気づききっかけとなり、市民の誇りや愛着に繋げていくことができます。
2. 文化財を個別の価値だけでなく、ストーリーによる文化財のつながりの中で評価することができます。
3. ストーリーによって複数の文化財が関連しあう一つのまとまりとして扱い、総合的・一体的な保存と活用につなげることができます。
4. 本市を訪れた人々に魅力をわかりやすく伝えることができ、複数の文化財の周遊により市域全域の振興を図ることができます。

また本市では各地区に存在する文化財をそれぞれの地区の歴史を紐解く重要な手がかりとして捉えて、地区ごとに地区民自らが文化財の保存・活用をしていくことを促すために、関連文化財群に関するテーマ・ストーリーを整理していきたいと考えます。その期待される効果を以下に示します。

1. 各地区民が各地区に存在する関連文化財群を認識することで、地域に関連したテーマをより身近なものとして、とらえることが可能となる。
例：寒河江地区にある寒河江城に興味を持ちづらい白岩地区民も、白岩城という切り口からアプローチすることで、大江氏の歴史について興味関心を持つことが可能になる。
2. 各地区でそれぞれの関連文化財群を保存・活用することは、そのテーマやストーリーに別の視点、別の価値観を与えることになる。
例：大江氏の歴史について、寒河江地区民は寒河江城を中心としたまちづくりについて知る・学ぶというアプローチ、醍醐地区民は郷目右京進貞繁という武人画家、大江氏時代の絵画・美術について考察するというアプローチが可能となる。
3. 関連文化財群が所在しているすべての地区の住民が保存・活用に携わることで、全市的な取り組みにつなげることができ、巡るコースなどにいろいろな要素を加えることができる。

(2) 関連文化財群の設定と考え方

本市における関連文化財群は、鎌倉時代以降戦国時代まで寒河江の発展の基礎を築いた大江氏、聖武天皇の勅命により開かれたとされる古刹慈恩寺など本市にとって重要な要素となっているテーマに従って、7つ設定することとしました。これらの関連文化財群の設定にあたっては、本市の郷土史を紐解く鍵となることを意識しています。

6-1 関連文化財群のテーマ

No.	関連文化財群のテーマ	歴史文化の特徴 (第3章寒河江市の歴史文化の特徴 1. 歴史文化の特徴との関連)
1	悠久の時を伝える慈恩寺	(2)時の為政者に守られ伝わってきた仏教文化 (4)雪国の風土にアレンジされた上方の雅
2	熊野信仰と平塩	(2)時の為政者に守られ伝わってきた仏教文化
3	中世 400 年間にわたり寒河江を治めた大江氏	(3)大江氏の支配から幕府直轄領へ (4)雪国の風土にアレンジされた上方の雅 (5)村山盆地に形づくられた美しい田園景観
4	最上川と寒河江川	(1)最上川中流域に発展した原始時代の集落 (3)大江氏の支配から幕府直轄領へ
5	六十里越街道の宿場町 ～寒河江・白岩～	(3)大江氏の支配から幕府直轄領へ
6	3つの代官所があったまち寒河江	(3)大江氏の支配から幕府直轄領へ
7	寒河江のさくらんぼ	(5)村山盆地に形づくられた美しい田園景観

(3) 関連文化財群の概要

関連文化財群テーマ 1 悠久の時を伝える慈恩寺

関連文化財群ストーリー1

神亀元年(724)行基が諸国を巡って仏教を平めていたところ、寒河江の慈恩寺一帯が勝れているのを見て聖武天皇にこのことを報告しました。聖武天皇は命令を発して婆羅門僧正に現慈恩寺の土地に寺院を建てさせました。

唐の時代インドから玄奘三蔵が持ち帰った多数の経典の中から、高弟である慈恩大師が法相宗を大成しました。慈恩寺はこの慈恩大師にちなんで名づけられたといえます。慈恩寺は法相宗をもとに成立したと考えられており本尊は弥勒菩薩となっています。

「慈恩寺年代集記」では、奈良時代から平安時代末期までは、資料が欠けていて「顕密の僧侶がやって来て住職を務めた」としか出ていません。歴史的な記述としては、天仁元年(1108)鳥羽院の宣勅によって、奥州平泉の藤原基衡が奉行となって慈恩寺の修造に務めたとあります。

文治元年(1185)3月後白河法皇の院宣と源頼朝の御下文を携えて、高野山の弘俊という密教の僧がやって来て、慈恩寺の人びとに真言密教と修験道を伝えました。

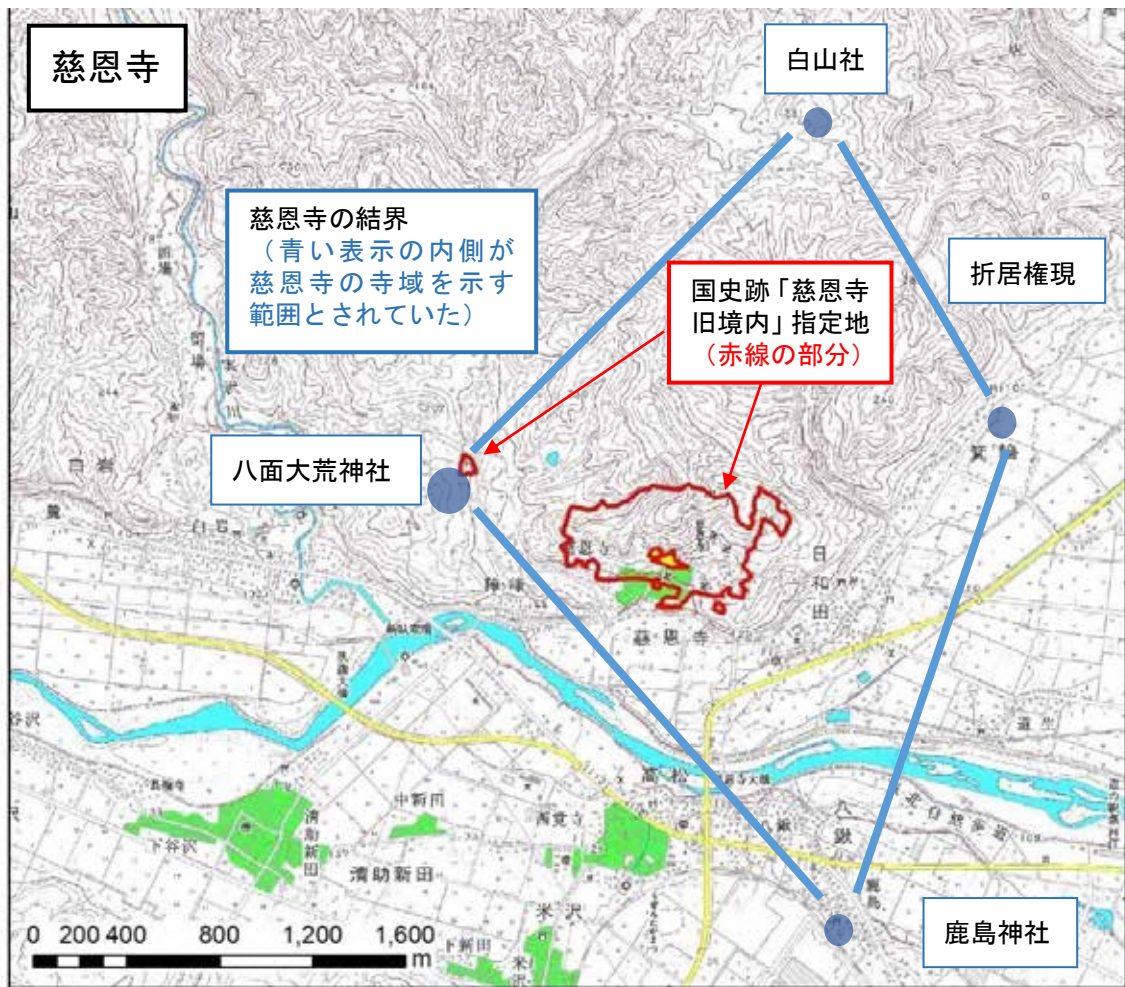
慈恩寺は寒河江を治めた藤原摂関家や大江氏などの庇護を受け、江戸時代の組織は3ヶ院48坊、寺領は東北最大の2812石余りを有していました。また、四方にはそれぞれ慈恩寺の寺域を示す結界の神社が配されていました。

明治時代に入り寺領を没収され、帰農する坊が相次ぎましたが、昭和50年代に数々の文化財が再評価され、文化財の宝庫として知られています。

構成する文化財

文化財	分野	説明	指定・未指定区分
本山慈恩寺本堂	建造物	入母屋造、茅葺。奈良時代の草創と伝わる古刹である。慈恩寺の現在の本堂は数度焼失した後、元和4年(1618)山形城主最上家信の時竣工した。	国指定
本山慈恩寺山門	建造物	三間一戸楼門造りで左右にはそれぞれ密釈金剛、那羅延金剛の仁王を納める。屋根は茅葺入母屋造り。享保21年(1736)落慶法要。	県指定
本山慈恩寺三重塔	建造物	先の三重塔は最上義光が大施主となって建立。文政6年(1823)焼失。文政13年(1830)再建。	県指定
木造釈迦如来諸尊像	彫刻	10軀中の釈迦如来は桧の寄木造りで像全体に漆箔が施されている。平安後期の優作。	国指定
木造十二神将立像	彫刻	薬師堂に安置する薬師如来の護法神。制作期は13世紀半ごろと考えられる。	国指定
木造薬師如来及両脇侍像	彫刻	昭和63年の修理の際、薬師如来像の胎内墨書銘が発見され延慶3年(1310)京仏師の院保の制作であることが分かった。	国指定
林家舞楽	無形民俗文化財	大坂天王寺の楽人林越前政照が貞観2年(860)慈覚大師に随従して山寺に来て、以来山寺日枝、慈恩寺山王、平塩熊野の三所の舞楽を司り現在に至っている。	国指定
慈恩寺旧境内	史跡	山形盆地の西縁中央に位置し、堂塔と前面に坊屋敷を配し、背後を中世の城館群が取り巻いていた。北へ4キロほどのところには山業と呼ばれる修験の行場を有する。	国指定

関連文化財群テーマ1に関する地区：高松地区、醍醐地区



6-2 慈恩寺旧境内(本堂境内地)と結界の位置関係



本山慈恩寺本堂



本山慈恩寺三重塔



本山慈恩寺山門



もくどうしゃかによらいしよそんぞう
木造釈迦如来諸尊像(主尊)



もくどうじゅうにしんしょうりつぞう
木造十二神 将立像(巳神)



はやしけぶがく
林家舞楽

関連文化財群テーマ2 熊野信仰と平塩

関連文化財群ストーリー2

熊野三山への参拝者は日本各地で修験者（先達）によって組織され、三山各地で契約を結んだ御師に宿舎を提供され、祈祷を受けるとともに山内を案内されました。熊野と浄土信仰の繋がりが強くなると、次第に民衆も頻繁に熊野を参詣するようになり、熊野権現が日本全国に勧請され、各地に熊野神社が建てられました。

平塩熊野神社は、加持祈祷を主とする密教系の寺坊からなる祈願所で、社伝によれば、養老5年(721)に行基が紀州熊野山より熊野三社を勧請したとしています。古くは三殿が並び立ち、熊野三所大権現と尊称されました。

平塩熊野神社には平安期の経塚や伝・十王像があります。伝・十王像は平塩地域の神木で造られたとみられています。平塩舞楽は、慈恩寺の林家舞楽と同じ流れを引き、戦国時代にはすでに地域の人々だけで舞われていたとされます。現在の演目は10番あり、稚児舞が舞われているのも特徴です。平塩熊野神社は、江戸時代には16坊で構成され、神仏習合の形をとっていました。明治初頭の神仏分離を経て現在は神社となっていますが、社殿や祭礼に神仏習合の姿を伝えています。

平塩地域には、熊野信仰に関係する文化財が多数所在し、中央から伝来した文化が地域の風土に合わせた形で残されています。

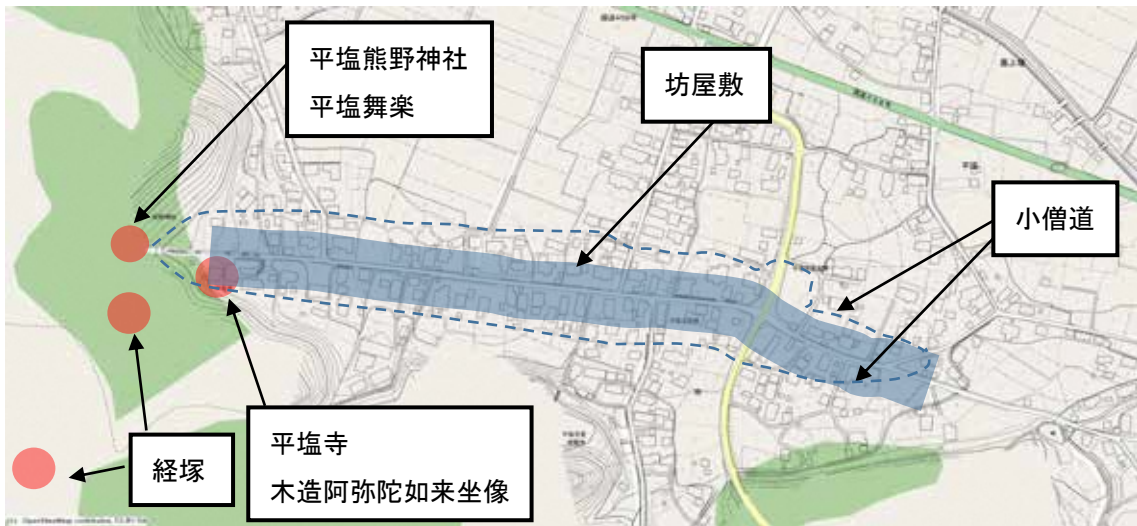
構成する文化財

文化財	分野	説明	指定・未指定区分
平塩熊野神社	建造物	平塩熊野信仰の中心。神社は仏殿造り。	未指定
木造伝十王坐像	彫刻	平塩熊野神社の2軀の十王像は12世紀半ば頃の制作と考えられ、わが国最古の作例との調査結果が出ている。	県指定
木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍立像	彫刻	鎌倉末から南北朝にかけてのもので、院派と呼ばれる京仏師により作られる。平塩寺本堂中央に安置されている。	県指定
平塩舞楽	無形民俗文化財	林家舞楽と同流、平塩の人たちが伝承。十番のうち三番が稚児舞。太平楽が閏年のみ舞われる。	県指定
平塩塞神	遺跡	市内に残るただ一つの塞の神である。	未指定
旧坊の鎮守	史跡	平塩一山十六坊の各屋敷にある鎮守。	未指定
平塩の景観（坊屋敷、小僧道）	文化的景観	熊野神社からの参道脇に形作られた宗教集落の形態を示す景観。	未指定
平塩経塚	遺跡	平塩寺裏手の経塚山にある。石製経筒が出土。	未指定
平塩塩泉	遺跡	平塩地名の由来と考えられる塩泉。	未指定
山寺夜行念仏関係資料	古文書	平塩の永蔵坊は山寺の夜行念仏を支配し、元寺として免許状を与えていた。	未指定

関連文化財群テーマ2に関する地区：柴橋地区



6-3 平塩集落周辺地図



6-4 平塩集落内地図



平塩熊野神社



木造伝・十王像



平塩塩泉



平塩舞楽

関連文化財群テーマ3 中世400年間にわたり寒河江を治めた大江氏

関連文化財群ストーリー3

鎌倉幕府公文所(政所)初代別当の大江広元は、源頼朝が奥州藤原氏を倒した後、寒河江荘の地頭となりました。多忙な広元に代わり舅の多田仁綱が寒河江荘に派遣され、また、広元の長男・親広は承久の乱の後、寒河江荘に敗走したと伝わります。その後、大江氏は鎌倉から寒河江に入って直接治めるようになり、戦国時代に最上義光に滅ぼされるまで、18代400年にわたり寒河江を治めました。

この間、寒河江城をはじめとする城の構築や堰の開削などの町づくりが行われ、城主が亡くなるたびにその菩提を弔う寺が建立されました。また寒河江八幡宮が鎌倉から勧請され、流鏝馬が伝わり、江戸期には翌年の稲の作柄を占う作試し流鏝馬にアレンジされています。これは馬を競走させて着順により「早稲(わせ)」「中稲(なかくて)」「晩稲(おくて)」のどの品種が豊作となるかを占うものです。

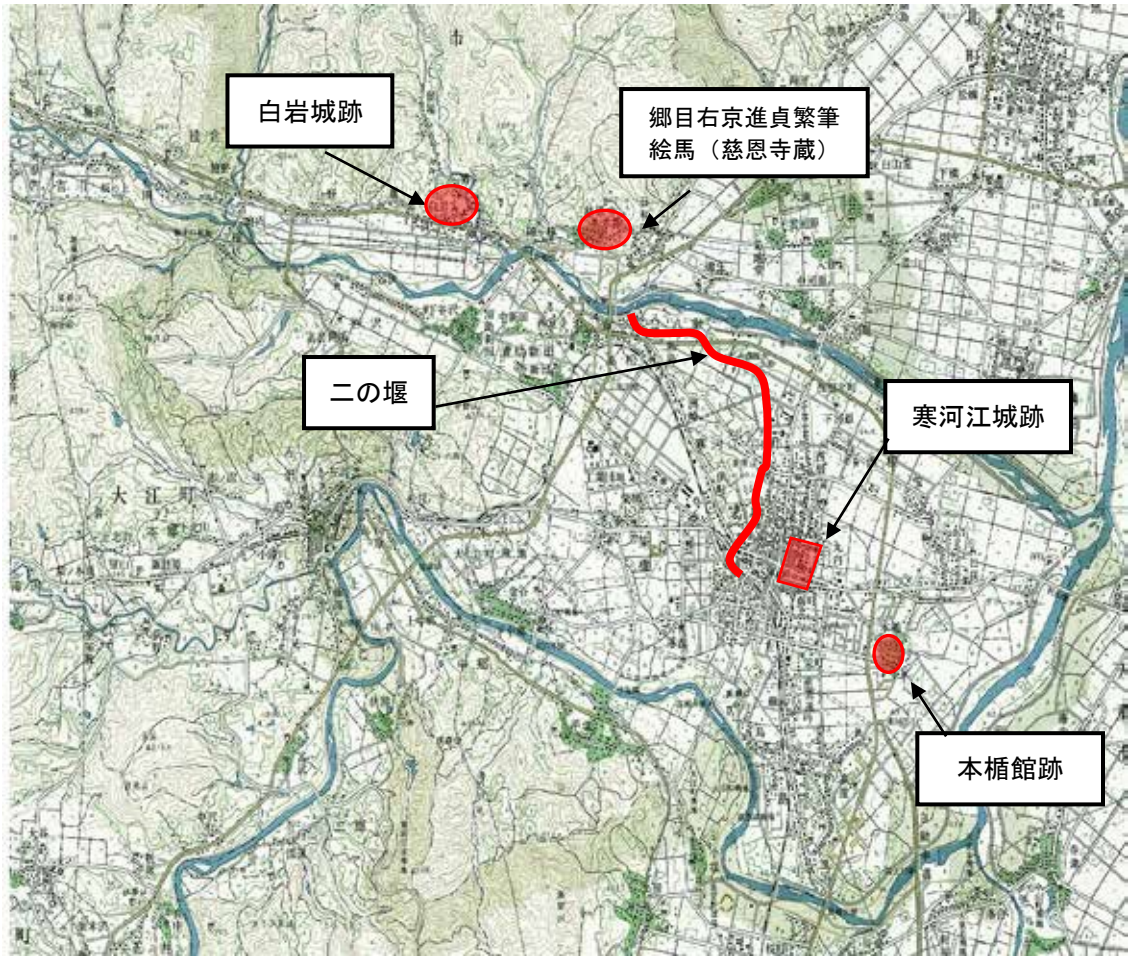
鎌倉幕府要人の系譜である大江氏の支配により、鎌倉の文化や伝統が色濃く反映された現在の寒河江の姿が造られたと言えます。

構成する文化財

文化財	分野	説明	指定・未指定区分
寒河江城跡	遺跡	大江氏が築いた室町時代初期を代表する城郭。室町初頭から天正12年(1584)まで200年余り大江氏の居城として続いた。考古遺物が出土。	未指定
本楯館跡	遺跡	寒河江城の前身として多田仁綱が築いたとされる。考古遺物が出土。	未指定
五輪塔(大江知広公同夫人の墓)	遺跡	寒河江大江家第13代知広夫妻2基の墓は澄江寺にある。知広は長州大寧寺に澄江院を建て、知広没後、寒河江に移して澄江寺となった。	市指定
二の堰	文化的景観	大江氏により整備された寒河江川からの引水による灌漑用水堰。寒河江荘の開発に決定的に重要な役割を果たした。	未指定
澄江寺文書	古文書	明応5年(1499)知広夫人の寄進状など5点。知広夫人が亡夫の菩提のため澄江寺を建てる際、土地を寄進したことが記されている。	市指定
郷目右京進貞繁筆絵馬	絵画	郷目右京進は寒河江大江氏の家臣で東北最古の武人画家。絵馬は慈恩寺本堂外陣中央に掲げられている。	市指定
白岩城跡	遺跡	大江氏は白岩城をはじめとして、一族や武將を主とする支城を各地に配置し、一大防備圏を形成した。	未指定

関連文化財群テーマ3に関する地区

寒河江地区、南部地区、西根地区、醍醐地区、白岩地区



6-5 大江氏関連文化財位置図



寒河江城跡



ちょうこうじ
澄江寺



二の堰



本楯館跡

関連文化財群テーマ4 最上川と寒河江川

関連文化財群ストーリー4

本市を流れる寒河江川は、寒河江の市街地が立地する扇状地を形成し、寒河江川が合流する山形県の母なる川である最上川は、営農に豊かな沖積地を形成してきました。最上川・寒河江川は旧石器時代、石器の原石が豊富に採れ、金谷原遺跡の石器製作跡からは全国でもまれな大量の石器が出土しています。最上川沿いの高瀬山遺跡は、縄文時代に環状集落がつくられ、各時代の様子が出土品として残される生活が営まれていました。

平安時代に、寒河江は馬の産地であり、寒河江川からは砂金が採れたことから、藤原摂関家の荘園となったと考えられており平安時代以降、寒河江荘から京都へ貢物として送られました。古代から最上川は流通の大動脈として機能していました。

江戸時代には年貢米や荷物を運ぶため、牛前や本楯などに河岸場がつくられました。岸には船を上流に運んだ綱手道を見ることができます。また、河川の縁辺は最上川が運んでくる土砂により植物の生育の適地となっており、野菜づくりがさかんでした。「日田の茶」や「石持のたばこ」「皿沼のスイカ」など商品作物が栽培されました。

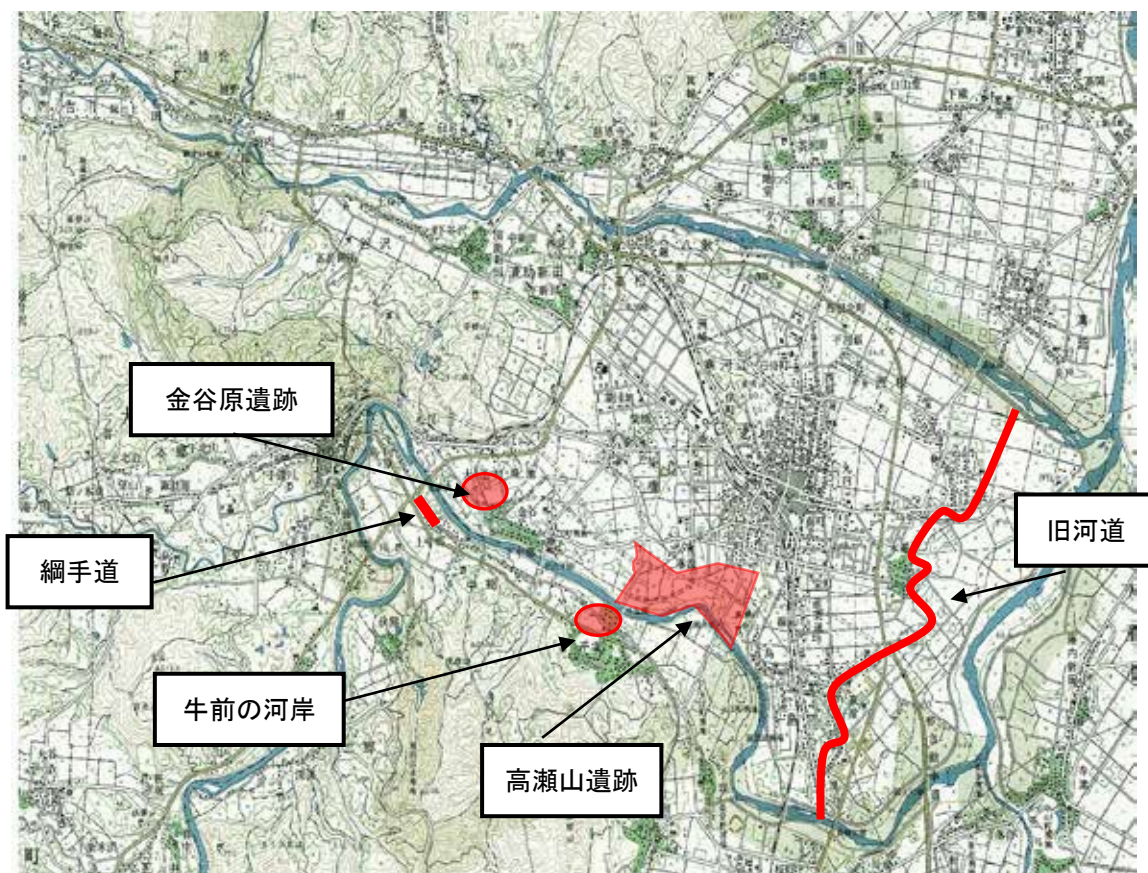
特に特筆すべき商品作物として、紅花栽培が盛んに行われ、紅花畑で現地買いした花買場跡が残されています。山形盆地で栽培された紅花は、「最上千駄」と称して国内有数の産地を形成して寒河江にも多数紅花商人がいました。紅花開花時、二つの川の周辺では彩り豊かな景観が見られました。

明治初年にさくらんぼが寒河江に海外から導入されました。最上川・寒河江川周辺は排水の良い砂礫土壌が栽培の適地となっており、以後さくらんぼは寒河江の農業の主力商品となっていきました。特に昭和40年代以降は生食用の高級品種が開発されてから、関東関西等大消費地に出荷されるようになり、大いに発展を遂げました。

構成する文化財

文化財	分野	説明	指定・未指定区分
金谷原遺跡	遺跡	最上川左岸の河岸段丘上にある石器製作跡である。	未指定
高瀬山遺跡	遺跡	最上川に沿った河成段丘に位置し環状集落が川沿いにつくられていた。面積およそ90haに及ぶ県内でも最大規模の遺跡。	未指定
旧河道	文化的景観	最上川は現在の位置よりも西の本楯、日田付近を流れて流れていた。旧河道が集落近くに残っている。	未指定
河岸跡	文化的景観	本楯の河岸が公認の河岸として設置され、最上川の商業港として役目を果たしていた。	未指定
綱手道	文化的景観	曳き舟を2、3艘づつ船団を組んで綱手道を船頭が船を曳いて登った。中郷「築瀬橋」の岩壁に痕跡あり。	未指定
牛前の河岸	文化的景観	幕府の米を出荷した河岸。今ももとのまま平塩橋上流付近に残っている。	未指定

関連文化財群テーマ4に関する地区：寒河江地区、南部地区、西根地区、柴橋地区



6-6 最上川と寒河江川の関連文化財群位置図



高瀬山古墳



本楯河岸跡



日田最上川河道跡

関連文化財群テーマ5 六十里越街道の宿場町 ～寒河江・白岩～

関連文化財群ストーリー5

六十里越街道は月山を越えて山形と鶴岡を結ぶ街道です。現在の柴橋地区を通ったなど道筋に変遷はありますが、江戸時代には寒河江と白岩を通るルートとなりました。この街道の特色は、出羽三山への参詣者が多く通ったことです。特に白岩地区は参詣者の宿場町として栄え、江戸時代の記録には、年間15万人もの参詣があったと書かれています。

また、寒河江や白岩を通った旅日記は東日本各地に残されています。井原西鶴著「好色一代男」に主人公が寒河江を訪ねる記述があり、江戸時代の地理学者古川古松軒著「東遊雑記」に寒河江が上方のような町であるとの記述があります。義川の版画「湯殿山道中一覽・白岩」には、白岩宿に宿泊した出羽三山行者の食事の様子と周囲の風景が描かれています。幕末には戊辰戦争の戦場ともなりました。

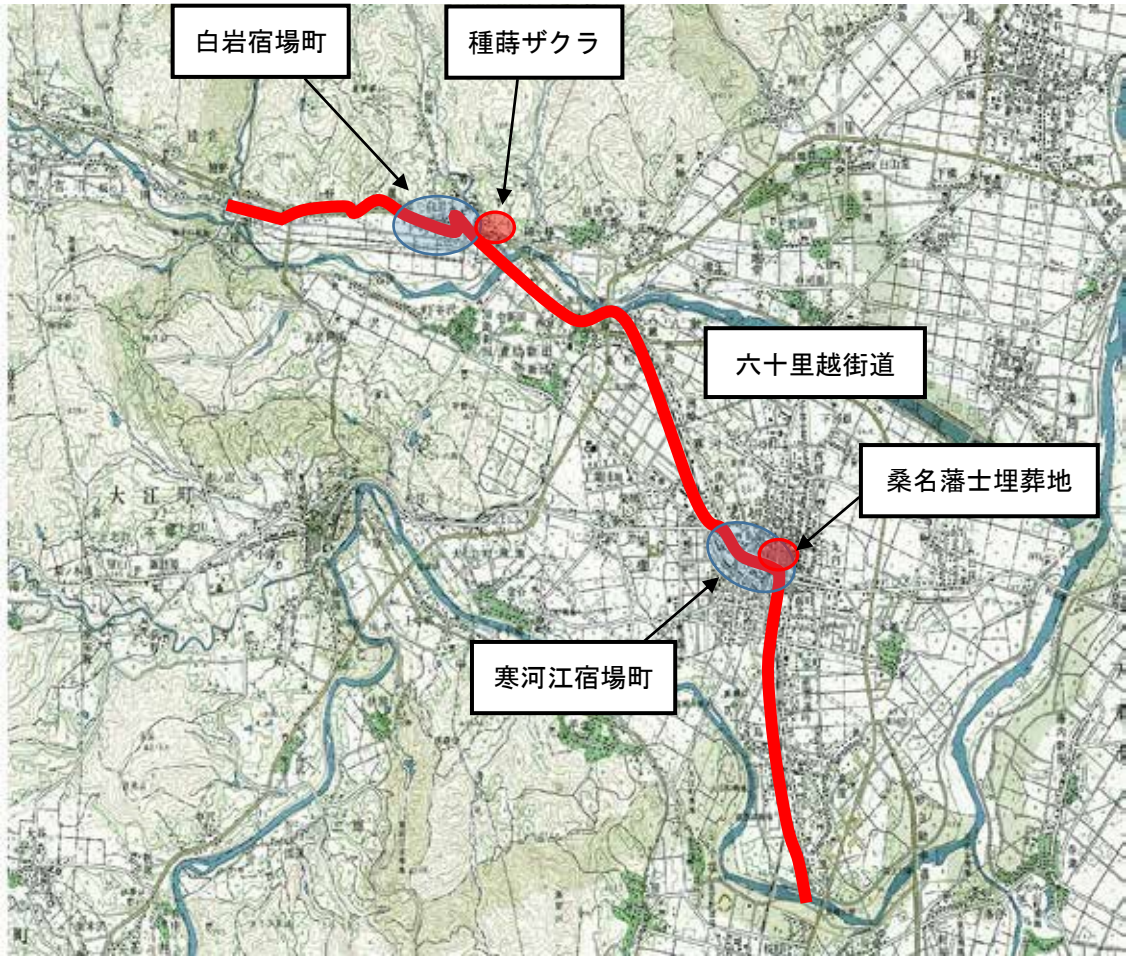
この関連文化財群については、六十里越街道の宿場町の発展の足跡や、交通の要衝であったために戊辰戦争の主戦場となった歴史的流れを示す文化財について、共通テーマを基に整理して行きます。

構成する文化財

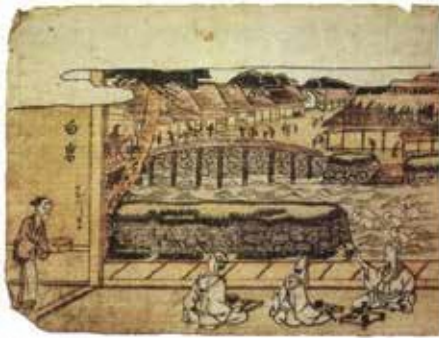
文化財	分野	説明	指定・未指定区分
旧街道(寒河江・白岩)	文化的景観	山形から月山を越えて鶴岡に至る街道。市南町や大字白岩地内において旧街道跡を見ることができる。	未指定
牛前の河岸	文化的景観	寒河江の町中を通る街道とは別に、中山町長崎から「牛前の河岸」を経て市大字柴橋、大字米沢を経て庄内方面へ通じる街道に入る六十里越街道の別ルートもあった。	未指定
種蒔ザクラ	天然記念物	六十里越街道に面した場所に有り、白岩宿の名所となっていた。	市指定
寒河江の座敷蔵	伝統的建造物群	宿場町寒河江の旅館には、福田屋旅館等座敷蔵を有する旅館があった。	未指定
白岩の土蔵	伝統的建造物群	宿場町として発展した白岩の商家の多くは土蔵を有していた。	未指定
淡雪(菓子の製造技術)	無形民俗文化財	白岩宿の名物菓子。出羽三山の参詣者に好評で、飛ぶように売れたという。	未指定
長岡山戊辰戦役古戦場	遺跡	六十里越街道を通して、寒河江に進軍してきた官軍と庄内藩士、桑名藩士の激闘が長岡山はじめ市内各所であった。	未指定
桑名藩士埋葬地	遺跡	明治元年(1868)薩長軍を新宿で迎えうった桑名軍は壮烈な市街戦を展開した。碑には戦死者18名の氏名や、旧桑名藩主松平定敬外の旧藩士が建てた由来が刻まれている。	市指定

関連文化財群テーマ5に関する地区

寒河江地区、南部地区、柴橋地区、高松地区、醍醐地区、白岩地区



6-7 六十里越街道道跡



湯殿山道中一覽・白岩



種蒔ザクラ



牛前の河岸



桑名藩士埋葬地

関連文化財群テーマ6 3つの代官所があったまち寒河江

関連文化財群ストーリー6

現在の市域には江戸時代、寒河江、柴橋、白岩に幕府の出張所である代官所がありました。白岩にあった期間は10年ほどですが、寒河江と柴橋の代官所は100年以上にわたり存続しました。1つの市域に幕府の代官所が3つもあったことは、全国的に見ても珍しいと言えます。

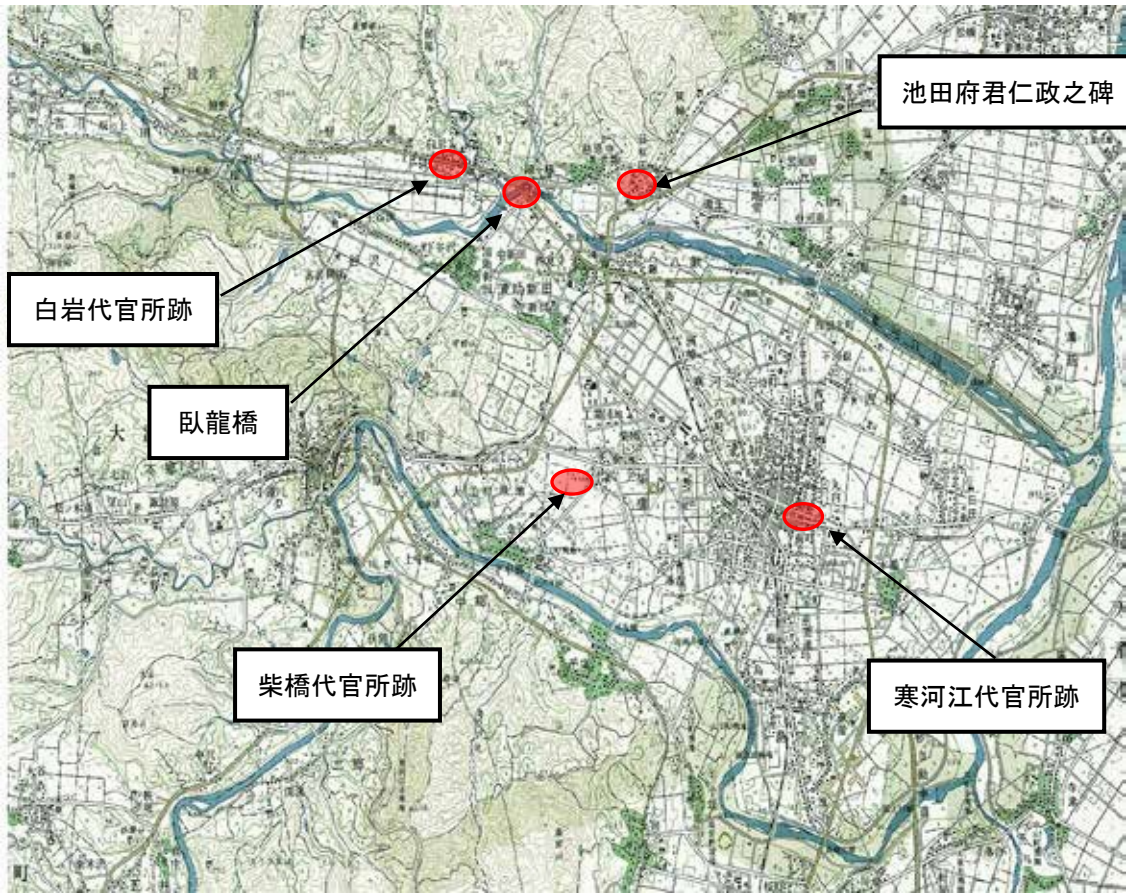
市内には役人赴任時の歓待記録が伝わり、赴任中に亡くなった役人の墓もあります。また、天保の飢饉の頃に仁政を敷き、約30年にわたって代官を務めた池田仙九郎、学者から採用されて幸生銅山の採掘量増や大江氏の顕彰に努めた林鶴梁といった代官や、寒河江川氾濫に対応すべく特徴的なアーチ型の橋「臥龍橋」建設を指揮した手代・相沢大助など、代官所役人の功績も数々伝わります。

寒河江は江戸幕府から派遣された代官が支配にあたり、各村の名主などの村役人とともに治政にあたり、飢饉などの緊急事態に対応し、地域民が安心できる地域づくりに努めてきました。

構成する文化財

文化財	分野	説明	指定・未指定区分
寒河江代官所跡	遺跡	元和8年(1622)最上氏が改易になると寒河江領2万石が幕府領となった。その後寒河江、柴橋、白岩に代官所が置かれた。	未指定
柴橋代官所跡	遺跡	宝暦5年(1755)天野市十郎代官管轄の26カ村は柴橋村百姓弥右衛門の家を借用して御陣屋とし、これが柴橋代官所の始まりとなった。	未指定
白岩陣屋跡	遺跡	代官風祭甚三郎の本陣屋が小名浜にあり、白岩に出張陣屋を置いていた。宝暦3年(1753)より7年余白岩領を支配した。	未指定
臥龍橋	名勝地	文政10年(1827)渡船が転覆し11人が死亡する事故が起きた。これを機に池田仙九郎代官により芻橋と呼ばれる画期的な橋が架けられた。	未指定
幸生銅山跡	遺跡	天和3年(1683)大坂の商人泉谷吉左衛門により採掘が開始された。その後100年ほど休山し、柴橋代官の直営山として経営されるようになった。	未指定
山崎勤吾一家の墓	遺跡	池田仙九郎代官の手附として柴橋代官所に転任となった。家族とともに寒河江で亡くなった。	未指定
三宅鑑作の墓	遺跡	三宅鑑作代官は柴橋、寒河江管内57カ村を支配。神奈川開港以来の諸物価騰貴に悩む民衆のため、引き下げ方に努力し慶応元年(1865)に柴橋陣屋で病没した。	未指定
池田府君仁政之碑	歴史資料	柴橋・寒河江代官として前後29年間に亘り善政を敷いた著名な代官池田仙九郎但季に感謝して領民が建立した。	市指定
旧西村山郡役所	建造物	柴橋代官所・寒河江代官所は幕末に統合されて長岡代官所となった。その後寒河江は、現在寒河江市河北町西川町朝日町大江町の1市4町からなる西村山郡の中心地として発展を遂げる。	県指定

関連文化財群テーマ6に関する地区：寒河江地区、柴橋地区、醍醐地区、白岩地区



6-8 代官所関連文化財群位置図



寒河江代官所跡



白岩代官所跡



臥龍橋



柴橋代官所跡



いけだふくんせいのみ
池田府君仁政之碑

関連文化財群テーマ7 寒河江のさくらんぼ

関連文化財群ストーリー7

山形県内に先駆けてさくらんぼ栽培を導入したのは、楯北村内楯（市丸内）の井上勘兵衛で、明治7年（1874）単身北海道に渡り、プロシア人ガルトネルから、苗木3本を分けてもらって寒河江に持ち帰って自宅の畑に植えたのが始まりです。明治28年頃には生産量が増加したことから、勘兵衛はさくらんぼを缶詰にして出荷する方法を研究し、自宅を缶詰製造所にし、製品を北海道小樽市や横浜市に送りました。

明治21年（1888）、西村山郡内の有識者によって「西村山郡有志農談会」が設立され、会計幹事を務めた柴橋村（寒河江市柴橋）の渡辺七兵衛が土地を提供し、「有志農談会農産物試験場」を設置させ、主に桜桃・ブドウ・リンゴの試験栽培を始めました。明治27年（1894）にこの試験場を西根村石川（市西根石川）に移し「西村山郡立農事試験場」と改称し、試験場周辺の寒河江川扇状地である西根や三泉の畑地においてさくらんぼ栽培が盛んとなりました。

もと庄内藩士の本多成允は、明治30年（1897）に第6代寒河江町長となり、石持の屋敷にさくらんぼを植え、近くの石持や山岸の農家にさくらんぼ栽培を奨励し、今日の「石持原のさくらんぼ」の基礎を築きました。

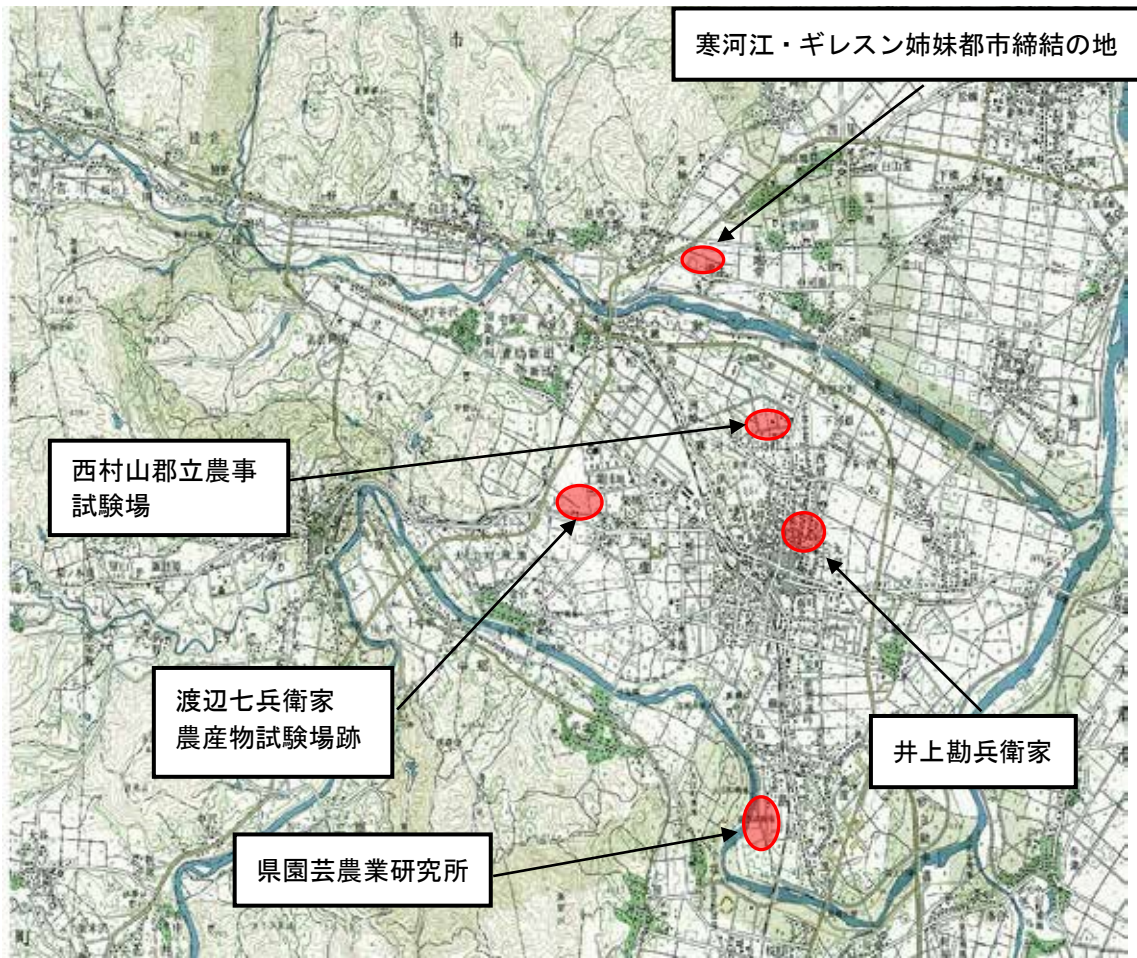
昭和63年（1988）、本市はさくらんぼ発祥の地トルコギレスン市と姉妹都市を締結して交流に努め、道の駅チェリーランドにさくらんぼ会館を設置しています。また、県園芸農業研究所では品種開発に取り組み「佐藤錦」に次ぐ新種「紅秀峰」を生み出しました。現在、市内一円できくらんぼが栽培され、県内有数のさくらんぼ産地を形成しています。

構成する文化財

文化財	分野	説明	指定・未指定区分
井上勘兵衛家	遺跡	井上勘兵衛は明治7年（1874）単身函館に渡り、プロシア人ガルトネルからさくらんぼの苗を分けてもらい寒河江にさくらんぼを導入した。	未指定
農産物試験場跡	遺跡	明治21年（1888）郡内の有識者によって「西村山郡有志農談会」が設立され柴橋村渡辺七兵衛家自宅裏に農産物試験場を設置した。	未指定
渡辺七兵衛家	遺跡	徳川家康の陪臣で、出羽国に土着した旧家。渡辺家は江戸時代柴橋村の名主も務めており、渡辺七兵衛はさくらんぼの導入に尽力した。	未指定
西村山郡立農事試験場跡	遺跡	明治27年（1894）柴橋村にあった試験場を西根村石川に移し「西村山郡立農事試験場」と改称した。西洋作物の試作や地域にあった農作物の栽培試験を行った。	未指定
県農業総合研究センター園芸農業研究所	歴史資料	本市大字島にあり、さくらんぼはじめとする果樹、野菜等の新品種の開発、バイオテクノロジー等に関する研究を行っている。	未指定
寒河江・ギレスン姉妹都市締結の地	遺跡	昭和63年（1988）さくらんぼ発祥の地トルコギレスン市と姉妹都市を締結した。このことを記念して本市三泉地区に石碑が建てられている。	未指定

関連文化財群テーマ7に関する地区

寒河江地区、南部地区、西根地区、柴橋地区、三泉地区



6-9 さくらんぼ関連文化財位置図



井上勤兵衛肖像画



寒河江・ギレスン姉妹都市締結の地



寒河江川から葉山を望む

第7章

関連文化財群における文化財の 保存・活用に関する方向性

1. 関連文化財群における保存・活用

関連文化財群ごとに課題・方針・措置を整理します。

関連文化財群テーマ1 悠久の時間を伝える慈恩寺

東北の有数の古刹である慈恩寺は本市の主要な文化財が多く存在し、保存・活用に重点を置くべき関連文化財群を形成しています。ガイダンス施設（慈恩寺テラス）の建設後、多くの観光客が来訪するようになりましたが、文化財の保存・活用をさらに推進し、より一層の知名度向上を図り、さらなる観光客誘致、地域振興につなげる必要があります。

課題

- 1 各文化財の保存・継承が不確実になりつつある。
- 2 地域コミュニティの変貌により、文化財を継承する者が減少しつつある。
- 3 慈恩寺に関する関連文化財群を構成する個々の文化財について市民の理解が十分とは言えない。
- 4 慈恩寺に関する関連文化財群の観光資源としての魅力が活かしきれていない。

方針

- 1 各文化財の現状を把握して、仏像や絵画等の文化財の損耗の状態に応じて適切な保存法や処置を行うよう指導助言を行う。
- 2 次世代を担う子どもたちに文化財を伝承していけるよう小中学校の教諭、地元の人びとと連携して、慈恩寺検定事業等に取り組んでもらえるよう働きかけていく。
- 3 慈恩寺に関する関連文化財群を構成する個々の文化財について市民の誇れる歴史的な価値があることを市民や来訪者に情報発信していき、公開を行うことにより認知度を高めていく。
- 4 各種のイベントの実施、映像作品の公開等により慈恩寺の魅力が市民や観光客に伝わるよう文化財を活用することで、寒河江の良さを内外に示し観光に寄与する。

【地域との協働・取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区町内

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

◎：中心になって取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

団体：民間活動団体、協議会等

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

○：協力して取り組む

保存と活用に関する措置													
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間						
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年		
1-①	史跡慈恩寺旧境内整備事業	国費 県費 市費		◎		◎							
1-②	慈恩寺本堂茅葺屋根修理事業	国費 県費 市費		◎		◎							
1-③	地域住民による慈恩寺文化財自主的保存活動	市費	◎	◎	△	○							
1-④	子どもたちへの伝承事業	市費	○	◎	○	◎							
1-⑤	慈恩寺テラスと連携した音と映像による慈恩寺の歴史・文化財紹介	市費	△	△	○	◎							
1-⑥	慈恩寺関係指定文化財等公開事業	市費	△	△	○	◎							
1-⑦	慈恩寺文化財案内説明ツール作成事業	市費	△	○	○	◎							
1-⑧	観光客の誘致に結び付いた市の歴史文化活用事業	市費	○	◎	○	○							
1-⑨	散策による史跡の魅力発信事業	市費	○	○	△	◎							

関連文化財群テーマ2 熊野信仰と平塩

平塩地区は平塩熊野神社や平塩寺など主要な寺社が存在するばかりでなく、鯉ロードと呼ばれる農業用堰や周辺には「坊屋敷」「小僧道」と呼ばれる宗教の色濃い集落の面影が残る風情豊かな土地です。また平塩舞楽など伝統芸能が残っている文化財への関心の高い土地柄です。

今後、守るべきものを後世に伝えていくかが大きな課題となります。

課題

- 1 各文化財の保存・継承が不確実になりつつある。
- 2 少子高齢化等により、平塩舞楽の担い手である子どもたちへの伝承が困難になりつつある。
- 3 伝・十王像や平塩舞楽等文化財の認知度や歴史的価値の理解度が低い。

方針

- 1 平塩舞楽の記録保存事業等の事業を実施し、文化財の滅失・毀損を回避して活用を図る。
- 2 平塩舞楽の伝承について支援を行い、次代へ確実につなげていく。
- 3 文化財に市民の誇れる歴史的な価値があることを啓発して、認知度を高めていく。

【地域との協働・取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区町内

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

◎：中心になって取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

団体：民間活動団体、協議会等

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

○：協力して取り組む

保存と活用に関する措置												
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年	
2-①	指定文化財の修理事業	平塩舞楽の衣装と木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍菩薩立像の修理、修復を実施し文化財の保存を図る。	県費 市費	△	◎	○	◎					
2-②	平塩舞楽の記録保存事業	平塩舞楽の実演状況を映像等に記録し、無形民俗文化財保存を図る。また使用される衣装、用具について専門家による調査を行う。	市費	△	◎	○	◎					
2-③	平塩舞楽伝承への支援	保存団体への支援により、舞楽の持続的な継承を図る。	市費	△	○		◎					
2-④	市民向け各種講座の開催	出前講座等により公民館等の学習活動を支援し、関連文化財群の認知度向上を図る。	市費	○	◎	△	○					

関連文化財群テーマ3 中世400年間にわたり寒河江を治めた大江氏

大江氏関連の文化財は、寺や城跡など市内に豊富に点在しています。しかしながら、郷土を築き上げた歴史的人物とはいえ、市民の認知度や関心には大きな差があると言えます。

課題

- 1 大江氏と寒河江との歴史的な関わりに関する市民の認知度が十分とは言えない。
- 2 大江氏と寒河江に関する歴史や関連する史跡について体系的に学ぶ機会が少ない。
- 3 大江氏関連の史跡が観光資源として活かされてない。

方針

- 1 市内各所にある大江氏関連の史跡について市民向けに啓発を図る。
- 2 大江氏と寒河江に関する子ども向けの副読本を通じて、教育と知識の普及を図る。
- 3 大江氏関連の史跡を観光資源として活かせる環境を整えていく。

【地域との協働・取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区町内
 専門家：大学等の文化財保護関係有識者
 ◎：中心になって取り組む
 △：参画しないが、協力体制を整えておく

団体：民間活動団体、協議会等
 行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）
 ○：協力して取り組む

保存と活用に関する措置												
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年	
3-①	市民向け各講座の開催	市民講座さくらんぼ大学において大江氏関連の講座を開催する。	市費	○	◎	△	◎					
3-②	各市町村歴史文化活動団体との連携事業	大江氏所有の荘園や子孫の居住地など大江氏とゆかりのある市町村との連携によるシンポジウムや講演会、展示会を開催し、市民周知を図る。	国費 市費	△	◎	○	◎					
3-③	子どもたちへの伝承事業	リライト、データ化された学習教材「大江公物語」のタブレット活用を実施し、学校教育において大江公関連の歴史を学習する機会を提供する。	市費	△	△	○	◎					
3-④	音と映像による寒河江大江氏の歴史・文化財紹介	大江氏関連史跡・文化財をスマートフォンアプリを製作活用し、史跡巡りや現地学習会などに活用できる環境を整える。	国費 市費	△	△	○	◎					
3-⑤	寒河江大江氏関係史跡や名所などへの案内板・説明板設置	寒河江大江氏関係史跡や名所への案内板・説明板設置を進める。	市費	△	△	○	◎					
3-⑥	オンラインマラソン大会等による大江氏関連史跡の魅力発信事業	さがえさくらんぼマラソンのオンライン大会等スポーツイベントとの連携により、大江氏ゆかりのコースを設定、実施することにより大江氏関連史跡の魅力を発信する。	市費	○	○	△	◎					

関連文化財群テーマ4 最上川と寒河江川

最上川と寒河江川は市街地を取り囲むように流れる主要な河川であり、本市の地形の成り立ちに深く関わりがあります。また舟運による主要な交通網として本市の経済的な発展を支える基礎となっていました。

この関連文化財群では、最上川と寒河江川の歴史的な役割を知ってもらうことが主要な課題となります。

課題

- 1 「最上川と寒河江川」というテーマに関する歴史、文化財としての認知度が十分とは言えない。
- 2 「最上川と寒河江川」というテーマに関する遺跡の公開が進んでいない。
- 3 「最上川と寒河江川」に関するテーマについて、観光客の誘致などに効果的に活用されていない。

方針

- 1 「最上川と寒河江川」というテーマに関する文化財や史跡に対して、市民の認知度・理解度を高める。
- 2 「最上川と寒河江川」というテーマに関する文化財を適切な保存環境のもと公開を進める。
- 3 「最上川と寒河江川」に関するテーマについて観光客の誘致に結びつける。

【地域との協働・取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区町内

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

◎：中心になって取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

団体：民間活動団体、協議会等

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

○：協力して取り組む

保存と活用に関する措置											
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年
4-①	「最上川と寒河江川」の市民向け講座の開催	市費	○	◎	△	◎					
4-②	「最上川と寒河江川」文化財案内・説明ツール作成事業	市費	○	◎	△	◎					
4-③	「最上川と寒河江川」関連史跡などへの案内板・説明板設置事業	市費	○	◎	△	◎					

関連文化財群テーマ5 六十里越街道の宿場町 ～寒河江・白岩～

六十里越街道の宿場町である寒河江地区にあった座敷蔵や白岩地区に残る土蔵は、調査や研究が進んでいない現状にあります。保存・活用には専門家による調査を依頼する必要があります。

課題

- 1 六十里越街道の宿場町としての文化財、歴史に対する認知が不足している。
- 2 個々の構成文化財に関する調査研究が不足している。
- 3 街並みの変遷により宿場町の姿が失われつつある。

方針

- 1 六十里越街道の宿場町としての歴史、文化財の普及、啓発に努めていく。
- 2 宿場町に関する構成文化財の調査研究を進めていく。
- 3 宿場町としての文化財の掘り起こし、活用の手法を検討していく。

【地域との協働・取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区町内

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

◎：中心になって取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

団体：民間活動団体、協議会等

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

○：協力して取り組む

保存と活用に関する措置											
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年
5-①	「六十里越街道の宿場町」市民向け各種講座の開催	市費	○	◎	△	◎					
5-②	「六十里越街道の宿場町」現状調査事業	市費	○		◎	◎					
5-③	「六十里越街道の宿場町」活用手法検討事業	市費	○	◎	△	◎					

関連文化財群テーマ6 3つの代官所があったまち寒河江

3つの代官所は、幕領としての江戸期の寒河江の発展を築いた重要な役割を担った施設であったにも関わらず、その歴史への市民の認知度は高いとは言えません。歴史的な知識の普及が大きな課題となります。

課題

- 1 各代官所や幸生銅山などに関する市民の理解・認知度が低い。
- 2 各代官所や幸生銅山などに関する文化財が忘れ去られ、急速に失われる可能性がある。
- 3 各史跡についての案内板や表示が足りず、観光客の誘致に結びついていない。

方針

- 1 各代官所や幸生銅山など文化財に対する啓発を行い、理解認知度を高める。
- 2 文化財登録制度を活用し、文化財の登録、保存を進める。
- 3 関係史跡の案内板や表示を設置し観光客の誘致に結びつける。

【地域との協働・取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区町内

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

◎：中心になって取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

団体：民間活動団体、協議会等

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

○：協力して取り組む

保存と活用に関する措置											
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年
6-①	「3つの代官所があったまち寒河江」の歴史・文化財パンフレット作成事業	市費	△	◎	○	◎					
6-②	「3つの代官所があったまち寒河江」の市民向け各種講座の開催	市費	○	◎	△	◎					
6-③	「3つの代官所があったまち寒河江」に関する地域住民の自主的保存活動への支援	市費	△	○		◎					
6-④	「3つの代官所があったまち寒河江」関連史跡などへの案内板・説明板設置事業	市費	△	△	○	◎					

関連文化財群テーマ7 寒河江のさくらんぼ

寒河江のさくらんぼは、本市の主力商品作物であり、本市で収穫される紅秀峰や佐藤錦は全国に出荷されており、知名度も非常に高くなっています。本市における導入や栽培の歴史を発信することは、観光や集客にも結び付き、本市の歴史や成り立ちを知ってもらう大きな契機となります。

課題

- 1 本市の主力商品作物への歴史背景の認知が不足している。
- 2 さくらんぼに関する文化財の公開が進んでいない。
- 3 関連文化財群が、市民の意識啓発、観光客の誘致などに効果的に活用されていない。
- 4 後継者不足等の理由によりさくらんぼの栽培地が耕作放棄地化して、景観が損なわれる状況が一部の農地で生じている。

方針

- 1 さくらんぼの歴史や文化財に対して、市民の認知度・理解度を高める。
- 2 適切な保存環境のもと文化財の公開を進める。
- 3 関連文化財群をテーマに観光客の誘致に結びつける。
- 4 農地の貸し借りや担い手への集積を推進し農地の有効活用を進めるとともに、耕作放棄地化を防止することによりさくらんぼの栽培地の景観保全を図る。

【地域との協働・取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区町内

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

◎：中心になって取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

団体：民間活動団体、協議会等

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

○：協力して取り組む

保存と活用に関する措置												
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年	
7-①	市民向け各種講座の開催	市民講座等において、さくらんぼの歴史を学習できる環境づくりに資するため、調査研究を行う。	市費	○	◎	△	◎					
7-②	小学生向けさくらんぼの歴史伝承事業	小学校5年生用社会科副読本「寒河江の農業」の改訂を行い、本市の主力商品作物であるさくらんぼに関する歴史を子どもたちに伝承していく。	市費	○	○	△	◎					
7-③	さくらんぼ関連文化財群公開事業	郷土館西村山郡役所や市美術館など市内の施設を活用し、定期的な文化財公開事業を行う。	市費	△	△	○	◎					
7-④	さくらんぼ関係史跡や名所などへの案内板・説明板設置事業	さくらんぼ関係史跡や名所への案内板・説明板設置を進める。	市費	△	△	○	◎					
7-⑤	農地の貸し借り推進によるさくらんぼ栽培地の景観保全	農地の貸し借りによる担い手への集積化を推進することにより農地を有効活用し、さくらんぼ栽培地の耕作放棄地化を防止し文化的景観の保全に努める。	市費	○	○		◎					



さくらんぼの主力品種「紅秀峰」

第8章 文化財の防災・防犯

1. 文化財の防災に関する課題

近年、全国的に異常気象や地震等による文化財への被害が報告されており、本市でも過去、多くの自然災害による文化財への被害を経験しています。

また、地区に目を向ければ、少子化、高齢化、人口流出により社会構成が変化してきており、氏子や檀家などの減少、歴史的建造物の所有者不在等の状況が発生してきています。貴重な文化財を災害や犯罪から守る手立てを講ずることが急務であると言えます。

本市の被災の歴史を振り返れば、近年では平成 25 年(2013) 7 月の大雨は、7 月 17 日 18 日の 2 日間にわたり前線の停滞による被害があり、寒河江市における総雨量は約 130 mm となっていました。慈恩寺沢の斜面から大量の沢水が流下して、宝蔵院下にある水場付近の斜面が崩れ、覆屋が傾きました。また、慈恩寺本堂付近にある 3 か所の斜面が崩落するなどの被害が発生しました。

このような経験をふまえ、地域の貴重な文化財を守るために、日ごろから河川や道路、消防、危機管理等を中心に全庁的な連携を図り、災害に備えていく必要があります。

2. 文化財の防災に関する方針

本市では、災害対策基本法の規定に基づき、昭和 36 年(1961)に寒河江市防災会議が「寒河江市地域防災計画」を策定し、平成 31 年(2019) 3 月に「山形県地域防災計画」を参考に改定を行いました。この計画では、災害発生時に被害を最小化する「減災」の考え方を基本としており、文化財の防災も本計画に準拠した方針でその仕組みづくりを進めます。

(1) 水害対策

洪水や土砂災害は、その発生自体が地形等に影響されるところが大きいことから、周辺地形の把握とともに、災害リスクに関する区域指定状況（土砂災害警戒区域等）及び寒河江市防災マップ、洪水ハザードマップ等をもとに、起こり得る被害を想定しておきます。

(2) 地震対策

建造物を中心に、専門家による耐震診断の受診を促し、耐震化の必要なものに関しては、支援を含めた対策を検討していきます。

(3) 防火対策

平成 31 年 4 月に世界遺産であるノートルダム大聖堂の尖塔部分が火災により焼失し、日本では同年 10 月に同じく世界遺産の首里城跡の火災により首里城正殿が焼失しました。このことから、私たちは火災が一瞬にして貴重な文化遺産を滅失させるということを知り、文化財の防災の重要性を痛感する象徴的出来事として捉え、普段からの対策が必須であることを再認識しました。

本市は、このことを教訓に策定された国の「世界遺産・国宝等における 5 か年計画」や「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考にして、防火対策を進めていきます。

緊急時（火災発生等災害時）に対応する体制を構築する措置として、市全体の対応はもとより、各地域の自主防災組織の活動と連携し、充実した防災訓練を実施し、防災対策を推進していきます。

特に、文化財防火デーに合わせて行われる西村山広域行政事務組合消防署、寒河江市消防団が参加する慈恩寺主催の防火訓練等、毎年行われる文化財の防火訓練の PR、普及啓発を文化財所有者との連携のもと推進していきます。

(4) 推進体制

文化財の防災の推進は、文化財の保護事業を担当している市教育委員会が、本市行政を担う担当各課や消防、各地域の歴史文化団体、所有者等と連携を図り、防災対策を推進します。

文化財の防災に関する事項については、寒河江市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に記載されておりますが、具体的な措置の内容にまで踏みこんだ記載内容とはなっておりません。今後、山形県文化財保存活用大綱の施行と連携し、必要に応じて地域防災計画の記載内容の拡充を本市担当各課と協議のうえ検討していきます。

各文化財の防災に関する第一の措置としては、文化財の現状調査の実施が必要です。防災に関する知識を有する専門家による対処指導を得ることが重要となります。また、どこにどんな文化財が所在しているのか、防災機関への情報提供や広く市民周知を図るためにも『寒河江市の文化財』改訂版の作成を進めていきます。

地域防災計画記載の指定等文化財の滅失を防ぐために被災後は、関係機関と連携しすみやかに文化財の救助救援ができるよう組織づくり、連絡体制の構築、協定締結等を実施していきます。

文化財を所有する市民向けに災害時における相談窓口を開設し、連絡先を周知し民間にある古民具、古文書等が被災した際の被害状況の把握に努めます。また被災した古民具、古文書等は、史料レスキューに携わるボランティア団体の活用等により、円滑な救助救援を図っていきます。



慈恩寺防火訓練(自衛消防)

3. 文化財の防災に関する措置

(1) 取組内容

本市における文化財の防災に関する方針に基づく防災の取り組みとして、次の事業を行います。

【取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区民

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

◎：中心になって取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

団体：民間活動団体、協議会等

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

○：協力して取り組む

保存と活用に関する措置												
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年	
①	未指定文化財の把握調査事業（再掲）	市費	△	○		◎						
⑤	未指定の民俗文化財の記録保存事業（再掲）	市費	△	○	△	◎						
⑪	指定文化財台帳整備・巡回指導事業（再掲）	市費	△	△	○	○						
⑫	寒河江市の文化財改訂版の作成（再掲）	市費	△	△	○	◎						
⑬	文化財防火デー防火訓練事業（再掲）	市費	◎	◎		○						
⑳	被災文化財相談窓口開設事業	市費	△	○		◎						
㉑	史料レスキューボランティア事業	市費	△	○		◎						

4. 文化財の防犯に関する課題・方針・措置

(1) 文化財の防犯に関する課題

本市ではこれまで文化財に関する犯罪はあまり多くなく、問題視されるような事例は近年まで報告されていませんでした。

しかしながら、慈恩寺において平成27年に本堂ほか数軒の建物に油のようなものが撒かれる事件が発生しました。幸いにも火災や破損等の深刻な被害にはつながりませんでしたが、この事件を機に慈恩寺境内に監視カメラが設置され防犯対策が強化されました。その後慈恩寺はじめ市内の文化財に関する重大な犯罪被害は発生しておりません。

(2) 文化財の防犯に関する方針

このように近年、文化財が犯罪行為により汚損したり、盗難に遭う可能性は無いとは言えなくなりました。貴重な文化財が犯罪により滅失、毀損することのないよう、本市では寺社等文化財の所有者や管理者と連携しながら、監視カメラの設置等の措置を含めた防犯への対応を進めていきます。

また、個人所有の文化財については、文化財の保管庫の施錠を励行すること、定期的な所在確認を行うことなど、防犯についての啓蒙、啓発のPRを進めていきます。

(3) 文化財の防犯に関する措置

本市における文化財の防災に関する方針に基づく防災の取り組みとして、次の事業を行います。

【取組主体の凡例】

市民：寒河江市民、各地区民

団体：民間活動団体、協議会等

専門家：大学等の文化財保護関係有識者

行政：寒河江市（山形県、国との協働を含む）

◎：中心になって取り組む

○：協力して取り組む

△：参画しないが、協力体制を整えておく

保存と活用に関する措置												
番号 事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
			市民	団体	専門家	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5～9年	
③⑨	文化財防犯啓蒙、啓発事業	市報やホームページを活用して、個人所有の文化財について、文化財の保管庫の施錠を励行すること、定期的な所在確認を行うことなど、防犯についての啓蒙、啓発のPRを進める。	市費	△	○		◎					

第9章 文化財の保存・活用の推進 体制

1. 文化財の保存・活用の推進体制

市の文化財の保存・活用の推進体制は、市教育委員会生涯学習課が中心となって県や文化財所有者、地域住民、市民団体、商工関係団体、学識者、大学との連携により行います。

これらの推進体制に記載された主体は、文化財の保存・活用に関する措置に記載された取組主体の詳細を表しております。これらの事業の多くは「行政」が中心となって「市民」「団体」と協力し、「専門家」の助言等を得ながら取り組むことを想定しています。

推進体制	
行政	教育委員会部局 生涯学習課 学校教育課 市長部局 総務課 企画創成課 財政課 市民生活課 防災危機管理課 建設管理課 農林課 さくらんぼ観光課 市関連委員会 寒河江市文化財保護委員会 西村山地域 西村山広域行政事務組合消防署 山形県 観光文化スポーツ部文化スポーツ振興課 同部文化財活用課 県立博物館 県公文書センター 県関係機関 (公財) 山形県埋蔵文化財センター 県関連団体 山形県文化財保護協会 山形県地域史研究協議会
市民	本山慈恩寺 指定及び登録文化財所有者 外 市域の住民 地区 公民館 町会 外
団体	西村山地域史研究会、寒河江地域史研究会 八鍬歴史研究会 白岩史話会 外 寒河江市商工会 寒河江市青年会議所 寒河江市観光物産協会
専門家 (所属大学)	山形大学 東北芸術工科大学 東北公益文化大学 東北文教大学 米沢女子短期大学

また、本市文化財保護委員会の組織体制は以下のとおりです。(令和2年6月1日～令和4年5月31日)

○市文化財保護委員会

・市文化財保護委員（9名）

＜委員の氏名：専門：職名＞

会 長：宇井 啓：民俗・歴史資料：市史編纂委員

(令和2年6月1日～令和4年1月2日 令和4年4月28日現在会長は不在)

副会長：那須 恒吉：地理・民俗資料：市史編纂委員

委 員：大沼 賀世：美術資料：学識経験者

委 員：兼子健三郎：歴史資料・史跡：学識経験者

委 員：佐藤源四郎：美術資料：学識経験者

委 員：佐藤志津男：歴史資料：学識経験者 市史編纂委員

委 員：田中 敏秋：天然記念物：学識経験者

委 員：中山 秀子：歴史資料：市史編纂専門員

委 員：布施 智典：仏教美術：宝蔵院住職

2. 文化財の保存・活用の推進体制の課題・方針

(1) 推進体制の課題

地域計画作成の背景には、将来を担う子供たちに慈恩寺をはじめ、先人の功績など地域の歴史を学び、ふるさと寒河江の理解を深め、後世に伝えながら新たな歴史を育むまちを目指すことが願いとしてあります。それを受けて、地域計画は、市全域の文化財を将来にわたり適正に保存・活用し、市の歴史文化振興に資していくことを目的としています。

市民が、共有の財産である文化財を核として地域の歴史文化の大切さに気付きながら、保存・活用していくことが本来の姿であり、行政をはじめとして地域社会全体の連携・協力体制を構築していくことが課題となります。

市内各地域に所在する文化財の本質的価値を見出だし、その価値を顕在化させて市民の正しい理解へと導くためには、調査研究が必要です。そのための体制を構築していく必要があります。地域における文化財が持つ本質的価値を守り、次世代へと継承していく地域の保存体制を図る必要があります。文化財を社会教育や観光事業に資していくために公開活用が求められます。そのための公開施設や事業を実施する体制を必要とします。

(2) 推進体制の方針

文化財の保存・活用推進体制の方針として次の4点が挙げられます。

- 文化財所有者と行政との連携を密にし、日常的な維持管理だけでなく、現状変更等にも迅速かつ適切に対応するための体制整備の検討
- 市内各地域に歴史文化団体の立ち上げを進め、大学等の研究機関と連携して文化財の調査・研究をおこなう体制の整備
- 次世代を担う子どもたちへ伝承していくため、学校と高齢者団体や歴史文化団体を包括した連絡協議会の立ち上げの検討
- 多くの人に文化財を公開し、文化財の保存を適切に図れる設備を有する歴史文化の研究機能を併設する総合施設についての検討



寒河江市郷土館(左:旧西村山郡会議事堂、右:旧西村山郡役所)

付載 計画作成の体制

1. 寒河江市歴史文化振興検討委員会設置要綱

(設置趣旨)

第1条 寒河江市は史跡慈恩寺旧境内や慈恩寺本堂・仏像群をはじめ、国県市指定等文化財を数多く有し、豊かな風土や歴史、文化が薫るまちである。平成31年4月の改正文化財保護法施行に関連し、寒河江市の文化財を将来にわたり適正に保存・活用し、市の歴史文化振興に資していくための総合的な計画(文化財保存活用地域計画)の作成を検討するため、「歴史文化振興検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 文化財保存活用地域計画作成に関すること。
- (2) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、19名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから寒河江市教育委員会が委嘱する。

- (1) 寒河江市内文化財所有者
- (2) 寒河江市商工関係団体
- (3) 寒河江市観光関係団体
- (4) 文化財保存活用支援団体
- (5) 山形県文化財担当主管課
- (6) その他学識経験者

3 委員の任期は令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(オブザーバー)

第6条 必要に応じ、委員会にオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、寒河江市教育委員会生涯学習課に置き、委員会の運営に係る事務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

寒河江市歴史文化振興検討委員会委員(令和元年8月5日～令和4年3月31日)

2. 体制

寒河江市歴史文化振興検討委員会委員（令和元年8月5日～令和4年3月31日）

	氏名	分野	職名
1	大江幸友	文化財所有者	本山慈恩寺管長
2	鬼海智美	文化財所有者	寒河江八幡宮宮司代務者
3	佐藤啓文	文化財所有者	澄江寺住職
4	高橋武彦 (安藤博章)	商工関係団体	寒河江市商工会長 (令和元年8月5日～3年3月31日)
5	芳賀諭 (野口康一郎)	商工関係団体	寒河江市商工会青年部長 (令和元年8月5日～3年3月31日)
6	増川佳佑 (布施拓也)	商工関係団体	寒河江青年会議所代表 (令和元年8月5日～3年3月31日)
7	佐藤正樹 (那須義行)	観光関係団体	寒河江市観光物産協会会長 (令和元年8月5日～2年5月21日)
8	鹿間文藏	観光関係団体	さくらんぼの里観光ボランティアガイドの 会会長
9	伊藤清郎	学識経験者	山形大学名誉教授 日本史専門
10	永井康雄	学識経験者	山形大学工学部教授 建築史専門
11	宇井啓	学識経験者	寒河江市文化財保護委員長、寒河江市史編 纂委員長 歴史・地理専門 (令和元年8月5日～4年1月2日)
12	那須恒吉	学識経験者	寒河江市文化財保護委員 歴史・地理専門
13	佐藤志津男	学識経験者	寒河江市文化財保護委員 寒河江市史編委 員 歴史・文化財専門
14	中山秀子	学識経験者	寒河江市文化財保護委員、寒河江市史編纂 専門員 歴史・文化財専門
15	国井寧 (大沼保義)	学識経験者	寒河江市史編纂委員 歴史・文化財専門 (令和元年8月5日～3年3月31日)
16	山田俊夫 (山本洋一)	学識経験者	寒河江市八幡町会役員 地域史専門 (令和元年8月5日～3年3月31日)
17	菊池進	学識経験者	寒河江市町会長連合会長 地域史専門
18	野口一雄	学識経験者	文化財保存活用支援団体(令和元年11月28 日～) 歴史・民俗学専門
19	山形県観光文化スポーツ部 文化振興・文化財活用課 (令和3年4月1日～)		

3. 経 過

(1) 作成に至る経過

平成 28 年 8 月に、市民団体から『八幡の杜・歴史資料センター』設置の要望書が市長あてに出されました。その目的は、「自分の足元の歴史・ふるさとを知って、ふるさとを愛する心をはぐくむ。大江公の城下町の歴史文化に磨きをかける。」というもので、資料保存と展示の機能をもつ施設建設の要望でした。

平成 30 年 3 月の市議会定例会で、文化財保護法改正に伴う活用と文化財の保存対策についての議員質問がありました。市当局からは、文化財を活かした地域づくりやまちづくりを進めていくことと、検討委員会を設置し、歴史文化研究の在り方とハード・ソフト両面から文化財の保存・活用について総合的に協議していくこと等を答弁し、平成 30 年度より検討委員会を設置していくことになりました。

平成 30 年度は、改正文化財保護法が次年度からの施行であるために、文化財保存活用地域計画作成に向けての準備段階の委員会として「寒河江市歴史文化振興検討準備委員会」を設立し、改正文化財保護法に示された協議会に準じた構成員 15 名を委嘱し、2 回の協議を行いました。

令和元年からは、新たに「寒河江市歴史文化振興検討委員会」を設置して協議を経て、令和 4 年度に地域計画の作成に至ったものです。

(2) 協議の経過

会議等	開催期日	協議内容その他
第 1 回寒河江市歴史文化振興検討委員会	令和元年 8 月 27 日	・ 委嘱書交付 ・ 委員長、副委員長の選出 ・ 寒河江市文化財保存活用地域計画について概要の説明
第 2 回寒河江市歴史文化振興検討委員会	令和 2 年 10 月 13 日	・ 寒河江市文化財保存活用地域計画 序章～第 3 章、章立ての変更
第 3 回寒河江市歴史文化振興検討委員会	令和 3 年 1 月 27 日	・ 寒河江市文化財保存活用地域計画 第 4 章、第 6 章・第 7 章について
第 4 回寒河江市歴史文化振興検討委員会	令和 3 年 2 月 25 日	・ 文化庁への認定申請の延期について ・ 寒河江市文化財保存活用地域計画 目次・章立ての変更について ・ 「文化財」の定義について ・ 「関連文化財群」について
第 5 回寒河江市歴史文化振興検討委員会	令和 3 年 6 月 11 日	・ 寒河江市文化財保存活用地域計画 素案検討
第 1 回寒河江市文化財保存活用地域計画策定検討会	令和 3 年 10 月 22 日	・ 副市長を会長とする担当課長会議（1 回目） ・ 素案の精査及び文化財の保存・活用に関する措置について調整 ・ 調整をふまえて文化庁への認定申請を半年間延期
第 2 回寒河江市文化財保存活用地域計画策定検討会	令和 3 年 12 月 21 日	・ 副市長を会長とする担当課長会議（2 回目） ・ 素案の精査及び文化財の保存・活用に関する措置について調整
第 6 回寒河江市歴史文化振興検討委員会	令和 3 年 12 月 23 日	・ 寒河江市文化財保存活用地域計画策定検討会における措置の調整の報告をふまえての素案検討

寒河江市文化財保存活用地域計画

令和5年1月31日 発行

編集・発行 山形県寒河江市教育委員会
〒991-8601 山形県寒河江市中央1丁目9番45号

印刷 中央印刷株式会社